

(素案)

ひがしおおさか 水道ビジョン 2030

ささえる・つながる・未来につなぐ

— 健全水道 東大阪 —

【中間見直し版】

令和8年3月

東大阪市上下水道局

目次

第1章 ひがしおおさか水道ビジョン2030の中間見直しにあたって

- 1. 中間見直しの趣旨 XX
- 2. 位置づけ XX
- 3. 計画期間と目標年度 XX

第2章 前期計画期間の評価

- 1. 評価にあたって XX
- 2. 前期計画期間における施策の進捗状況評価 XX

第3章 東大阪の水道が目指す姿

- 1. 基本理念 XX
- 2. 3つの将来像 XX
- 3. 8つの実現方策 XX
- 4. 18の施策 XX
- 5. 施策体系 XX
- 6. SDGs（持続可能な開発）への取組 XX

第4章 実現方策を推進するための18の施策

【実現方策1】 安全な水道水質の維持・向上

- 施策① 水質管理体制の充実 XX
- 施策② 鉛製給水管解消の推進 XX
- 施策③ 貯水槽水道への指導・助言強化と直結給水の推奨 XX

【実現方策2】 効率的な水道施設の再構築と維持管理

- 施策④ 水道施設の最適な配置・規模での整備 XX
- 施策⑤ 水道施設の適切な更新・維持管理の推進 XX

【実現方策3】 水道施設のレベルアップ

- 施策⑥ 水道施設の防災対策の推進 XX

【実現方策4】 危機管理のレベルアップ

- 施策⑦ 危機管理体制の充実 XX
- 施策⑧ 地域・他事業者・企業との連携の推進 XX

【実現方策5】 経営基盤の強化

- 施策⑨ 適切な資産管理の推進 XX
- 施策⑩ 必要な財源確保の推進 XX

【実現方策 6】 組織運営の強化・効率化	
施策⑪ 効率的な組織運営の推進	XX
施策⑫ 水道に精通した人材の育成	XX
施策⑬ 広域連携・官民連携の推進	XX
【実現方策 7】 お客さまサービスの向上	
施策⑭ 広報・広聴手法の充実	XX
施策⑮ 水道サービス・手続きの充実	XX
施策⑯ 給水装置工事への対応の向上	XX
【実現方策 8 環境への配慮】	
施策⑰ 省エネルギーに努めた水運用の推進	XX
施策⑱ 環境へ配慮した事業の推進	XX

第5章 これからの水道事業経営の見通し

1. 投資の見通し	XX
2. 財政収支の見通し	XX

第6章 ひがしおおさか水道ビジョン 2030 の実施に向けて

資料編

第 1 章

ひがしおおさか水道ビジョン 2030 の中間見直しにあたって

1. 中間見直しの趣旨 X
2. 位置づけ X
3. 計画期間と目標年度 X

1. 中間見直しの趣旨

東大阪市では、安全で安心な水道水の供給を継続的に行いながら、強靱な水道施設を再構築し、経営基盤を強化することで、将来・次世代にわたり健全な水道事業を維持していくために、令和3年3月に「ひがしおおさか水道ビジョン2030」を新たに策定しました。

しかしながら、水道事業は、従来からの課題である人口の減少や節水の進展による水需要の減少、施設の老朽化に伴って、安定した水の供給を維持することがさらに困難になっています。また、地震や豪雨などの自然災害の激甚化により、強靱な施設整備が求められる状況が続いているほか、近年の物価高騰による資材費や労務単価の上昇が水道事業の経営に大きな影響を及ぼしています。

さらに、国においては、水道行政はこれまで厚生労働省の所管でしたが、国土交通省や環境省へと移管されるなど、制度や施策の枠組みにも変化が見られます。デジタル技術の進展やカーボンニュートラルの取組など、社会全体の大きな変化にも水道事業は迅速に対応する必要があります。

このような背景を踏まえ、水道ビジョンの計画期間（令和3年度～令和12年度）の中間地点において、事業の進捗状況を点検・評価し、残りの計画期間における事業環境の変化に対する対応策を検討するための「中間見直し」を実施します。

2. 位置づけ

「ひがしおおさか水道ビジョン 2030」は、東大阪市第3次総合計画^{※1}に示す将来都市像の実現に向けた、本市水道事業計画の最上位に位置付けられるものであるとともに、厚生労働省が策定した「新水道ビジョン^{※2}」を踏まえた水道事業ビジョンとなるものです。

従前の「東大阪市水道ビジョン」を引継ぎつつ、これからの東大阪の水道が目指す姿及び目標を設定し、その実現に向けた今後の施策の方向性を示すとともに、総務省が地方公営企業^{※3}の持続的な事業運営のために策定を求める、「経営戦略^{※4}」としての位置づけも兼ねるものとなります。

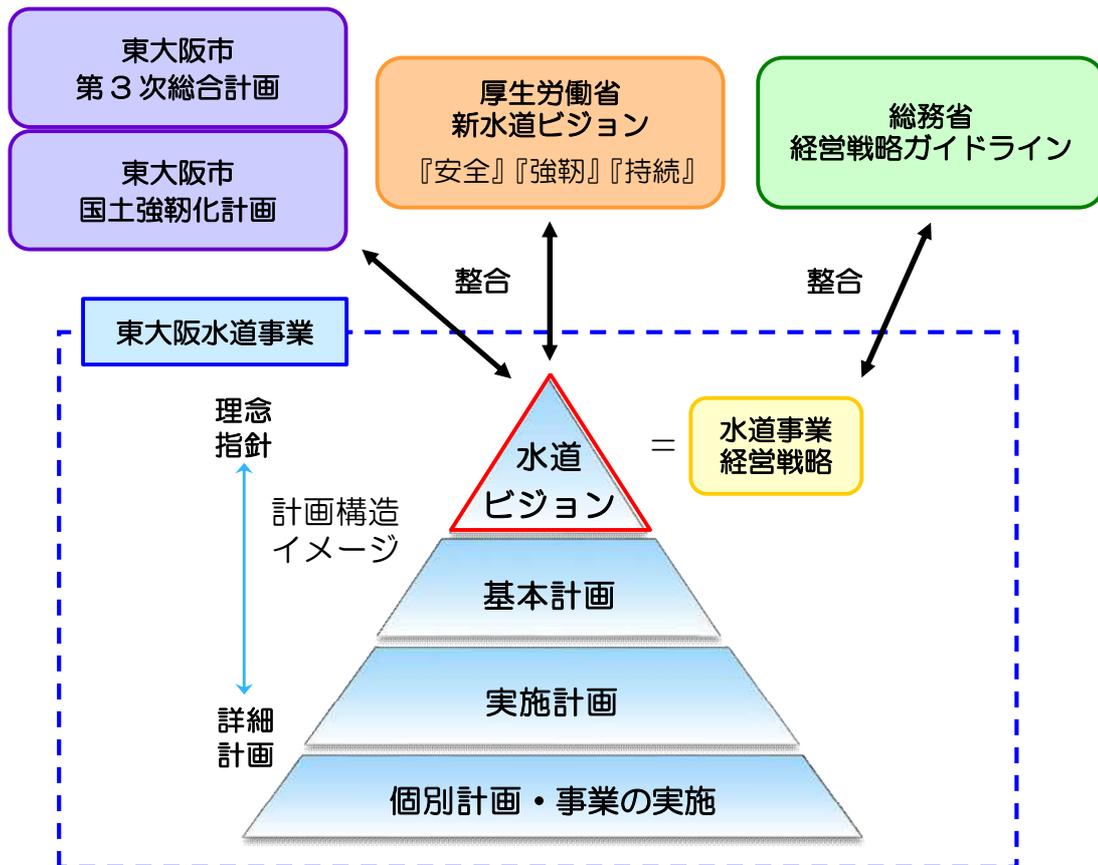


図 1.1 「ひがしおおさか水道ビジョン 2030」の位置づけ

3. 計画期間と目標年度

「ひがしおおさか水道ビジョン2030」の目標年度は、東大阪市第3次総合計画と整合を図り、令和12年度、計画期間を令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

また、「ひがしおおさか水道ビジョン2030」の具体的なアクションプランとなる「中期実施計画」を5年間の計画として策定し、その改訂時の状況・情勢にあわせて必要に応じてビジョンの見直しを行うこととします。

	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	
東大阪市 第3次総合計画	令和3（2021）年度～令和12（2030）年度の10年間										
ひがしおおさか 水道ビジョン2030	令和3（2021）年度～令和12（2030）年度の10年間										
中期実施計画	中期実施計画：5年間					適宜ビジョン を見直し	中期実施計画：5年間				

図 1.2 目標年度と計画期間

第 2 章

前期計画期間の評価

- 1. 評価にあたって X
- 2. 前期計画期間における施策の進捗状況評価 X

1. 評価にあたって

東大阪市では、「ささえる・つながる・未来につなぐ — 健全水道 東大阪 — 」を基本理念とし、3つの将来像、8つの実現方策のもと、具体的な取組として「18の施策」を掲げて取り組んできました。

水道ビジョンの中間見直しにあたり、前期計画期間で取り組んできた内容とその評価を報告します。

(評価の凡例)

	数値目標あり	数値目標なし
◎	100%	予定通り達成
○	80%以上 100%未満	概ね達成
△	80%未満	一部達成しているが遅れている
×	0%	未実施

2. 前期計画期間における施策の進捗状況評価

施策① 水質管理体制の充実

取組項目	ビジョンの取組内容及び実績	評価
1 水安全計画の継続的な運用と改善	<ul style="list-style-type: none"> 水安全計画^{※5}を継続的に運用し、適宜改定を行うことで、水質管理が適切に実施できた。 ◇ 水質基準不適合率 (R6) : 0.0% ◇ 水安全計画の運用・改善 (R6) : 運用中 	◎
2 水質モニターの機能充実・最適配置の実行	<ul style="list-style-type: none"> 水質モニター^{※6}の計画的な更新を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 水質モニター更新の工期が一部延期となったため、評価は○とした。 	○
3 水道施設のセキュリティ強化	<ul style="list-style-type: none"> 場内監視カメラ及び警報装置による監視・警備の実施を継続した。 配水場^{※7}等の機械警備業務の一括化を進めた。 	◎
4 外部精度管理への積極的な参加	<ul style="list-style-type: none"> 他機関（環境省・大阪府等）主催の外部精度管理^{※8}へ参加し、良好な結果であった。 	◎
5 水質管理の連携	<ul style="list-style-type: none"> アクアネット大阪を通じ、大阪広域水道企業団^{※9}と水質情報を共有した。 大阪広域水道企業団との水質共同検査に加え、寝屋川市、門真市、東大阪市の三市で「東部三市水道水質共同検査」の協定を締結し、共同で水質検査を実施した。 	◎

● 水質基準不適合率

給水栓^{※10}での水質基準値に対する不適合割合を示す指標。



● 水安全計画の運用・改善

水質管理の運用状況に基づく対応措置・方法の改善度合い及び水質基準の改定等の状況変化への対応状況を表す指標。

計画期間中、適宜改善を実施

施策② 鉛製給水管解消の推進

取組項目	ビジョンの取組内容及び実績	評価
1 鉛製給水管使用実態の詳細な調査	<ul style="list-style-type: none"> 鉛製給水管の使用実態について、詳細調査で残存状況を把握するとともに、適宜情報の修正を行った。 	◎
2 鉛製給水管使用者への個別周知	<ul style="list-style-type: none"> 給水管埋設状況調査時に、鉛製給水管使用者に対して早期布設替え^{*11}の必要性や注意事項を周知した。 鉛製給水管に関する情報を市のウェブサイトや広報紙を通じて広報した。 	◎
3 メーター1次側(公道部)の鉛製給水管解消の推進	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年4月に鉛管解消計画(第2版)を策定し、上下水道局によるメーター1次側(公道部)の鉛製給水管の解消を推進した。 <p>◇ 鉛製給水管率 (R6) : 5.4%</p>	◎
4 鉛製給水管解消に向けた新たな制度の検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> 他市における鉛製給水管解消に向けた制度の導入状況を調査し、助成制度の導入について検討した。 ➢ 上下水道局によるメーター1次側(公道部)の鉛製給水管の解消を最優先課題とし、宅地内における鉛製給水管の取替工事費用の助成制度の導入は、あらためて検討を行うこととしたため、評価は△とした。 	△

● 鉛製給水管率

給水件数に対する鉛製給水管使用件数の割合を示すものであり、鉛製給水管の解消に向けた取組の進捗度合いを表す指標。



施策③ 貯水槽水道への指導・助言強化と直結給水の推奨

取組項目	ビジョンの取組内容及び実績	評価
1 未確認小規模貯水槽水道の調査	<ul style="list-style-type: none"> 未確認小規模貯水槽水道について設置有無の現地調査を行い、調査結果を貯水槽台帳^{*12}システムへ反映した。 	◎
2 貯水槽調査における管理状況等の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 小規模貯水槽水道設置者及び管理者宛に案内文を送付し、依頼があった貯水槽の点検を行い、必要に応じて指導・助言を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 貯水槽水道設置者からの依頼に基づく点検実施に留まり点検数が少なかったため、評価は△とした。 小規模貯水槽水道点検率 (R6) : 2.9% 	△
3 保健所との連携強化・情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 貯水槽水道^{*13}設置者や管理者への指導・助言について、保健所との情報共有を行うことで、設置状況や調査結果の相互補完ができた。 	◎
4 直結給水への切替推奨及び啓発	<ul style="list-style-type: none"> 貯水槽水道設置者及び管理者へ送付している啓発文にて、貯水槽から直結給水^{*14}への切替の推奨を行った。 直結増圧給水の適用範囲を口径 75 mmまで拡大した。 	◎

● 小規模貯水槽水道点検率

5年以内に点検を実施した小規模貯水槽水道の件数の割合を示すもので、水道事業としての貯水槽水道への関与度を示す指標（令和5年度から開始）。



施策④ 水道施設の最適な配置・規模での整備

重点施策

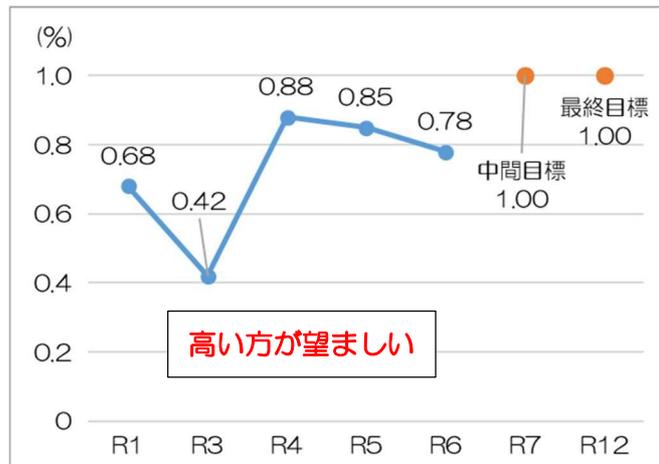
取組項目	ビジョンの取組内容及び実績	評価
<p>1 石切高区浄水場の配水池化に向けた整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石切高区浄水場^{※15}の配水池化へ向けて、関係各所と湧水利用停止の協議・調整を実施した。 ・ 石切高区浄水機能を令和7年度に廃止することができた。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 石切高区浄水場の配水池化に向けた整備が予定より遅れたため、評価は○とした。 	<p>○</p>
<p>2 統廃合を含めた施設の最適配置及びダウンサイジング</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旭町受水^{※16}中継ポンプ場^{※17}建設工事に着手した。 ・ 管路更新計画に基づき、配水本管・支管の縮経を実施した。 ・ 水道施設等再構築事業（第2期）策定において、整備内容等を検討した。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 旭町受水中継ポンプ場のスケジュールが遅れているものの、目標を概ね達成しているため、評価は○とした。 	<p>○</p>
<p>3 配水ブロック化による水運用効率化・事故被害軽減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山間部ブロック化について、平時・施設工事時の運用及び非常時の対応（冗長性）を含め検討・シミュレーションを行った。 ・ 他事業者が取り組んでいる配水ブロック化^{※18}事業について調査した。 	<p>◎</p>
<p>4 配水ブロック間の配水系統連絡管の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管路更新計画に基づき、ブロック化に向けた管路整備を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 整備・検討を進めたが、一部布設替工事が予定年度で竣工できなかったため、評価は○とした。 	<p>○</p>

施策⑤ 水道施設の適切な更新・維持管理の推進

取組項目	ビジョンの取組内容及び実績	評価
1 計画的な管路の更新・保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管路更新計画に基づき管路更新率の段階的な引き上げに取り組んだ。 ・ 管路更新計画に基づき優先順位を考慮した管路更新を進めた。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 管路更新率の実績値が令和6年度において目標値を下回ったため、評価は○とした。 ◇ 管路更新率 (R6) : 0.78% 	○
2 計画的な配水池の更新・保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 池島配水場劣化調査を完了した。 ・ 五条中区配水池の耐震補強及び改修工事を完工した。 ・ 上小阪配水場2号配水池の改修工事を施工した。 ・ 劣化調査の結果、一部の配水池については改修の緊急性を要さないため、施工時期を見直した。 ◇ 配水池調査率 (R6) : 81.8% 	◎
3 計画的な機械・電気・計装設備の更新・保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設、設備の定期的な保守点検、必要な補修等の実施を継続し、状態監視保全に努めた。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 施工面・費用面・事業の平準化等により修繕時期を見直した業務があるため、評価は○とした。 	○
4 管路の漏水防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度から従来の漏水調査^{※19}手法を見直し、人工衛星を活用した漏水探知で市内全域の調査を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 漏水調査を計画的に実施したが、有収率^{※20}の実績値が令和6年度において目標値を下回ったため、評価は○とした。 ◇ 有収率 (R6) : 94.6% 	○
5 管路付属物の調査・維持管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管路付属物（バルブ・消火栓^{※21}等）の計画的な更新を行った。 ・ 管路付属物（バルブ・消火栓等）の定期的な点検・調査を実施した。 	◎

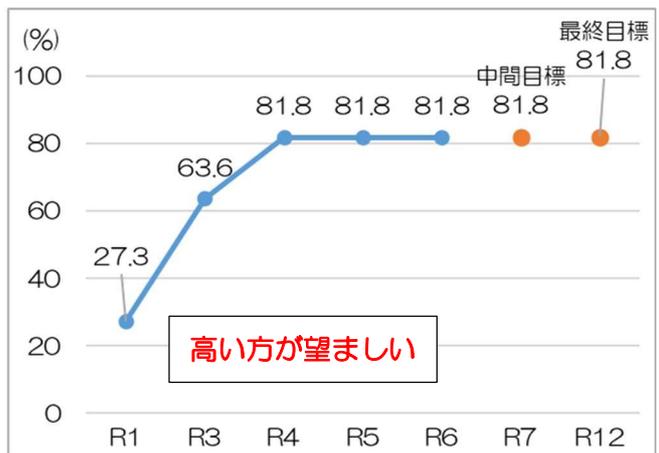
● 管路更新率

管路の延長に対する更新された管路延長の割合を示すもので、管路更新の執行度合いを表す指標。



● 配水池調査率

躯体コンクリートの劣化状況を調査した配水池の割合を示すものであり、健全性確保に向けた配水池調査の執行度合いを表す指標。



● 有収率

年間配水量に対する有収水量^{※22}の割合を示すもので、水道施設を通して供給される水量がどの程度収益に繋がっているかを表す指標。



施策⑥ 水道施設の防災対策の推進

重点施策

取組項目	ビジョンの取組内容及び実績	評価
1 配水池の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 五条中区配水池耐震補強及び改修工事を完工した。 ◇ 配水池の耐震化率（R6）：52.4% 	◎
2 管路の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管路更新のペースアップを図った。 ・ 管路全体及び基幹管路^{※23}の耐震化を推進した。 ◇ 管路の耐震管率（R6）：19.4% ◇ 基幹管路の耐震適合率（R6）：57.1% 	◎
3 重要給水施設配水管路の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要給水施設^{※24}配水管路の耐震化を優先的に取り組んだ。 ◇ 重要給水施設配水管路の耐震適合率（R6）：40.6% 	◎
4 停電・浸水・土砂災害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東大阪市ハザードマップの更新に伴い、浸水対策について再検討した。 ・ 災害時等に迅速な対応ができるよう、停電を想定した訓練を行った。 ・ 非常用発電機の定期的な試運転を行い、設備に異常がないことを確認した。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 停電等災害に伴う施設の運転停止におけるバックアップ^{※25}運用等の確認・検証ができていないため、評価は○とした。 	○
5 災害時に必要な水量の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急遮断弁^{※26}の定期的な動作確認を継続的に実施した。 ・ 五条中区配水池耐震補強及び改修工事を完工した。 	◎
6 防災拠点としての新水道庁舎の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ PFI 事業者選定委員会の審査を経て、事業者の選定を行い、事業契約を締結した。 ・ 設計業務に着手し、新水道庁舎整備に向けて事業を推進した。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 新水道庁舎の整備スケジュールが当初の予定より遅れているものの、事業を推進できているため、評価は○とした。 	○

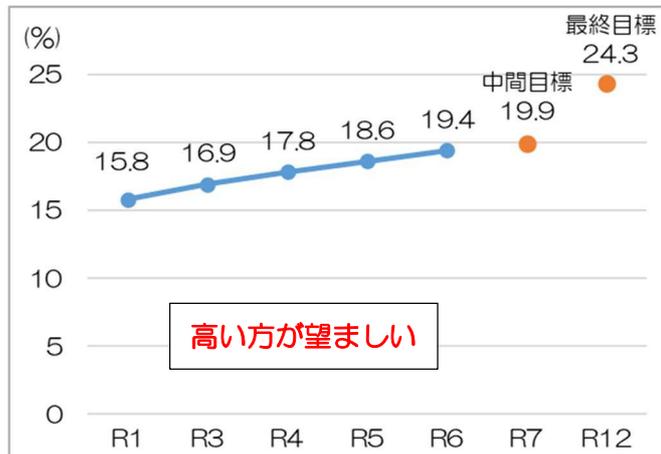
● 配水池の耐震化率

全配水池容量※27に対する耐震対策の施された配水池の容量の割合を示すもので、地震災害に対する配水池の信頼性・安全性を表す指標。



● 管路の耐震管率

全ての管路の延長に対する耐震管延長の割合を示すもので、災害に対する水道管路網の安全性、信頼性を表す指標。



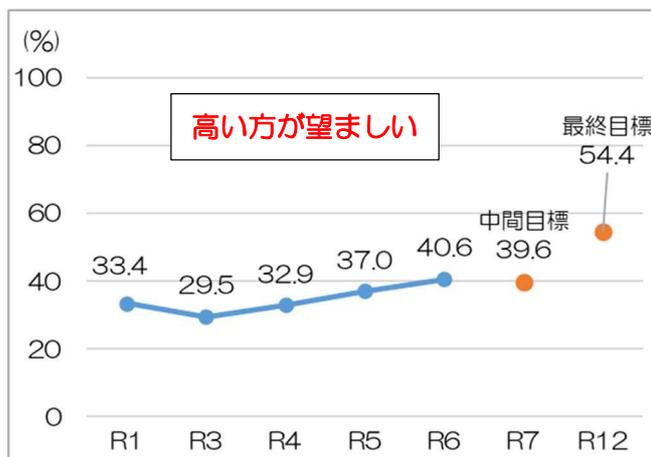
● 基幹管路の耐震適合率

基幹管路の延長に対する耐震適合性のある管路延長の割合を示すもので、災害に対する基幹管路の安全性、信頼性を表す指標。



● 重要給水施設配水管路の耐震適合率

重要給水施設への配水管の延長に対する耐震適合性のある管路延長の割合を示すもので、大規模な地震災害に対する重要給水施設配水管路の安全性、信頼性を表す指標。



取組項目	ビジョンの取組内容及び実績	評価
1 危機管理マニュアルの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道危機管理マニュアルの内容精査を行い、資料等の追加検討を行った。 ・ 職員に配布している水道危機管理対応マニュアル（概要版）の構成を見直し、災害時における各担当職員の業務内容が分かるように変更した。 	◎
2 業務継続計画（BCP）の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東大阪市水道事業業務継続計画（BCP）^{※28}【地震編】を策定した。 ➢ BCPに基づく訓練・研修は実施できていないため、評価は○とした。 	○
3 災害対策研修・訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理対応マニュアル研修を実施した。 ・ 大阪広域水道企業団との合同訓練を実施した。 ・ 日本水道協会との情報伝達訓練及び応急給水^{※29}訓練を実施した。 ➢ 訓練・研修を実施したものの BCP に基づく研修方法の精査が必要であるため、評価は○とした。 	○
4 応急給水施設の整備・維持管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要給水施設である病院にアンケート及び現地調査を実施し、災害時の応急給水方法を確認した。 ・ 第一次避難所（小・中学校）への応急給水方法の現地調査を実施した。 	◎
5 災害時に必要な資器材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急給水袋及び災害用非常食を購入した。 ・ 備品の分散保管を行った。 ・ 南海トラフ地震臨時情報の発令に伴い各機場の状況等を確認し、必要な備品の精査を行った。 ➢ 他団体との共同備蓄の検討が不十分なため、評価は○とした。 	○

施策⑧ 地域・他事業体・企業との連携の推進

取組項目	ビジョンの取組内容及び実績	評価
1 受援（ヒト・モノ）体制構築の推進	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に必要な協定について検討を行い、協議を進めた。 	◎
2 地域・他事業体等との災害対策訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> 日本水道協会との情報伝達訓練及び応急給水訓練、大阪広域水道企業団との拠点給水設備やあんしん給水栓による応急給水訓練を実施した。 危機管理室及び自治防災組織との耐震性貯水槽^{※30}を用いた訓練を実施した。 市総合防災訓練に参加した。 	◎
3 自助・共助のための PR の充実	<ul style="list-style-type: none"> 各種イベント（東大阪市民ふれあい祭り、水道週間、市総合防災訓練・防災フェア、HANAZONO EXPO 等）の実施及び参加を行った。 イベントでは災害に備える必要性を周知するパネル等を設置し、災害用備蓄水や備蓄に関するリーフレットを配布する等の啓発を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 広報紙等での PR を十分に行えなかったため、評価は○とした。 	○

施策⑨ 適切な資産管理の推進

取組項目	ビジョンの取組内容及び実績	評価
1 アセットマネジメントの推進・充実	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道事業経営審議会において、水道ビジョンの進捗について報告した。 財政状況の実績と見通しを確認、報告した。 施設の点検・調査、修繕などの維持管理情報を活用した。 	◎
2 施設台帳・水道 GIS の充実・維持管理への活用	<ul style="list-style-type: none"> 完工図等を電子データ化するとともに、施設台帳・GIS^{※31}・アセットデータの整備、更新を行った。 修繕受付システム、修繕・鉛管解消工事台帳、水管橋点検データを登録し、維持管理業務のデータベース化を行った。 	◎

取組項目	ビジョンの取組内容及び実績	評価
1 適正な水道料金への見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道料金の改定について、令和7年10月から平均改定率約19%の値上げを実施した。 ・ 給水装置^{※32}工事手数料の改定を令和4年10月から実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 料金体系^{※33}の見直しについても検討が必要であるため、評価は○とした。 <p>◇ 料金回収率 (R6) : 95.7%</p>	○
2 未納対策（臨戸訪問、早期回収、給水停止等）の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨戸訪問、早期回収、給水停止、架電、支払誓約書による未納対策に加え、給水停止猶予期間の短縮等、未納対策の強化を実施し、滞納額の削減に取り組んだ。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 前年度料金収納率^{※34}と比較すると、ほぼ同率であったため、評価は○とした。 <p>◇ 料金収納率 (R6) : 99.2%</p>	○
3 保有資産の有効活用（未利用地の使用許可、貸付、売却等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売却可能な資産については、関係部署等と調整を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 関係部署等との調整に時間を要しているが、売却に向けて着実に進んでいるため、評価は○とした。 	○
4 水道施設の建設・維持管理コストの低減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管材料（口径 150 mm以下）に水道配水用ポリエチレン管を使用することや低コスト工法（切削等）の採用により工事費を節減した。 ・ 管路口径をダウンサイジングすることによるコスト削減を行った。 	◎
5 資金残高の確保、企業債残高の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水収益^{※35}に対する企業債^{※36}残高の割合について、計画値を達成できるように管理した。 <p>◇ 給水収益に対する企業債残高の割合 (R6) : 270.8%</p>	◎

● 料金回収率

給水原価に対する供給単価の割合を示すもので、水道事業の経営状況の健全性を表す指標。



● 料金収納率

1年間の水道料金総調定額に対して、決算確定時点において納入されている収入額の割合を示すもので、水道事業の経営状況の健全性を表す指標。



● 給水収益に対する企業債残高の割合

給水収益に対する企業債残高の割合を示すもので、企業債残高が規模及び経営に及ぼす影響を表す指標。



施策⑪ 効率的な組織運営の推進

取組項目	ビジョンの取組内容及び実績	評価
1 組織機構改正・職員の定数見直しの実施	<ul style="list-style-type: none"> 東大阪市行財政改革プラン 2025<上下水道事業編>の策定にあたり、職員数計画等の検討を行った。 	◎
2 情報資産の適正管理・電子化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市における情報セキュリティを準用し、情報資産の適正管理・電子化を推進した。 水道情報活用システム^{*37}標準仕様研究会主催の説明会へ参加し、情報収集に努めた。 <ul style="list-style-type: none"> 水道情報活用システムの導入検討までは行っていないため、評価は○とした。 	○
3 情報資産のバックアップの確保	<ul style="list-style-type: none"> 各種システム（庁内 LAN、GIS、上下水道料金システム、企業会計システム）について、引き続きバックアップを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 一部システムにおいては改善が必要なため、評価は○とした。 	○

施策⑫ 水道に精通した人材の育成

取組項目	ビジョンの取組内容及び実績	評価
1 水道人材育成（研修等）計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成の方針を示す「ひがしおおさか水道人材育成方針」を策定した。 	◎
2 ベテラン職員による技術継承の推進（OJT 等）	<ul style="list-style-type: none"> ベテラン職員の技術を継承できるよう OJT^{*38}を推進した。 業務マニュアルを一元管理し、適宜見直しを促した。 	◎
3 内部研修の実施及び外部研修への積極的参加	<ul style="list-style-type: none"> 様々な内部研修・業務発表会を実施した。 外部研修へ積極的に参加した。 <p>◇ 内部・外部研修時間（R6）：14.3 時間/人</p>	◎
4 日本水道協会や大阪広域水道企業団等の研究発表会での発表	<ul style="list-style-type: none"> 日本水道協会全国会議、日本水道協会関西地方支部等の研究発表会で発表した。 <p>◇ 研究発表会における発表事例数（R6）：4回</p>	◎
5 水道事業に必要な資格取得の推進	<ul style="list-style-type: none"> 各市の支援制度状況を情報収集し独自の資格取得支援制度を設立、運用を開始した。 	◎

● 内部・外部研修時間

職員一人当たりの内部・外部研修の受講時間を表すもので、技術継承及び技術向上への取組状況を表す指標。



● 研究発表会における発表事例数

日本水道協会等の研究発表会における発表事例数を示すもので、技術継承及び技術向上への取組状況を表す指標。



取組項目	ビジョンの取組内容及び実績	評価
1 大阪府等の広域連携に関する協議会への参画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府域一水道に向けた水道のあり方協議会へ参画し、持続可能な水道事業の実現に向けた広域連携※39の取組を検討した。 	◎
2 大阪広域水道企業団との統合を含む広域化の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪広域水道企業団との統合について検討した。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 大阪広域水道企業団との統合に関する議案は、市議会において否決となったため、評価は○とした。 	○
3 近隣事業体との業務共同化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寝屋川市、門真市、東大阪市との「東部三市水道水質共同検査」の協定を締結し、水質共同検査を実施した。 ・ 人工衛星を活用した漏水探知を近隣の7事業体共同で行った。 	◎
4 民間活力を利用した効率的な運営体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新水道庁舎整備事業において、PFI 事業者を決定した。 ・ 営業業務部門の民間委託を継続して行った。 	◎
5 民間活力を利用した新たな発注方法の調査・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模簡易 DB※40方式による管路工事を発注した。 ・ 管路工事発注事務効率化の一部として、発注規模の見直し・債務負担行為活用拡大による事業の平準化を実施した。 	◎

取組項目	ビジョンの取組内容及び実績	評価
1 戦略的な情報提供・PRの推進・充実	<ul style="list-style-type: none"> 「ひがしおおさか水道広報戦略」を策定した。 策定した広報戦略に基づき、市ウェブサイト、市政だより、SNS等を活用し、また各種イベントを開催するなど幅広く広報活動を実施した。 <p>◇ インターネットによる情報の提供度 (R6) : 242回</p>	◎
2 定期的な外部意見広聴の実施	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道事業経営審議会において、水道料金の改定についてや、決算及び水道ビジョンの進捗管理について審議した。 市長部局と連携し、市政モニターやLINE、電子申請等によるアンケートを実施した。 <p>◇ 水道に対する満足度 (R6) : 62.5%</p>	◎
3 環境・社会学習による水道への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> 出前教室や講習会等を随時開催した。 	◎

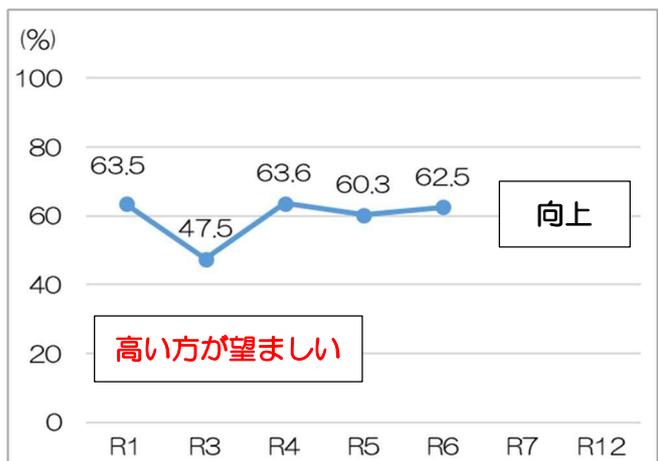
● インターネットによる情報の提供度

水道事業の情報発信回数を表すもので、お客様への事業内容の公開度合いを表す指標



● 水道に対する満足度

アンケートで水道に「満足」等と回答した人数割合を示すもので、お客様の満足度を表す指標。



施策⑮ 水道サービス・手続きの充実

取組項目	ビジョンの取組内容及び実績	評価
1 口座割引・クレジット カード決済の検討	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する市や中核市の動向、お客様向けのアプリ、eLTAX（地方税ポータルシステム）に関する情報を収集し、導入について検討した。 ➤ 費用対効果の課題等から導入に至っていないため、評価は○とした。 	○
2 各種手続き・問合せ窓口 の一元化・電子化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 営業部門の窓口サービスを一元化し、インターネット受付の実施により、電子化を進めた。 水道管理設状況のウェブ閲覧等、電子化を進めた。 ➤ 開閉栓業務でインターネット受付が増加しているものの、利用率が低いため、評価は○とした。 	○
3 スマートメーター・ ICT・IoT等の活用に向けた調査	<ul style="list-style-type: none"> スマートメーター※41の導入について、他市の動向等による情報収集を行った。 ➤ 費用対効果の課題等から導入に至っていないため、評価は○とした。 	○
4 検針業務等を通じた地域 活動等との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 営業部門委託業者と東大阪市社会福祉協議会との間のSOSオレンジネットワークの連携により、利用者との連携推進や地域への貢献を図った。 	◎

施策⑯ 給水装置工事への対応向上

取組項目	ビジョンの取組内容及び実績	評価
1 指定給水装置工事事業者への研修・指導 の充実	<ul style="list-style-type: none"> 指定給水装置工事事業者※42への研修会を実施した。 指定給水装置工事事業者の新規指定、更新、変更時などで研修会への参加状況を確認し、参加促進を行った。 	◎
2 円滑な指定更新手続きの 実施	<ul style="list-style-type: none"> 指定給水装置工事事業者の指定更新手続きを遅滞なく円滑に実施した。 	◎
3 給水装置の管理に関する 広報の推進	<ul style="list-style-type: none"> 給水装置の管理区分・維持管理の必要性について広報紙や市ウェブサイトへ掲載した。 指定給水装置工事事業者リスト及び修繕工事対応可能工事事業者リストを市ウェブサイトへ公表した。 	◎

施策⑰ 省エネルギーに努めた水運用の推進

取組項目	ビジョンの取組内容及び実績	評価
1 受水・位置エネルギー活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 水走配水場、池島配水場、中石切受水中継ポンプ場における受水圧・位置エネルギーの活用を継続した。 企業団受水圧を利用した旭町受水中継ポンプ場の建設に取り組んだ。 民間企業と契約を結び、水走配水場で企業の受水圧を利用したマイクロ水力発電^{*43}を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 旭町受水中継ポンプ場のスケジュールが遅れているものの、目標値を概ね達成したため、評価は○とした。 <p>◇ 配水量 1m³当たりの電力消費量 (R6) : 0.14kWh/m³</p>	○
2 インバータ（回転数）制御による省エネルギー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> インバータ制御^{*44}（水走、上小阪、菱屋西配水場及び中石切受水中継ポンプ場）によるきめ細やかな、効率的な水運用を行うことで、電力使用量の削減を図った。 	◎

● 配水量 1m³当たりの電力消費量

配水量 1m³当たりの電力消費量を示すもので、省エネルギー対策への取組度合いを表す指標。



施策⑩ 環境へ配慮した事業の推進

取組項目	ビジョンの取組内容及び実績	評価
1 建設工事副産物リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> 水道工事に伴って発生した建設副産物をリサイクル施設への搬入等により、有効活用した。 リサイクル材の使用により、環境負荷の低減を図った。 <p>◇ 建設副産物のリサイクル率 (R6) : 100.0%</p>	◎
2 再生可能エネルギー発電 (太陽光・小水力等) 導入の推進	<ul style="list-style-type: none"> 池島配水場及び上小阪配水場の太陽光発電を継続して運用した。 民間企業による水走配水場のマイクロ水力発電における売電収入の一部を確保した。 <p>➢ 取組を実施したものの、再生可能エネルギー利用率が若干低下したため、評価は○とした。</p> <p>◇ 再生可能エネルギー利用率 (R6) : 0.42%</p>	○
3 再生可能エネルギーを取り入れた新電力会社への切替	<ul style="list-style-type: none"> 新電力会社等からの電力調達について、情報収集に努めた。 <p>➢ 新電力会社の切替について、方針決定には至っていないため、評価は○とした。</p>	○

● 建設副産物のリサイクル率

水道事業における工事などで発生する建設副産物のうち、再資源化（再使用・再生利用）された建設副産物の割合を示すもので、環境保全への取組度合いを表す指標。



● 再生可能エネルギー利用率

全施設の電力消費量に対する再生可能エネルギーの利用の割合を示すもので、環境負荷低減に対する取組度合いを指標。



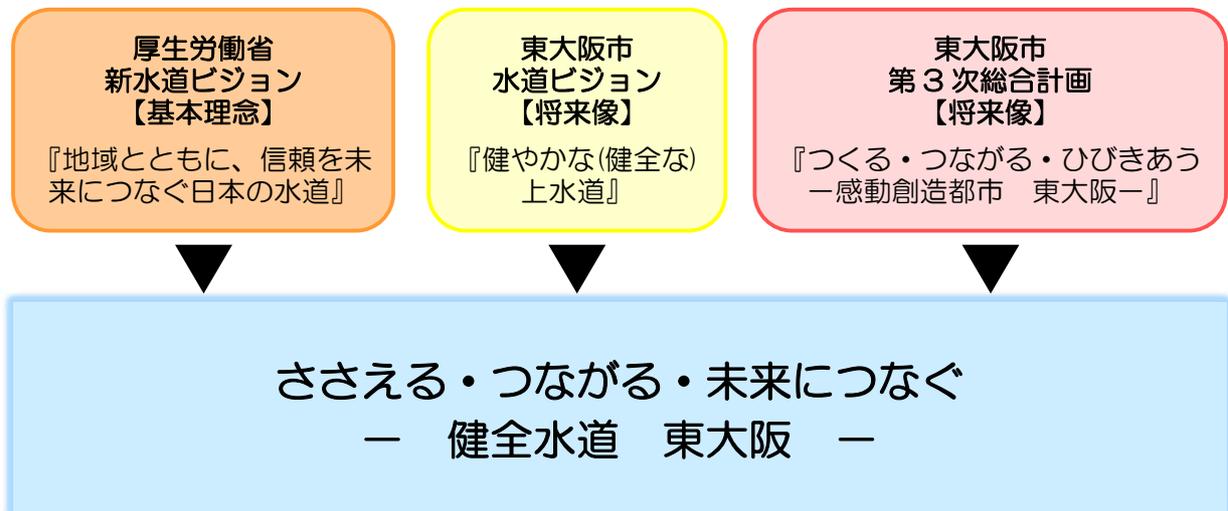
第 3 章

東大阪の水道が目指す姿

1. 基本理念	XX
2. 3つの将来像	XX
3. 8つの実現方策	XX
4. 18の施策	XX
5. 施策体系	XX
6. SDGs（持続可能な開発）への取組	XX

1. 基本理念

ひがしおおさか水道ビジョン 2030 では、①厚生労働省の「新水道ビジョン」における基本理念、②従前の東大阪市水道ビジョンの将来像、③東大阪市第3次総合計画の目指す将来像を参考に、基本理念及び本市水道事業の目指す姿を以下のとおり設定します。



『基本理念で示す東大阪市水道事業の目指す姿』

市民の生命・生活を**支えつづけていく**重要なインフラとしての使命をもち、ラグビーからイメージされる団結力で市民・地域・近隣事業体・協力企業などと**連携して**いながら、東大阪市に携わる全ての人々を支え、またその活動をつなげ、さらに**未来・次世代に引き継いでいく**ことができる「健全水道」の実現をめざします。

2. 3つの将来像

前述の基本理念を基に、厚生労働省の「新水道ビジョン」における水道の将来像「安全・強靱・持続」の考え方を参考に、本ビジョンにおける「3つの将来像」を以下のように設定します。

3つの将来像

安全・安心・安定の信頼される水道

安全な水道水質の維持向上、水道施設の再構築と維持管理により、いつでも、どこでも、安全・安心な水を安定してお届けすることを目指します。

災害に備えた強靱な水道

水道施設のレベルアップ、危機管理のレベルアップにより、災害等による被害を最小限にとどめ、かつ迅速に復旧できるしなやかな水道を目指します。

健全な経営を 持続できる水道

経営基盤の強化、組織運営の強化・効率化、お客さまサービス向上、環境への配慮により、持続的な事業運営が可能な水道を目指します。

3. 8つの実現方策

東大阪市の水道事業が目指す3つの将来像を実現するために、「8つの実現方策」を以下のとおり設定します。

将来像

安全・安心・安定の信頼される水道

災害に備えた強靱な水道

健全な経営を
持続できる水道

実現方策

1. 安全な水道水質の維持・向上

2. 効率的な水道施設の再構築と維持管理

3. 水道施設のレベルアップ

4. 危機管理のレベルアップ

5. 経営基盤の強化

6. 組織運営の強化・効率化

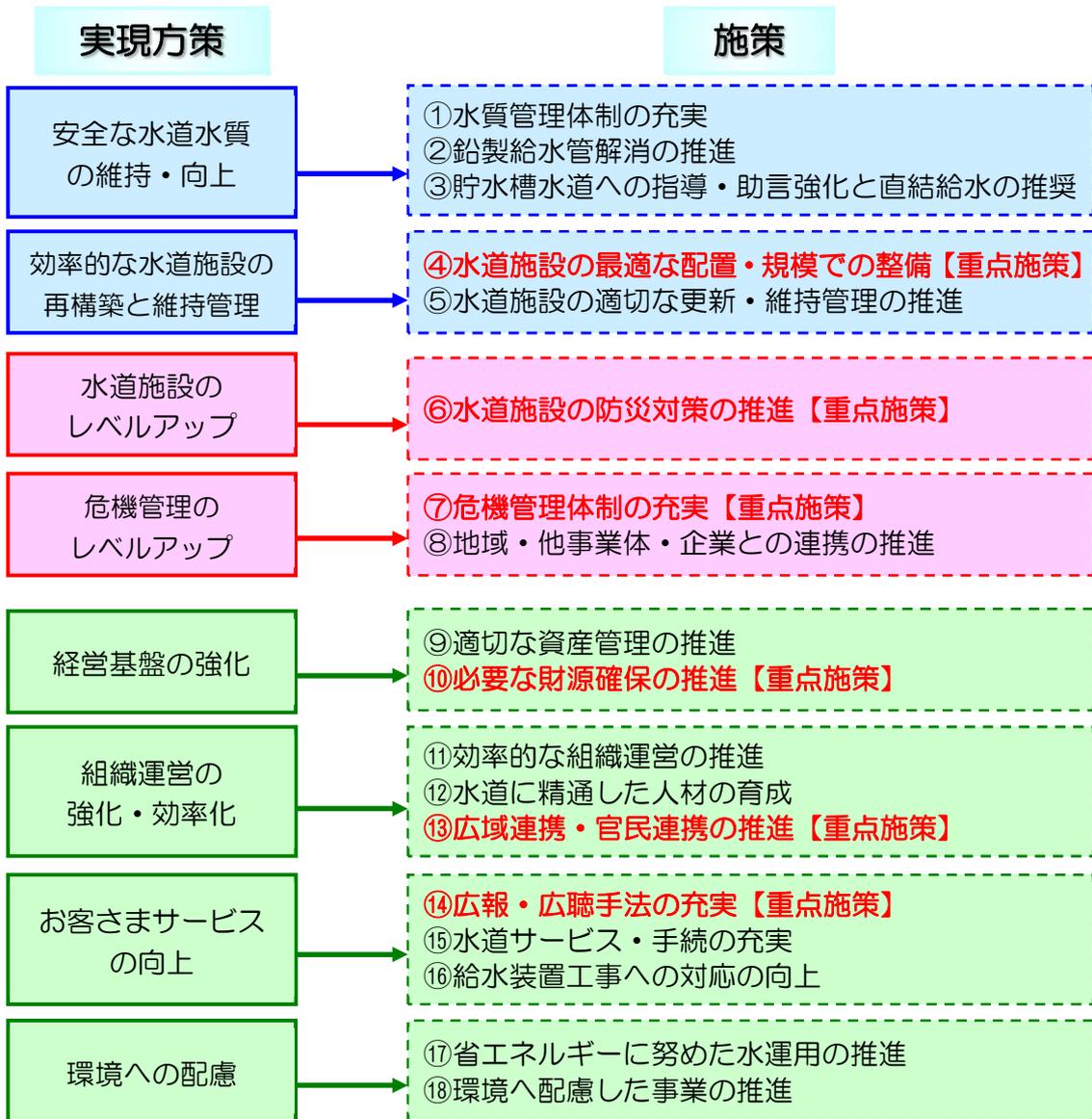
7. お客さまサービスの向上

8. 環境への配慮

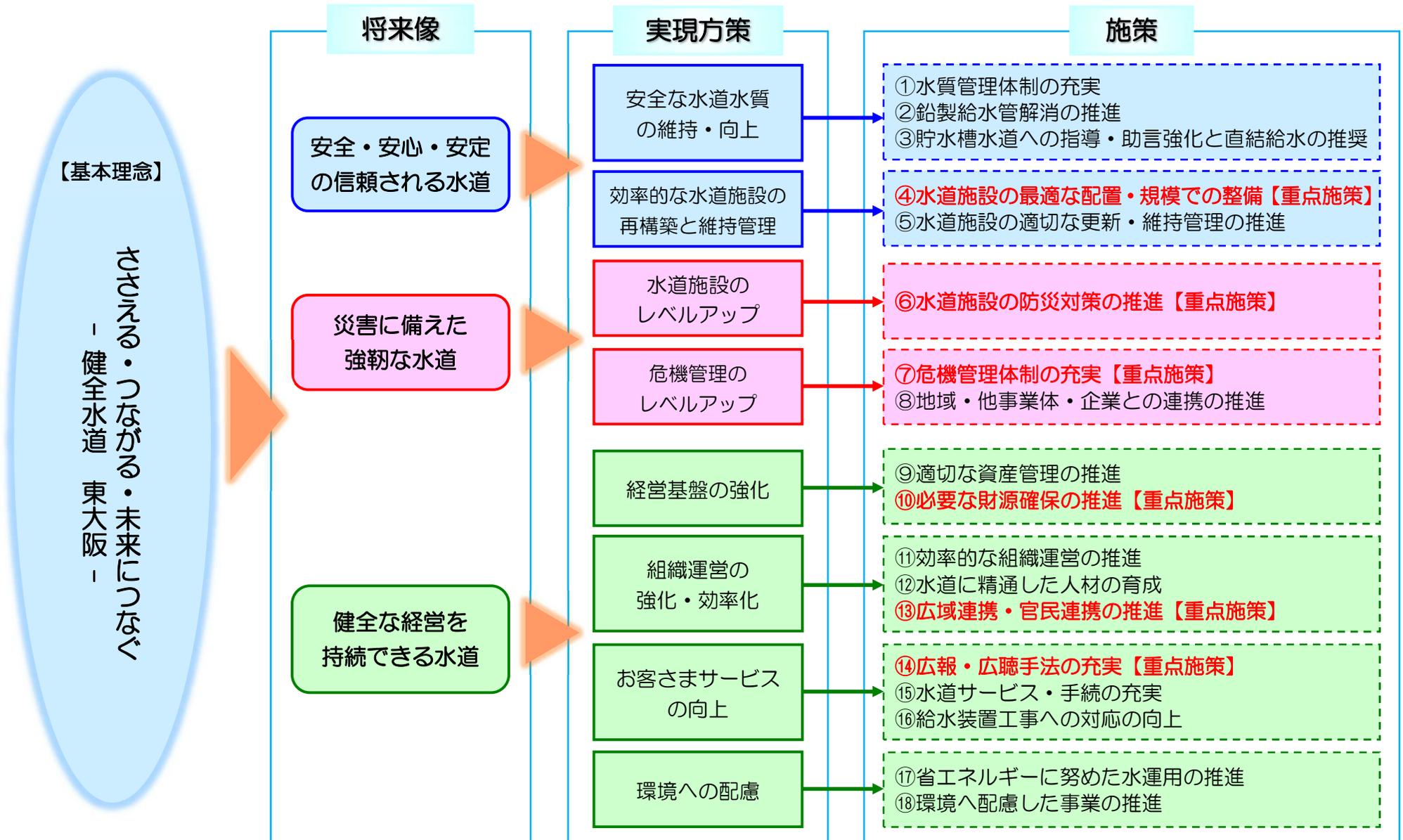
4. 18の施策

8つの実現方策を実現するための具体的な取り組みとして、「18の施策」を以下のとおり設定します。

また、平成30年12月に実施された水道法改正の趣旨、本市水道事業における重点的な施策推進の必要性、近年の水道事業環境の変化に対する優先度を勘案して、18の施策のうち6つの施策を、「重点施策」として位置づけます。



5. 施策体系



6. SDGs（持続可能な開発）への取り組み

◆ SDGs とは？

SDGs とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略であり、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会の共通目標です。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、令和 12（2030）年を年限とする 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されます。

法的拘束力はありませんが、先進国・開発途上国を問わず、市民、事業者、行政などあらゆる人が参画し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことが示されています。



◆ 東大阪市水道事業のSDGsへの取り組み

SDGsの各目標のうち、6（安全な水とトイレを世界中に）、7（エネルギーをみんなにそしてクリーンに）、11（住み続けられるまちづくりを）、17（パートナーシップで目標を達成しよう）が目指す目標は、本ビジョンの取り組みとも関わりが深く、持続可能な水道事業の実現を目指して各施策に取り組むことで、SDGsの達成に向けた取組を推進していきます。

ゴール	目標	関連する実現方策および施策
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<p>1. 安全な水道水質の維持・向上</p> <p>施策① 水質管理体制の充実 (P.XX-XX) 施策② 鉛製給水管解消の推進 (P.XX-XX) 施策③ 貯水槽水道への指導・助言強化と直結給水の推奨 (P.XX-XX)</p> <p>2. 効率的な水道施設の再構築と維持管理</p> <p>施策④ 水道施設の最適な配置・規模での整備 (P.XX-XX) 施策⑤ 水道施設の適切な更新・維持管理の推進 (P.XX-XX)</p> <p>5. 経営基盤の強化</p> <p>施策⑨ 適切な資産管理の推進 (P.XX-XX) 施策⑩ 必要な財源確保の推進 (P.XX-XX)</p> <p>6. 組織運営の強化・効率化</p> <p>施策⑪ 効率的な組織運営の推進 (P.XX-XX) 施策⑫ 水道に精通した人材の育成 (P.XX-XX)</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>8. 環境への配慮</p> <p>施策⑰ 省エネルギーに努めた水運用の推進 (P.XX-XX) 施策⑱ 環境へ配慮した事業の推進 (P.XX-XX)</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>3. 水道施設のレベルアップ</p> <p>施策⑥ 水道施設の防災対策の推進 (P.XX-XX)</p> <p>4. 危機管理のレベルアップ</p> <p>施策⑦ 危機管理体制の充実 (P.XX-XX)</p> <p>5. 経営基盤の強化</p> <p>施策⑨ 適切な資産管理の推進 (P.XX-XX)</p> <p>6. 組織運営の強化・効率化</p> <p>施策⑪ 効率的な組織運営の推進 (P.XX-XX) 施策⑫ 水道に精通した人材の育成 (P.XX-XX)</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる</p>	<p>4. 危機管理のレベルアップ</p> <p>施策⑧ 地域・他事業者・企業との連携の推進 (P.XX-XX)</p> <p>6. 組織運営の強化・効率化</p> <p>施策⑬ 広域連携・官民連携の推進 (P.XX-XX)</p> <p>7. お客さまサービスの向上</p> <p>施策⑭ 広報・広聴手法の充実 (P.XX-XX)</p>

第4章

実現方策を推進するための18の施策

- 施策① 水質管理体制の充実
- 施策② 鉛製給水管解消の推進
- 施策③ 貯水槽水道への指導・助言強化と直結給水の推奨
- 施策④ 水道施設の最適な配置・規模での整備
- 施策⑤ 水道施設の適切な更新・維持管理の推進
- 施策⑥ 水道施設の防災対策の推進
- 施策⑦ 危機管理体制の充実
- 施策⑧ 地域・他事業者・企業との連携の推進
- 施策⑨ 適切な資産管理の推進
- 施策⑩ 必要な財源確保の推進
- 施策⑪ 効率的な組織運営の推進
- 施策⑫ 水道に精通した人材の育成
- 施策⑬ 広域連携・官民連携の推進
- 施策⑭ 広報・広聴手法の充実
- 施策⑮ 水道サービス・手続きの充実
- 施策⑯ 給水装置工事への対応の向上
- 施策⑰ 省エネルギーに努めた水運用の推進
- 施策⑱ 環境へ配慮した事業の推進

施策① 水質管理体制の充実**施策を取り巻く社会状況**

- ◆ 安全な飲料水を常時供給し続けるために、水源から給水栓に至る全ての段階における統合的な水質管理が求められています。また、水道水の安全性を確保するため、水質検査技術の向上と信頼性の確保が求められています。
- ◆ 水質事故^{※45}やテロ等のリスクに対して、不法侵入者等による水道施設への被害や給水への影響を防ぐ必要があり、水道施設での常駐職員が減少する中、水質事故等を早期に発見できる監視機能が求められています。
- ◆ 水源から給水栓に至る水道システムに存在する危害を抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御することにより、安全な水の供給を確実にするシステムづくりを目指すことを目的として、厚生労働省では平成20年5月に「水安全計画策定ガイドライン」を作成し、各事業者での策定が求められています。
- ◆ 有機フッ素化合物（PFAS^{※46}）に関する影響評価に基づき、水質基準に関する省令が改正され、令和8年度から PFOS 及び PFOA が水質基準項目に追加されます。

東大阪市の現状と課題

- 水道水の安全性を常時監視するため、市内全域で現在 16 基（15 箇所）の水質モニター（自動水質監視装置）で水質を測定し、水走配水場で一括監視しています。しかし、山間部の配水池区域や末端給水栓等では水質モニターが設置されておらず、職員による検査を実施しています。
- 水質モニターの効率的・計画的な更新が必要です。
- 水質事故やテロ等のリスクに対して、水道施設の警備強化のため、水道施設の警備機器による警備委託の導入、監視カメラによる警備を導入しています。
- 水質検査レベルの維持・向上のため、外部精度管理として、環境省「水道水質検査精度管理のための統一試料調査」、大阪府「水道水質外部精度管理」に参加し、水質検査の信頼性保証の確保に努めています。
- 平成24年に「東大阪市水安全計画」を策定、継続的に運用しつつ、適宜改訂しており、水安全計画にもとづく危機管理対策や水質管理を実施しています。
- 毎年、水質検査計画^{※47}を策定・公表し、計画的な水質検査を実施しています。浄水場やじゃ口の水が水道水質基準^{※48}に適合しているか確認しています。
- PFAS に関する水質検査を実施しており、国が定める目標値以下の水準であることを確認しています。

課題

- 水質検査や水質モニターによる水質管理レベルの維持・向上により、水質（安全性、おいしさ等）への不安を解消することが必要です。
- 水質事故やテロ等のリスクに対して、水道施設のセキュリティ強化が必要です。

今後の取組

□ 水安全計画の継続的な運用と改善

水質に影響を及ぼすリスクへの対応をまとめた「水安全計画」を継続的に運用し、水質管理を適切に行います。また、運用状況に基づいて管理対応措置の内容及び対応方法の改善を行っていくとともに、水質基準の改定等の水質に関する状況の変化への対応も行います。



水質検査の様子

□ 水質モニターの機能充実・最適配置の実行

配水ブロック化を見据え各配水区域の水質等を適切に監視するため、水質モニターの最適配置計画に基づいて、計画的な整備を実行します。



自動水質監視装置

□ 水道施設のセキュリティ強化

不法侵入者等による水道施設への被害や給水への影響を防ぐため、水道施設に設置した場内監視カメラまたは警報装置による監視・警備を実施します。

□ 外部精度管理への積極的な参加

外部精度管理への積極的な参加を継続することで、水質検査の測定結果が常に正しくなるように努めます。



水質試験室

□ 水質管理の連携

水量、水圧、水質を含めた管理において、本市水道水の9割以上の購入元である大阪広域水道企業団との連携が重要です。水質データの共有化や水質異常時の対応などを含め連携を進めていきます。また、近隣市との水質管理の連携にも積極的に取り組みます。

効果

- 水質管理レベルが向上し、安心・安全な水道水を供給できます。
- 水質事故等の防止・早期発見により、危機管理機能が向上します。

施策における管理指標（KPI）

指標項目	計画策定時 (R1)	中間目標 (R7)	最終目標 (R12)
		上段：目標数値 下段：現状（見込）	上段：計画策定時 下段：今回見直し
水質基準不適合率	0.0%	0.0%	0.0%
		0.0%	変更なし
水安全計画の運用・改善	運用中	適宜改善	適宜改善
		適宜改善	変更なし

施策② 鉛製給水管解消の推進

施策を取り巻く社会状況

- ◆ 鉛製給水管は、管内にさびが発生せず、可とう性、柔軟性に富み、加工・修繕が容易であったため全国的に使用されてきましたが、老朽化による漏水の多さや水質の安全性低下が危惧されることから、平成 19 年の厚生労働省通知「鉛製給水管の適切な対策について」において、解消の推進が求められています。
- ◆ また、新水道ビジョン（厚生労働省）においても、水道事業者が策定した布設替計画に基づき積極的に布設替えを推進するとともに、鉛製給水管を使用している所有者に対する布設替えの必要性についての広報活動や所有者が自ら積極的に布設替えを促進することが望まれています。
- ◆ 国土交通省は、鉛製給水管の解消に向け、令和 7 年 5 月頃に全国の水道事業者を対象とした実態調査に着手し、その結果等を踏まえた対応方針を令和 7 年中に取りまとめるとしています。

東大阪市の現状と課題

- 東大阪市でも昭和 50 年度（府道は昭和 61 年度）まで鉛製給水管が使用されてきました。しかし、鉛製給水管は老朽化による漏水の多さや水質の安全性の確保から使用が禁止され、現在は水道用ポリエチレン管※49を使用するように定めています。
- 水質面での安全性向上、給水管の耐震性向上の点から、配水管の布設替えや修繕工事にあわせて、鉛製給水管の解消に取り組んでいます。これにより、鉛製給水管率は年々減少していますが、一部残存している状況です。
- 給水装置の改造や宅地内における鉛製給水管取替工事は、所有者であるお客さまの費用負担となるため、残存する鉛製給水管の取替を進めるうえで課題となっています。

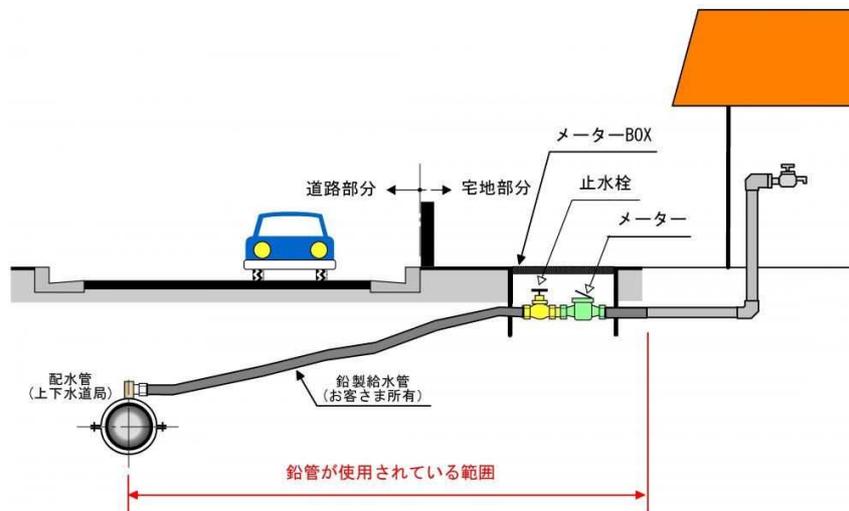


図 4.1 鉛製給水管の使用範囲



鉛製給水管からの漏水状況



撤去後の鉛製給水管

課題

- 一部において鉛製給水管が残存しており、老朽化による漏水や水質の安全性低下が危惧されます。
- 鉛製給水管の取替を推進するため、解消に向けて積極的に取り組むとともに、宅地内の解消には布設替えの必要性に対する所有者自身の理解を深めていただくことが必要です。

今後の取組

□ 鉛製給水管使用実態の詳細な調査

残存する鉛製給水管を確実に解消していくため、鉛製給水管の使用実態について、詳細な調査を実施し、正確な残存状況を把握します。

□ 鉛製給水管使用者への個別周知

鉛製給水管使用者（所有者）に対して、早期布設替えの必要性と布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を個別周知します。

□ メーター1次側（公道部）の鉛製給水管解消の推進

鉛製給水管解消工事の施工や経年配水管の更新にあわせて、メーター1次側までの鉛製給水管の布設替えを順次実施します。また、給水装置工事申請受付時における既設鉛製給水管使用者への布設替えの指導を実施します。現在は令和16年度を目標にメーター1次側の鉛製給水管を解消することを目標としています。

□ 鉛製給水管解消に向けた新たな制度の検討・実施

宅地内における鉛製給水管取替工事の助成制度や、給水装置の改造工事（鉛製給水管残存部）における工事費用の助成制度の導入を検討します。

効果

- 残存する鉛製給水管の早期解消を推進することで、漏水の減少及び、給水安定性の向上が図られるとともに、水質の安全性も確保できます。

施策における管理指標（KPI）

【中間見直し】

- 鉛製給水管率について、令和6年4月改定の鉛管解消計画（第2版）及びこれまでの実績を踏まえ、最終目標（R12）を当初3.1%から1.8%に引き下げました。

指標項目	当初数値 (R1)	中間目標 (R7)	最終目標 (R12)
		上段：目標数値 下段：現状（見込）	上段：計画策定時 下段：今回見直し
鉛製給水管率	8.4%	5.5%	3.1%
		4.7%	1.8%

施策③ 貯水槽水道への指導・助言強化と直結給水の推奨

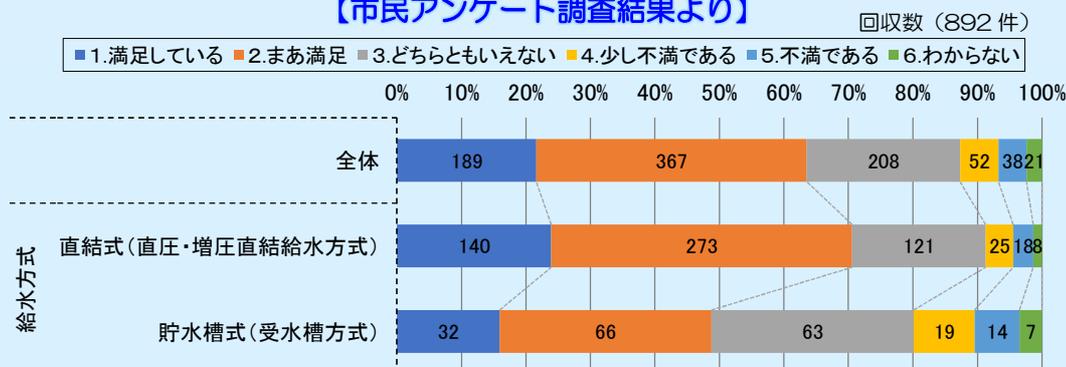
施策を取り巻く社会状況

- ◆ 貯水槽水道は、一旦水道水を受水槽に貯めてから各家庭や事務所などに給水しており、水道法や東大阪市水道事業給水条例に基づき適正な管理を設置者や管理者で行う必要があります。
- ◆ 有効容量 10m³ を超える貯水槽水道は、水道法において簡易専用水道として位置づけられ、年 1 回の点検、清掃等の管理が義務づけられています。水道法の適用を受けない有効容量が 10m³ 以下の貯水槽水道（小規模貯水槽水道）の管理は、本市の条例等に基づき、設置者や管理者が自らの責任で行わなければなりません。
- ◆ 平成 22 年の厚生労働省通知「貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について」において、設置者に対して適正な管理の周知徹底が求められています。また、新水道ビジョン（厚生労働省）の推進方策においても、貯水槽水道等の管理強化（所在地情報の共有と未受検施設への徹底した指導・助言）が挙げられています。

東大阪市の現状と課題

- 貯水槽水道の適切な維持管理の推進のために、貯水槽の設置状況を調査し、貯水槽台帳の整備を実施しています。また、水道法の対象でない小規模貯水槽水道（容量 10m³ 以下）の設置者や管理者に対して、啓発文の送付や電話・窓口対応により、指導・助言・勧告を実施していますが、管理状況の現地調査を実施する必要があります。
- 一方で、アンケート調査結果では、貯水槽水道利用者の水道水への満足度が低く、満足度向上のための取組が必要となっています。

東大阪市の水道水質（安全性、おいしさ、水温、においなど）への満足度 【市民アンケート調査結果より】



貯水槽式（受水槽方式）では、水道水質への満足度が直結式と比較して低い

課題

- 貯水槽水道の適切な維持管理の推進のため、設置者や管理者への情報提供や啓発、管理体制の強化が必要です。

今後の取組

□ 未確認小規模貯水槽水道の調査

未確認小規模貯水槽水道について、管理状況の把握及び指導・助言の強化を推進します。

□ 貯水槽調査における管理状況等の情報提供

貯水槽調査において得られた管理状況等の情報を貯水槽所有者に提供し、効果的な指導を実施します。また、使用水量の減少に伴う滞留時間^{※50}の増加による残留塩素^{※51}不足についても情報提供を実施します。



図 4.2 貯水槽汚染の例

□ 保健所との連携強化・情報共有

貯水槽所有者への指導や助言に関する保健所との連携強化や、貯水槽台帳などの情報共有を進め、貯水槽水道の管理機能を強化します。

□ 直結給水への切替推奨及び啓発

貯水槽所有者への指導・助言とあわせて、貯水槽から直結給水への切替を推奨・啓発します。

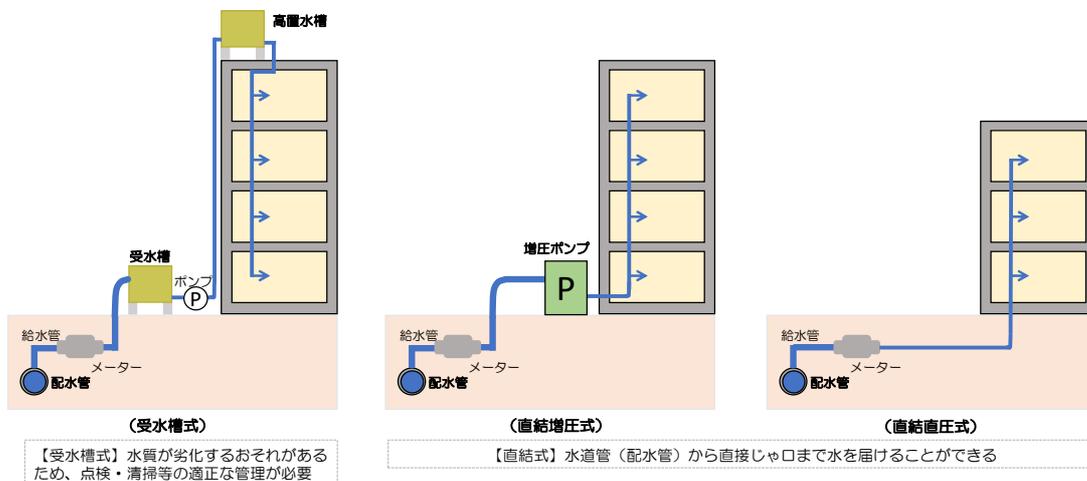


図 4.3 給水方式のイメージ

効果

- 貯水槽式水道の適切な管理の指導・啓発や、効率的な管理体制の構築により、水道水への信頼性や満足度が向上します。

施策における管理指標（KPI）

【中間見直し】

- 小規模貯水槽水道点検率について、設定根拠の見直しを行い、最終目標（R12）を当初100.0%から84.0%に引き下げました。

指標項目	当初数値 (R1)	中間目標 (R7)	最終目標 (R12)
		上段：目標数値 下段：現状（見込）	上段：計画策定時 下段：今回見直し
小規模貯水槽水道点検率	-	80.0%	100.0%程度
		4.6%	84.0%

施策を取り巻く社会状況

- ◆ 人口減少による水需要の低下や施設老朽化に伴う更新需要の増大が進展しており、水需要減少に対応した施設規模の適正化を踏まえながら、効率性と冗長性（バックアップ）を兼ね備えた水道システムの再構築が求められています。
- ◆ 水道管路の老朽化による事故の発生や大規模災害による水道施設への甚大な影響が危惧される中、断水^{※52}や濁水^{※53}の被害を最小限にとどめ、安定供給できる水道システムの構築が求められています。

東大阪市の現状と課題

- 石切高区浄水場は、施設規模が小さく、浄水設備の老朽化が進行していますが、浄水設備の更新・維持管理の費用負担が今後も見込まれます。同浄水場については、日下中区配水池からも水の供給を受けることが可能であることから、施設の効率的な運用方法を検討する必要があります。
- 平野部の配水場（水走配水場、池島配水場、上小阪配水場、菱屋西配水場）では、将来的な水需要の減少に対して、施設能力の余剰が懸念されます。こうした中、水走配水場、菱屋西配水場は、耐震性を有しておらず、老朽化による躯体更新の時期を迎えています。
- 本市の主要な給水区域^{※54}である平野部における配水エリアのブロックが構築できていないため、水圧・水量コントロールが困難であるとともに、管路被害に伴う断水影響の軽減、応急給水・復旧の早期実施に支障をきたす恐れがあります。

課題

- 人口減少による水需要の低下や更新需要の増大を見据えて、施設規模の適正化・水運用の効率化を進める必要があります。

□ 石切高区浄水場の配水池化に向けた整備

将来の水需要は減少することが想定され、浄水施設を廃止しても水運用上は支障がないため、日下中区配水池からの送水量を増加させることにより、石切高区浄水場を廃止し、配水池として再整備します。

□ 統廃合を含めた施設の最適配置及びダウンサイジング

配水場の更新にあわせて配水池容量を見直し、施設規模の適正化を図ります。さらに、水需要の低下から、廃止しても運用上問題がない施設は、廃止または他の施設と統合することにより、増大する更新需要の抑制及び効率性向上を図ります。

とりわけ、菱屋西配水場については、施設の老朽化や耐震性能の不足といった課題を抱えており、今後施設更新や耐震化のために多くの費用が必要となります。平成30年度の配水量は、市内配水量の15%を占めていますが、将来的には廃止しても水量・水圧ともに問題なく運用可能であることから、廃止を検討します。

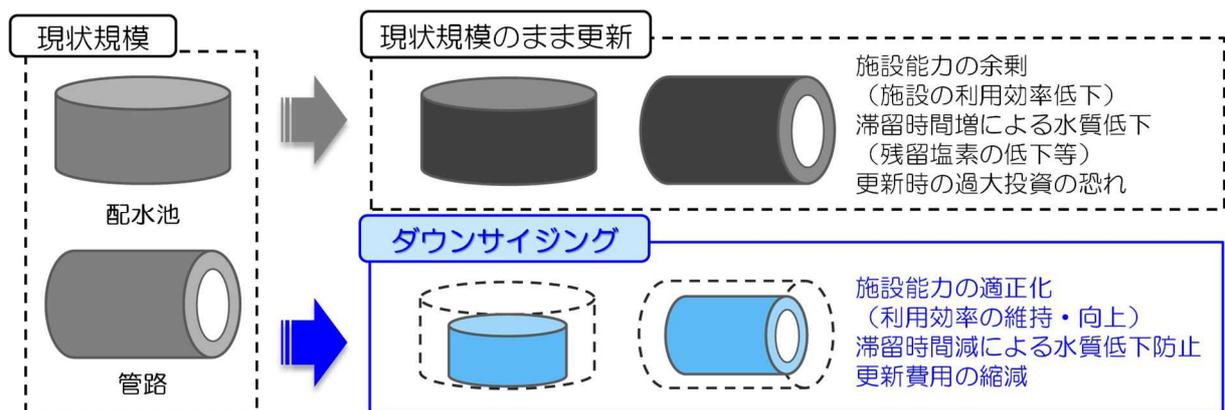


図 4.4 ダウンサイジングのイメージと効果

◆水道施設の再編推進（配水池及び浄水場等の統合整備）の概要

■再編推進事業の主要施設（水走配水場）の現状・課題

- 水走配水場は、平野部への配水、山麓部への送水及び市内全水道施設の集中監視制御を行っており、市内配水量の約50%を占める**最大かつ最重要の急所施設**です。

施設概要 配水池総容量 58,400 m³、施設能力 141,810 m³/日

- 一方、昭和41年の供用開始から約60年が経過しているため、老朽化が進行しており、多くの施設は耐震性を有していない状況です。
- 平時はもとより地震等災害時における水走配水場の機能停止は、市内配水に大きな影響を及ぼすことが想定され、基幹施設・急所施設として水走配水場の**全面的な更新及び耐災害性の強化**が必要です。

■整備の概要

- 水走配水場の整備にあたっては、水需要の減少に対応するためにダウンサイジングした規模に見直すとともに、市内水道施設の最適な配置も見据えた**統合配水場**として整備します。
- 菱屋西配水場は市内配水量の15%を占めていますが、老朽化、耐震性能不足及び施設更新・耐震化への多額の費用といった課題があり、**廃止**しても統合配水場（水走配水場）等から配水量を増加させることにより、水量・水圧ともに問題なく運用可能であることから、水走配水場との統合配水場として整備します。
- 石切低区浄水場は施設規模が小さい一方、将来的な設備更新・維持管理の費用負担が見込まれます。同浄水場は、水走配水場からも水の供給を受けることが可能であることから、設備の更新時期にあわせて、統合配水場（水走配水場）からの送水量を増加させることにより、石切低区取水場^{*55}・浄水場を**廃止**し、配水池として再整備します。

■整備の方針

将来の水需要や耐災害性強化を踏まえた同一水源系統における**4施設の廃止を伴う水道施設の統合整備**を実施する。

統合配水場の整備により廃止が可能となる施設

水走配水場（現施設）、菱屋西配水場、石切低区浄水場、石切低区取水場
（石切高区浄水場の廃止・配水池化及び石切高区取水場の廃止はP.45に記述のとおり。）

■整備の順序（計画）

- ① 統合配水場の【**新設**】
- ② 水走配水場の【**廃止**】
- ③ 菱屋西配水場の【**廃止**】
- ④ 石切低区浄水場の浄水【**廃止**】及び配水池化
- ⑤ 石切低区取水場の【**廃止**】
- ⑥ 平野部の配水エリアのブロック化

【施設再編整備の順序(計画)】

赤字:整備 黒字:廃止

- ① 統合配水場【新設】
- ② 水走配水場【廃止】
- ③ 菱屋西配水場【廃止】
- ④ 石切低区浄水場
- ⑤ 石切低区取水場【廃止】
- ⑥ 平野部配水ブロック化 (並行して実施)

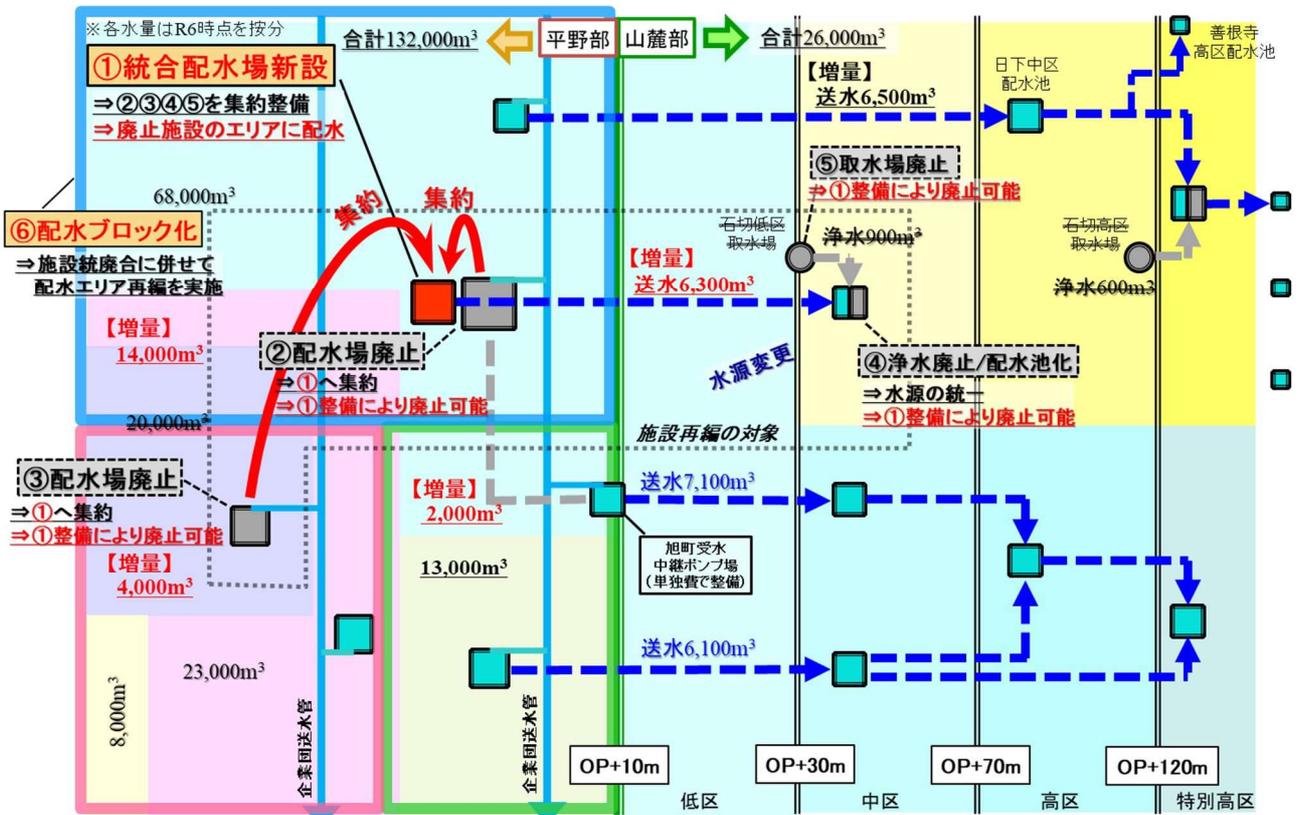
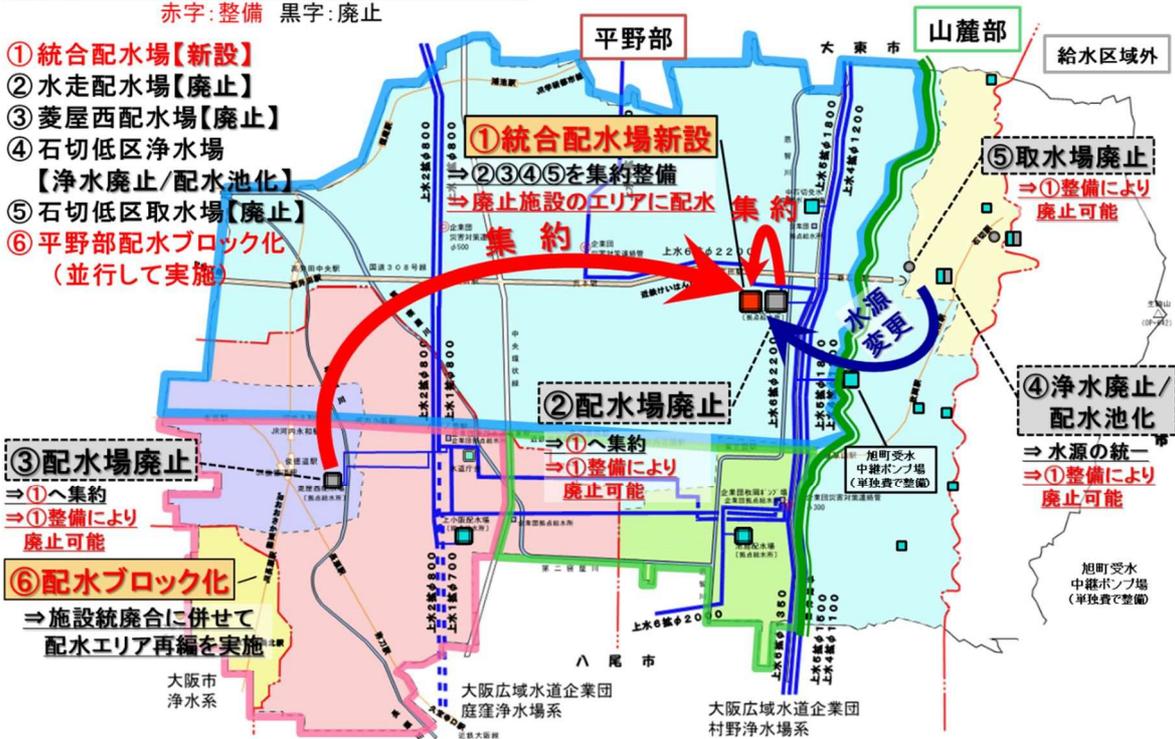


図 4.5 水道施設再編事業の計画概要 (上図) 及び給水区域モデル・水運用フロー (下図)

□ 配水ブロック化による水運用効率化・事故被害軽減

配水管網の維持管理や地震等災害時の復旧を容易にするため、平野部の配水区域をブロック化し、配水場と配水エリアを1対1の関係にすることにより、効率的な水運用を行うとともに、事故被害の軽減を図ります。

□ 配水ブロック間の配水系統連絡管の整備

配水ブロック化を推進するとともに、配水ブロック間の相互融通（バックアップ化）を図るため、配水系統連絡管の整備・耐震化を行います。

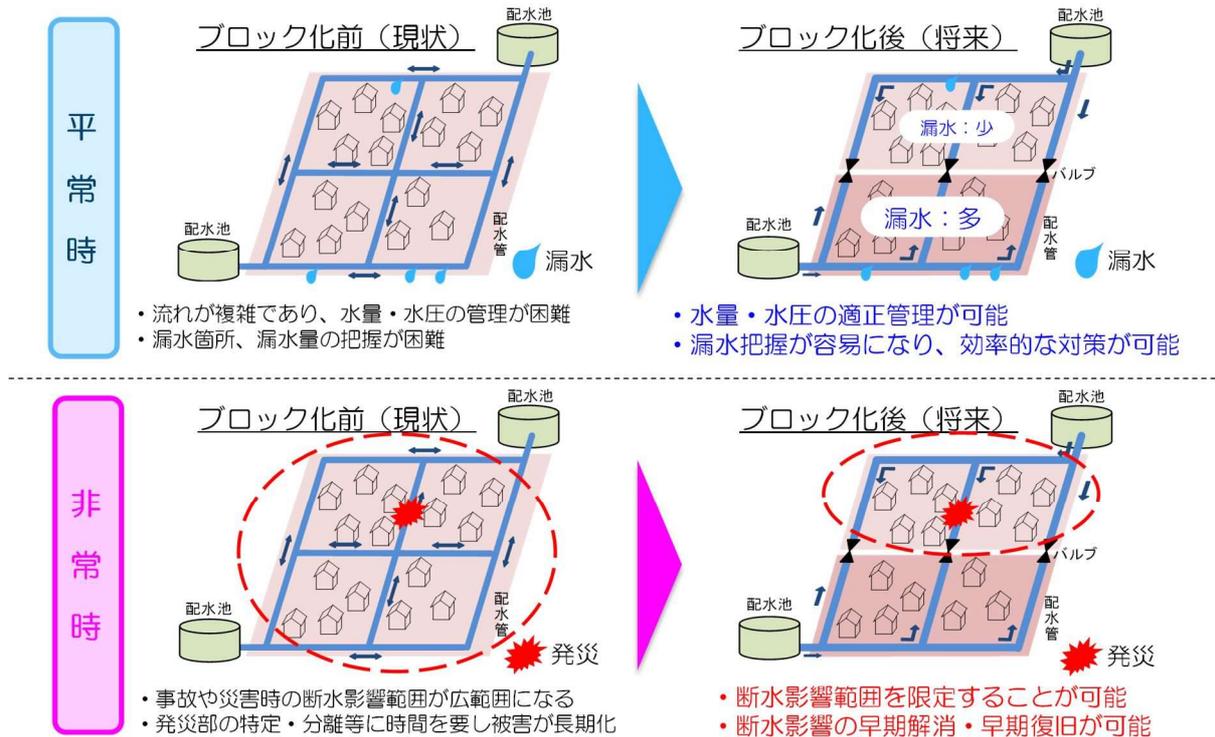


図 4.6 配水ブロック化による効果

- 効果**
- 水道施設の再構築により、更新費用や維持管理費等のコスト削減及び施設利用率の向上が期待できます。
 - 配水ブロック化により事故や災害時の被害軽減、バックアップ機能の確保が期待できます。

施策⑤ 水道施設の適切な更新・維持管理の推進

施策を取り巻く社会状況

- ◆ 高度経済成長期に整備された施設・管路の老朽化が深刻化しており、各地で起きている管路の老朽化による漏水事故や、埼玉県八潮市で発生した下水道管腐食による道路陥没事故を踏まえ、健全な施設・管路の維持のために、上下水道施設の老朽化対策への速やかな対応が必要となっています。
- ◆ 改正水道法において、維持修繕基準が明確化され、「水道法施行規則で定める基準に従い、水道施設を良好な状態に保つため、その維持・修繕を行わなければならないこと」となっています。
- ◆ 管路の老朽化に伴い発生する漏水被害の中には道路陥没等につながるケースもあり、また漏水に伴う有収率低下により水道事業経営を圧迫する恐れがあります。
- ◆ 「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく上下水道施設の戦略的維持管理・更新や緊急輸送道路下を含む鋳鉄管の解消に向けた「鋳鉄管更新計画」を策定しました。
- ◆ 持続可能な上下水道システムの構築の実現には、デジタル技術を活用し、人材不足・生産性向上・働き方改革に向けた上下水道 DX の推進が必要となっています。

東大阪市の現状と課題

- 施設、管路ともに、老朽化資産が増加しており、更新需要の増大が懸念されます。
- 特に、本市は約 1,040km もの管路を保有しており、法定耐用年数^{※56}（管路の場合 40 年）を超える管路は管路延長全体の約4割を占めており、これまでの更新ペースでは法定耐用年数を迎えた管路全てを取り替えることはできません。
- 毎年の漏水調査の実施に伴い、高い有効率^{※57}・有収率の維持が図れているものの、多くの漏水修繕が発生しています。
- 設備の定期点検を行い、必要な機器については修繕・更新を実施していますが、今後はさらに計画的な設備の保全が求められます。



老朽化した水道管

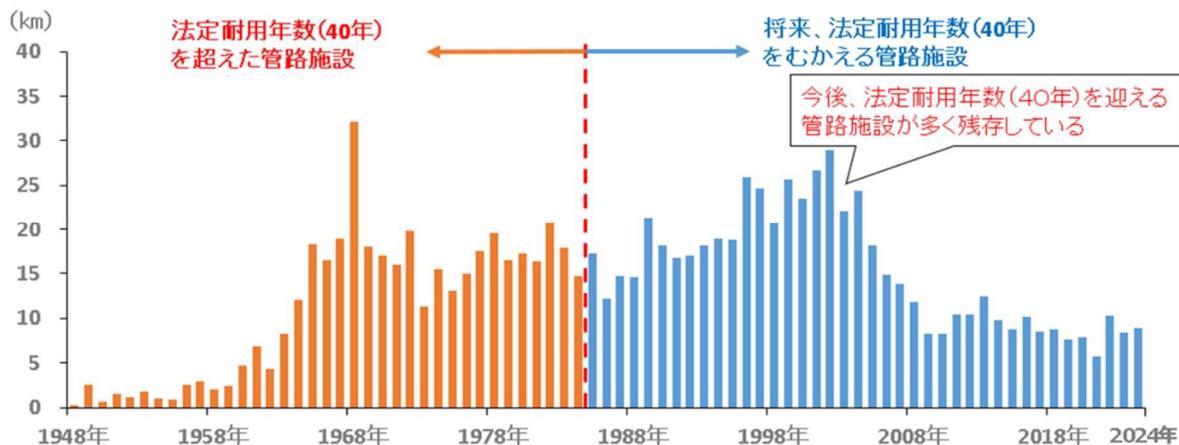


図 4.7 年度別の管路布設延長

課題

- 施設・管路ともに、老朽化資産が増加しており、今後の更新需要の増大への対応が必要です。
- 将来の漏水リスクを低減させるためには、管路更新のペースを上昇させる必要があります。

今後の取組

□ 計画的な管路の更新・保全

漏水などの管路事故を防止し、安定給水を確保するため、更新基準年数^{※58}、優先度を考慮した管路更新を計画的に進めます。中長期的な管路の更新需要及び現在使用している耐久性の高い水道管の寿命(100年)を考慮し、管路更新のペースを1%(約10km)に目標設定します。

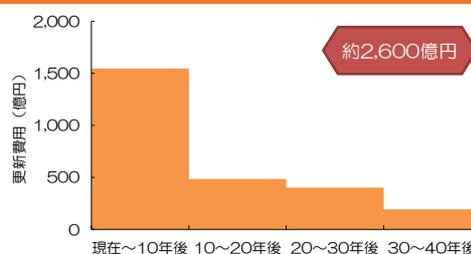
老朽管については、策定した「铸铁管更新計画」に基づき解消を進めます。特に緊急輸送道路下に埋設されている铸铁管については令和12年度までに解消できるよう優先的に取り組みます。

◆計画的な管路更新のポイント

令和3年3月時点

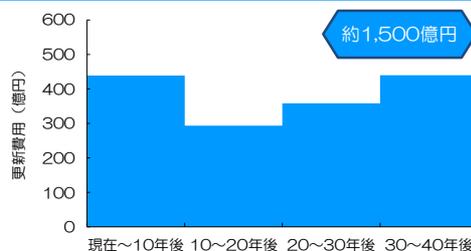
法定耐用年数（40年）で単純更新

法定耐用年数（40年）で単純更新した場合には、今後40年後までの間に2,600億円の投資が必要になります。
特に、今後10年間の投資が集中し、財源確保が困難です。



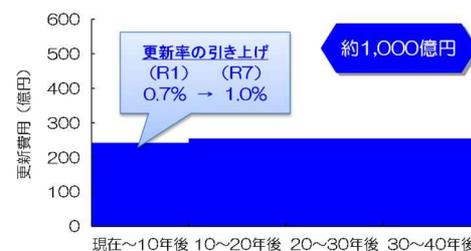
更新基準年数で更新・管路口径の最適化（ダウンサイジング）

- 本市で採用している耐久性や耐震性に優れた材料の性質を考慮して、更新基準年数（目標耐用年数100年）を設定します。
- 水需要の減少を踏まえて、管路口径の最適化（ダウンサイジング）を検討します。



投資の平準化・100年循環で更新（更新率約1%）

- アセットマネジメント手法を活用して、更新の優先度や更新基準年数をもとに、投資の平準化を図ります。
- 中長期的な視点から管路の更新需要を見通し、年間の管路更新率を現状から段階的に引き上げ、100年間で全ての管路を更新します。



投資の平準化を図るとともに、長期的な更新需要を見通した一定水準の管路更新率を維持していくことで、更新財源や体制の確保による適切な資産管理が可能になります。

□ 計画的な配水池の更新・保全

既に更新時期を迎えている配水池の更新を計画的に進めるとともに、健全性の維持のため、配水池の清掃を定期的実施します。また、既設配水池は日常的・定期的な点検により、必要に応じて防水補修等の長寿命化対策を実施し、可能な限り長期間使用していきます。

本市の最重要基幹施設である水走配水場についても、老朽化が進んでいることから本ビジョン期間中に更新工事に取りかけられるよう検討を進めます。

□ 計画的な機械・電気・計装設備の更新・保全

水道施設に設置されているポンプ設備や受配電設備・電気計装設備については、健全性把握のための点検・調査の充実を図るとともに、アセットマネジメント^{*59}にもとづく計画的な更新を実施します。

また、常に運転できる状態を維持するため、今後も定期的な保守点検や補修等を実施することにより、長寿命化を図ります。

□ 管路の漏水防止対策の推進

配水ブロック化による効率的な漏水管理を推進するとともに、漏水を早期発見し漏水量を抑制するための漏水調査の充実を図り、管路の漏水防止対策を推進します。管路を適正な状態で維持していくことにより、有収率の維持・向上を図り、95%まで引き上げていきます。

□ 管路付属物の調査・維持管理の推進

バルブや消火栓などの管路付属物の点検・調査を定期的実施するとともに、計画的な更新を行い、管路付属物の健全性を維持します。特に大規模な漏水事故などに対応するため、基幹管路のバルブは、保守点検等により長寿命化を図ります。

効果

- 計画的な更新・適切な維持管理による施設・管路の健全性向上により、水供給の安定性が向上し、事故の未然防止に寄与します。
- 漏水防止対策の充実により、有収率の向上と不明水の低減を図り、水資源の有効利用や道路陥没等の2次災害を防止します。

施策における管理指標（KPI）

【中間見直し】

- 配水池調査率について、コンクリート製配水池の点検をおおむね5年に1回行うこととし、最終目標（R12）を当初81.8%から100%に引き上げました。

指標項目	当初数値 (R1)	中間目標 (R7)	最終目標 (R12)
		上段：目標数値 下段：現状（見込）	上段：計画策定時 下段：今回見直し
管路更新率	0.68%	1.0%程度	1.0%程度
		1.06%	変更なし
配水池調査率	27.3%	81.8%	81.8%
		63.6%	100.0%
有収率	94.6%	95.0%程度	95.0%程度
		93.4%	変更なし

施策⑥ 水道施設の防災対策の推進

重点施策

施策を取り巻く社会状況

- ◆ 近年では、平成 23 年の東北地方太平洋沖地震で約 257 万戸、平成 28 年熊本地震で約 44 万 6 千戸、令和 6 年能登半島地震で約 13 万 7 千戸が断水するなど、大規模地震により水道施設が大きな被害を受けています。
- ◆ 水道施設の耐震化の全国的な進捗状況を見ると、令和 5 年度末時点の配水池の耐震化率は 64.7%であり、まだまだ地震に対する備えが十分とはいえない状況です。
- ◆ 令和 6 年能登半島地震や令和 7 年 1 月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故等を踏まえ、令和 7 年 6 月に政府がとりまとめた「第 1 次国土強靱化実施中期計画」に基づいて、上下水道システムの急所施設の耐震性を始めとした耐災害性の強化（停電・土砂災害・浸水）を図る必要があります。
- ◆ 震災時の給水が特に必要な医療機関、避難所等の重要給水施設に供給する重要な管路である重要給水施設管路については、耐震化率は全国的に低い水準に留まっており、耐震化の推進が急務となっています。

東大阪市の現状と課題

- 配水池の耐震化率は、令和 6 年度末時点で 52.4%であり、大阪府下平均（令和 5 年度末時点で 64.1%）と比較すると低く、地震時における水道水の貯留・配水機能確保のため、耐震化を推進していく必要があります。
- 管路全体の耐震化率、基幹管路の耐震適合率は令和 6 年度末時点で 19.4%、57.1%であり、経年的に上昇していますが、大阪府下平均（令和 5 年度末時点 22.9%、50.9%）と比較すると管路全体の耐震化率は低い状況です。また、重要給水施設配水管路の耐震化率も、大阪府下平均と比較すると低い状況です。
- 平成 22 年度から口径 75 mm以上の管路はすべて地震に強い耐震管を採用していますが、市内の全管路を耐震化するには膨大な費用と期間が必要です。
- 東大阪市の水道危機管理対応マニュアルでは、風水害による浸水被害、土砂災害、停電を想定した対応等が整理されており、これまでに変電所の 2 系統・2 回線による受電^{※60}や自家発電設備^{※61}の整備などを実施しましたが、さらに有効な対策の検討・実施を進める必要があります。
- 地震など大規模災害に備えて、「拠点給水施設（浄水場や配水場）」や「耐震性貯水槽」などの応急給水施設^{※62}を整備するとともに、病院や避難所等につながる重要給水施設配水管路の耐震化を進めていく必要があります。
- 現在の水道庁舎は、築造後 50 年以上が経過し、老朽化や耐震性の不足などが問題となっています。大規模な地震等の災害時に安全な水を安定的に供給し続ける拠点であ

る水道庁舎の果たすべき役割を十分に担えない可能性があり、早急な対策を進めていく必要があります。

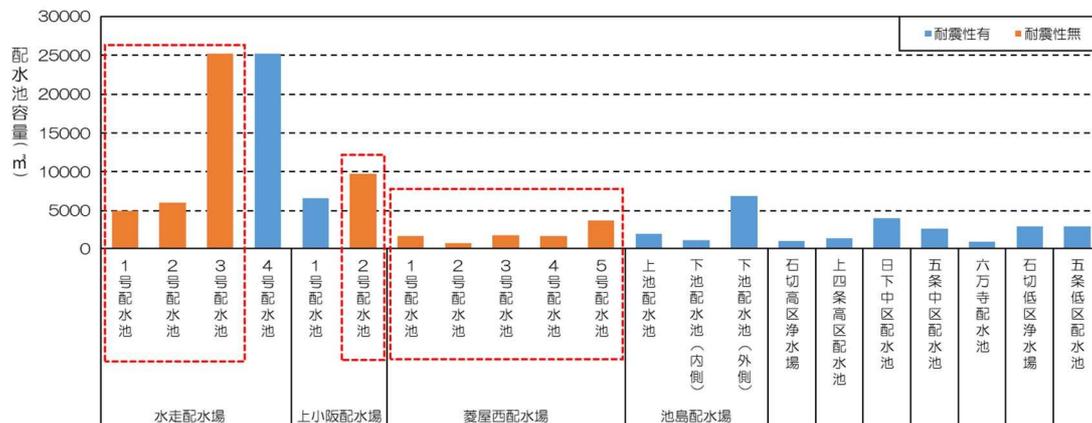


- 地震等災害時における水道水の貯留・配水機能の確保のため、施設や管路の耐震化対策を推進していく必要があります。

今後の取組

□ 配水池の耐震化

耐震性能を有していない基幹となる配水池（水走配水場等）を優先して調査や診断を行い、更新による耐震化や耐震補強を実施します。配水池の耐震化率の向上を図ることで、地震等・災害時の水道水の貯留・配水機能保持能力を強化します。



耐震性を有していない施設について、耐震化の方策（耐震補強、改築更新、統廃合）を検討・実施します。

図 4.8 配水池の耐震性（特別高区・善根寺高区を除く主要施設）

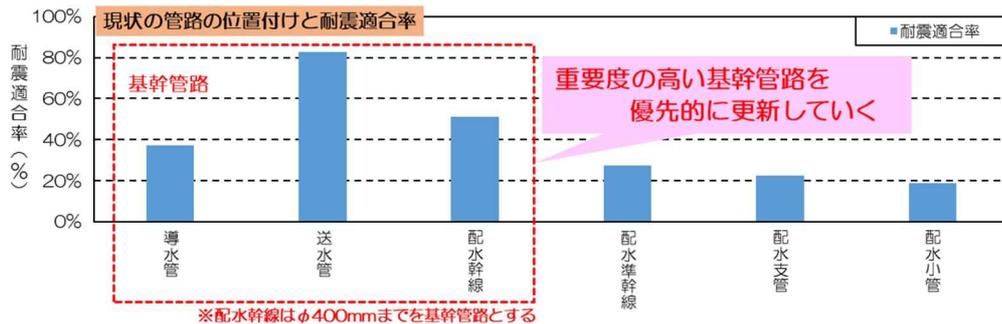
□ 管路の耐震化

地震時における水道水の安定供給のため、経過年数による老朽度や水道管材質による耐震性・事故危険度から管路を評価し、更新優先度の高いものから基幹管路及び配水支管※⁶³の計画的な更新を実施することにより、水道管路の耐震化を推進します。

◆ 管路の耐震化の考え方

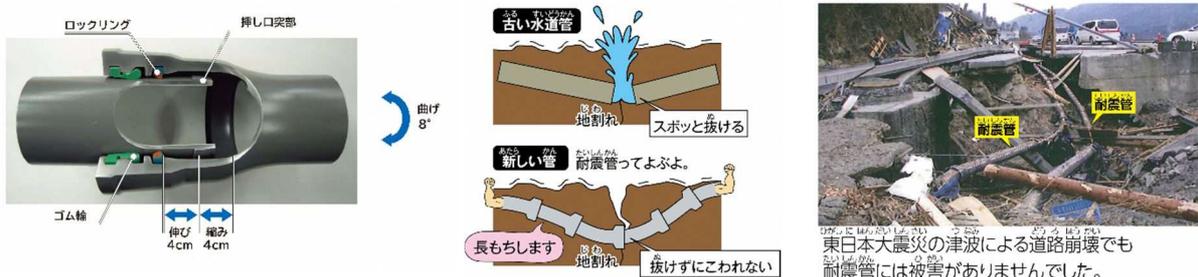
Step-1 施設のダウンサイジングにあわせて、管路の位置付けを再設定

Step-2 物理的機能や重要度による管路評価を行い、更新の優先度を設定



管路評価による優先度にもとづいて管路の耐震化を推進します。

図 4.9 管路の耐震性



東日本大震災の津波による道路崩壊でも耐震管には被害がありませんでした。

(一社) 日本ダクタイル鉄管協会提供

図 4.10 耐震管の特徴 (左：継手構造、中：地震時のイメージ図、右：東日本大震災時の状況)

□ 重要給水施設配水管路の耐震化

地震等の災害時において、防災活動拠点・主要医療機関・指定避難所などの重要給水施設への給水を継続する計画的な管路整備（供給ルートの耐震化）を進めます。

重要給水施設配水管路は、老朽管更新とあわせて、令和 32 年度までの耐震化完了を目標に耐震化します。

□ 停電・浸水・土砂災害対策の推進

ハザードマップにおける浸水想定区域に位置する水走配水場及び（仮称）旭町受水中継ポンプ場における浸水対策や、土砂災害特別警戒区域※⁶⁴にある施設の対策を進めます。

□ 災害時に必要な水量の確保

災害時における最低限必要な 1 人当たり水量（発災～3 日後：3L、4 日後～7 日後：7L）を確保できるよう、配水池の耐震化、設備の設置を進めます。

□ 防災拠点としての新水道庁舎の整備

災害や危機事象に強い安全な水道を構築し、将来にわたって水道サービスを持続させていくためにも、防災拠点としての新水道庁舎を整備します。

効果

- 配水池や管路の耐震化や浸水対策等により、災害時における水供給の安定性が向上するとともに、災害時の必要水量の確保が可能となります。

施策における管理指標（KPI）

【中間見直し】

- 管路の耐震管率について、これまでの実績を踏まえ、最終目標（R12）を当初 24.3%から 25.0%に引き上げました。
- 基幹管路の耐震適合率について、これまでの実績を踏まえ、最終目標（R12）を当初 65.3%から 67.8%に引き上げました。
- 重要給水施設配水管路の耐震適合率について、これまでの実績を踏まえ、最終目標（R12）を当初 54.4%から 56.0%に引き上げました。

指標項目	当初数値 (R1)	中間目標 (R7)	最終目標 (R12)
		上段：目標数値 下段：現状（見込）	上段：計画策定時 下段：今回見直し
配水池の耐震化率	48.7%	52.4%	52.4%
		52.4%	変更なし
管路の耐震管率	15.8%	19.9%	24.3%
		20.6%	25.0%
基幹管路の耐震適合率	33.5%	53.2%	65.3%
		60.3%	67.8%
重要給水施設配水管路の耐震適合率	-	39.6%	54.4%
		44.6%	56.0%

施策⑦ 危機管理体制の充実

重点施策

施策を取り巻く社会状況

- ◆ 水道事業者は、「生命の水」を預かる国民の生活に欠かすことのできないライフライン事業者として、発生が懸念される多様な危機管理に対処するための適応力が求められています。一方で、水道事業者の職員数減少などの課題も多く、広域的な大規模災害などを想定した自己復旧体制の整備と相互応援のネットワーク化、応急給水施設の整備、資機材等の事前調達・備蓄等を検討していくことが重要です。
- ◆ 大規模な災害等で職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先的に実施すべき業務を継続または早期に復旧するために業務継続計画（BCP）の策定が有効となるとともに、発災時において、危機管理対応マニュアルや BCP にもとづいた危機管理対応を着実に実施するために、継続的に研修や訓練を実施していく必要があります。
- ◆ 水道事業が厚生労働省から国土交通省、環境省へ事務移管されたことに伴い、災害復旧事業の手続きなど新たな制度に対応していく必要があります。

東大阪市の現状と課題

- 災害時において迅速な行動が可能となるよう、地震、風水害、濁水等の各種危機に対する対応マニュアルを盛り込んだ「水道危機管理対応マニュアル」を策定しています。
- 水道事業の業務継続計画（BCP）として、東大阪市水道事業業務継続計画（BCP）【地震編】を策定しています。
- 災害時・緊急時のための応急給水車や仮設給水栓などを保有しています。
- 災害時における危機管理能力向上のため、拠点給水場所での応急給水訓練、新規職員等に対して危機管理マニュアル等の研修を実施しています。
- 地震等の災害に備えて、拠点給水施設や耐震性貯水槽などの応急給水施設を整備しており、災害時には、応急給水施設から周辺の避難所や病院などに給水タンク車で応急給水対応することとしています。一方で、防災拠点や避難所などについては、応急給水栓の設置などの整備が遅れているのが現状です。
- 本市には大きな水源がなく、大阪広域水道企業団からの受水に依存しています。このため、受水先の水源に対する危機意識が浸透しにくい状況です。

課題

- 災害時における危機管理能力の向上のため、訓練の実施や応急給水拠点の整備等が必要です。

今後の取組

□ 危機管理マニュアルの充実

危機管理マニュアルの定期的な改定を行い、マニュアルの充実を図るとともに、危機管理における広域的な連携体制の構築を検討します。

□ 業務継続計画（BCP）の充実

災害や事故による重大な被害が発生した場合にできる限り水道事業の継続、早期の事業再開をできるよう、業務継続計画（BCP）の定期的な改定を行い、内容の充実を図ります。

□ 災害対策研修・訓練の実施

災害対策に係る研修・訓練計画を策定するとともに、研修・訓練を継続的に実施します。

□ 応急給水施設の整備・維持管理の推進

発災初期の対応として、家庭備蓄水【自助】、拠点給水【共助・公助】、運搬給水（医療機関・避難所等）【公助】により、市民の水の運搬が約1 km 以内となる応急給水体制を構築するため、応急給水施設の整備を進め、適切な維持管理を行います。

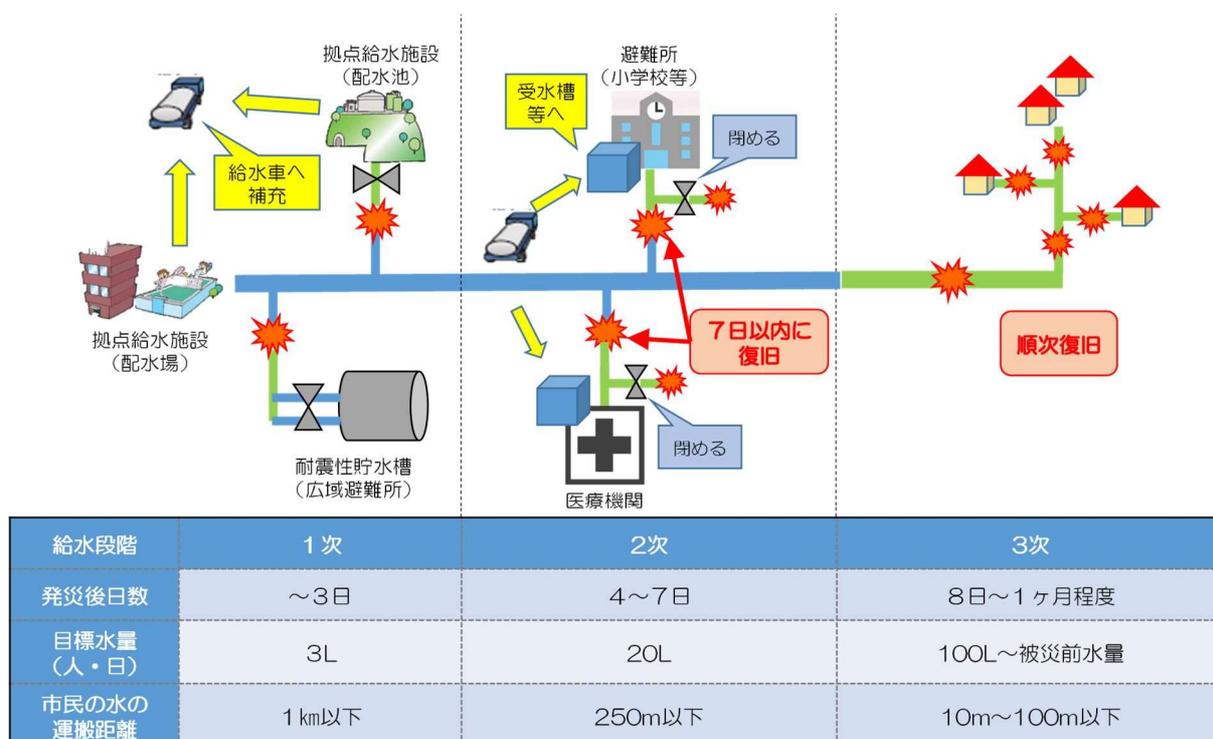


図 4.11 応急給水・応急復旧の考え方

□ 災害時に必要な資機材の確保

大規模な地震や風水害等により、広域的に災害が発生した場合、水道機能維持のための資機材が不足する恐れがあるため、応急給水、応急復旧に必要とする資機材は、引き続き計画的に備蓄、補充します。また、備蓄箇所の分散や他団体との共同備蓄についても検討します。



防災訓練（応急給水訓練）

効果

- 危機管理体制や危機対応能力の強化により、災害時・緊急時において事業の継続・早期の再開が可能となります。

施策⑧ 地域・他事業体・企業との連携の推進

施策を取り巻く社会状況

- ◆ 大規模な災害・事故が発生した際には、避難所への給水タンク車による給水など様々な対応を実施しますが、水道事業者が保有する資材や人員にも限りがあるため、一定の時間がかかることが想定されます。このため、お客さま自身が自らを守るために「自助」・「共助」の果たす役割が非常に重要となります。

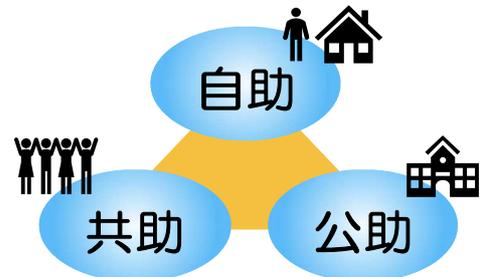


図 4.12 自助・共助・公助のイメージ

東大阪市の現状と課題

- 令和2年1月に「東大阪市・大阪市 技術協力に関する連携協定」を締結しましたが、支援者受け入れのための体制構築や災害時の資機材等の調達などについて、災害発生時を想定した連携強化のためのさらなる検討が必要です。
- 広域的な災害が生じた場合の周辺事業者との連携強化のため、企業団・市町村共同の大規模災害を想定した合同訓練などに参加しています。
- 応急給水拠点の整備や地域住民との応急給水訓練などを実施していますが、「自助」「共助」の意識が十分醸成しておらず、地域との連携・情報発信が必要です。

水さき案内 20 号 (2019 年 2 月) より

図 4.13 地域への情報発信

課題

- 大規模災害が生じた場合には、応急給水や緊急点検、応急復旧等に必要となるヒト・モノが著しく不足することが懸念されるため、事前の準備・対応が必要です。

□ 受援（ヒト・モノ）体制構築の推進

災害時における他事業体からの支援者受入れ体制の構築のため、支援者への情報提供リストの作成、支援者受入れを想定した防災拠点整備、広域的な災害協定^{*65}による資機材調達先の確保などの事前対策を推進します。

□ 地域・他事業体等との災害対策訓練の実施

地域や他事業体との連携強化のため、災害対策の合同訓練への参加を推進します。

□ 自助・共助のためのPRの充実

各家庭や地域における自助・共助の取組充実のため、各家庭における水の備蓄に関する積極的な広報、地域との応急給水訓練による設備・使用方法の周知を行います。



地域との応急給水訓練

表 4.1 公助・共助・自助の取組

「公助」	災害に備えるために、水道施設の防災対策をさらに推進していきます。	<u>「公助」に対する取組</u> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 配水池・管路の耐震化 ✓ 重要給水施設配水管路の耐震化 ✓ 停電・浸水・土砂災害対策の推進 ✓ 災害時水量確保に向けた緊急遮断弁の整備 ✓ 防災拠点としての新水道庁舎の整備
「共助」	大規模な災害発生時に、早期に復旧を行っていくために、公助により設置及び整備を進める耐震性貯水槽や応急給水栓において、地域で助け合い、市民のみで応急給水を行っていただけるようにします。	<u>「共助」に対する取組</u> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域との応急給水訓練による設備・使用方法の周知
「自助」	災害の大きさにより公助（応急給水等）のみで対応できない可能性があるため、断水が発生した場合に備えて、各家庭で災害発生3日後までに最低限必要となる1人当たり水量9L（3L/人・日）を備蓄していただきます。	<u>「自助」に対する取組</u> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 各家庭における水の備蓄に関する積極的な広報

効果

- 受援体制（ヒト・モノ）の構築により、広域的な大規模災害等に対する災害対応能力が向上します。
- 「自助」「共助」の取組の充実により、災害時において必要となる水への対応が可能となります。

施策⑨ 適切な資産管理の推進

施策を取り巻く社会状況

- ◆ 施設の老朽化に伴う更新需要の増大に対して、持続可能な水道事業を実現していくために、中長期の更新需要・財政収支見通しに基づく計画的な施設更新・資金確保が必要不可欠であり、アセットマネジメント（資産管理）を推進していく必要があります。
- ◆ 改正水道法において、適切な資産管理推進の観点から、台帳の整備を行うことが義務付けられています。施設・設備や管路の台帳情報に加えて、点検・調査、修繕などの維持管理情報を活用することにより、より充実したアセットマネジメントシステムを構築する必要があります。

東大阪市の現状と課題

- 平成 30 年度に東大阪市水道事業のアセットマネジメントの検討を行い、東大阪市が保有する水道施設及び設備について、中長期的な更新需要の見通しを検討するとともに、将来の財政収支見通しについては定期的に財政シミュレーションを実施しています。
- 施設・設備台帳や水道 GIS（管路台帳）を整備しており、さらに台帳機能の充実、維持管理情報を含めたデータベース化やアセットマネジメントシステムの充実が必要です。

■ 今後の水需要の予測と給水収益予測について

本市の人口は、この30年余り減少しており、その傾向は今後も続くものと予想されます。

また、人口の減少と併せて、水需要（有収水量：水道料金の対象となる使用水量）も減少していく見込みです。

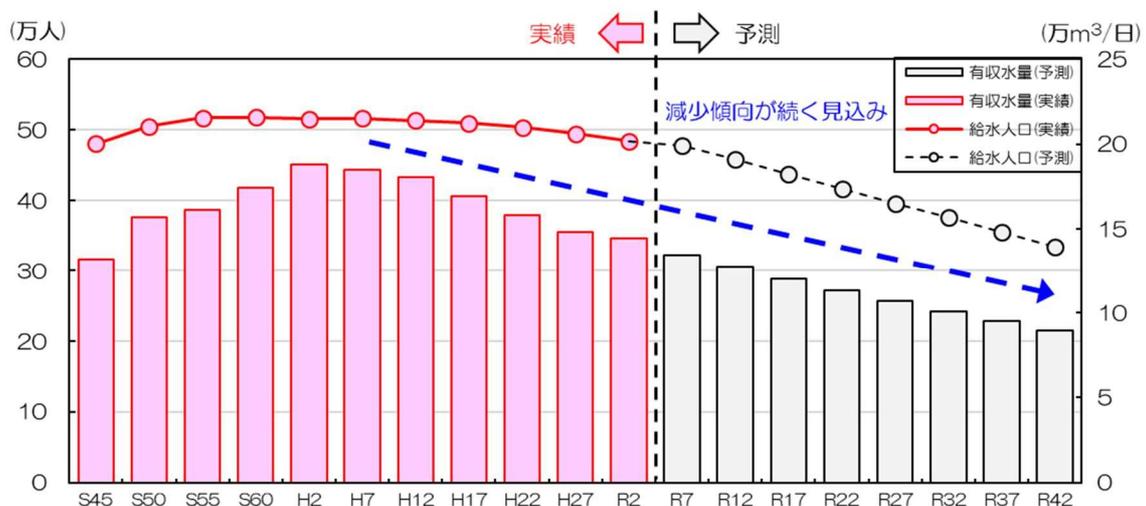
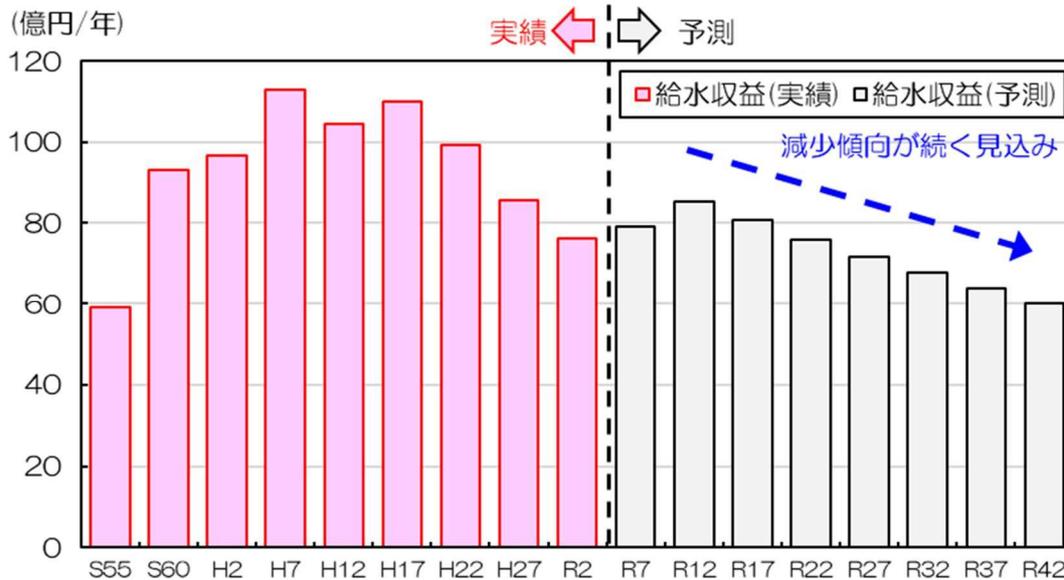


図 4.14 人口・水需要の推移

有収水量の減少による影響から、給水収益についても減少傾向となっています。令和7年度の料金改定により、給水収益は一時的に上昇するものの、以降は減少傾向が続くものと予測されます。

今後も安全な水を安定的にお届けするライフラインの機能を維持していくためには、このような給水収益の減少に対応していく必要があります。



(注) 給水収益の予測値は、現行の料金水準で推計

(注) R2は新型コロナウイルス感染症対策、R7は物価高騰対策として水道料金の減免を実施

図 4.15 給水収益の推移

課題

- 水道事業を持続的に運営していくために、アセットマネジメント（資産管理）を適切に実施していく必要があります。

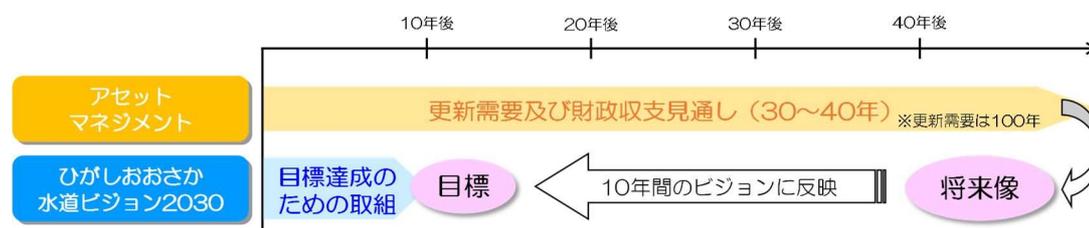
□ **アセットマネジメントの推進・充実**

アセットマネジメントの定期的な見直し・改定、アセットマネジメントにもとづく収支見通しの公表を行い、アセットマネジメントの推進・充実を図ります。

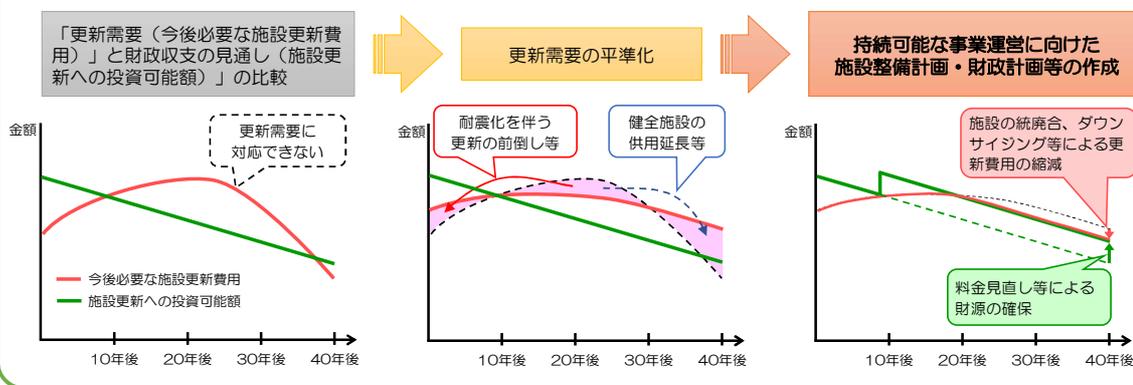
◆ **アセットマネジメントのポイント**

アセットマネジメントでは、少なくとも40年程度の中長期にわたる施設の更新需要及び財政収支を見通します。そのうえで、ビジョンでは10年先の目標を設定し、計画的な施設・管路の更新やダウンサイジングによる投資の縮減、また、更新の優先順位付けや保全方法の組合せによる延命化等により費用の縮減を図っていきます。

■ **アセットマネジメントとビジョンの関係**



■ **アセットマネジメントの検討イメージ**



□ **施設台帳・水道 GIS の充実・維持管理への活用**

施設台帳・水道 GIS の機能を充実させるとともに、台帳情報にもとづく維持管理計画の策定を行い、維持管理情報を有効に活用したアセットマネジメントシステムを構築します。

効果

- アセットマネジメントによる適切な資産管理を推進することで、事業経営の持続性・健全性が向上します。

施策を取り巻く社会状況

- ◆ 人口減少に伴う水需要の減少により料金収入が減少する一方で、老朽化により更新需要が増大し、水道事業の財政悪化がより一層深刻化しています。多くの事業体において、事業経営の持続性確保のために、適正な料金水準^{*66}・料金体系を設定し、必要な財源を確保していく必要があります。
- ◆ 水道事業の財政健全化のため、未納対策による料金収納率の向上、保有資産（未利用地）の経営資源としての有効活用、水道施設の建設・維持管理コストの低減により、水道事業の財政健全化を図る必要があります。
- ◆ 水道事業を持続的に経営していくため、資金残高を確保するとともに、企業債残高を適正な水準に維持する必要があります。

東大阪市の現状と課題

- 給水人口^{*67}の減少や節水機器の普及等による水需要の減少に伴い、給水収益は年々減少傾向となっています。
- 令和6年11月の上下水道事業経営審議会からの答申を受け、令和7年10月から約19%、令和10年4月から約8%の二段階での料金改定を市議会へ提案しました。
- 市議会での審議の結果、令和7年10月の約19%の改定については水道事業の財政状況や耐震化推進の必要性から緊急性が認められ、可決されました。
- 令和10年4月の約8%の改定については、国の補助金拡充の動きや物価上昇に対する市民負担が考慮されたことから、現時点では見送られました。
- 持続可能な事業経営を維持するために、給水に必要な費用を水道料金で回収できるよう引き続き水道料金のあり方を検討する必要があります。
- 給水収益の減少と施設整備費用の増加等により、水道事業の資金残高は減少していく見通しです。安定的な給水を継続するためには、適切な施設更新が不可欠であり、そのためには適正な資金を確保する必要があります。
- 給水収益に対する企業債残高（借金）の割合は、令和6年度末時点で270.8%（大阪府下平均：令和5年度末時点で254.9%）です。適切な施設更新のためには、資金確保のため一定の企業債の発行が必要となりますが、将来世代の負担が過大にならないよう企業債残高を適正に管理する必要があります。

課題

- 水需要の減少に伴う給水収益の減少に対して、持続的な事業経営に必要な財源を確保する必要があります。

今後の取組

□ 適正な水道料金への見直し

水道料金収入の減少は、水道事業の経営基盤を大きく揺るがすものであることから、持続的な事業経営に向けて、将来的な料金水準・料金体系の検討を行い、必要に応じて適正な水道料金への見直しを行います。

□ 未納対策（臨戸訪問、早期回収、給水停止等）の強化

料金収納率の維持・向上及びお客さまの公平性の確保のため、臨戸訪問、早期回収、給水停止などによる未納対策の強化及び滞納額の削減に取り組みます。

□ 保有資産の有効利用（未利用地の使用許可、貸付、売却等）

現有資産の他、施設の統廃合などにより生じると考えられる空地の貸付け、売却及び有効活用について検討します。

□ 水道施設の建設・維持管理コストの低減

水道施設や管路の建設・維持管理において、費用対効果に優れた新規材料及び工法等を採用する検討を進めます。

□ 資金残高の確保、企業債残高の適正管理

アセットマネジメントによる長期収支見通しに基づいて、適正な投資と財源確保を推進します。建設改良費の増加により資金残高は減少していく見通しですが、必要な資金残高を確保するとともに、企業債残高の水準を適正に管理し、現役世代と将来世代における負担の公平化を図ります。

効果

- 必要な財源を確保するとともに、建設・維持管理コストを低減し、財政健全化・事業経営の持続性向上を図ります。

施策における管理指標（KPI）

【中間見直し】

- 給水収益に対する企業債残高の割合について、上下水道事業経営審議会での審議を踏まえ、水走配水場更新への投資期間については一時的に500%以下まで許容することとし、最終目標（R12）を当初350%以下から500%以下に引き上げました。

※ただし、水走配水場更新への投資期間が終了した後においては、企業債残高の抑制に努め、将来的には当初目標の350%以下とすることで、持続可能な事業運営を目指します。

指標項目	当初数値 (R1)	中間目標 (R7)	最終目標 (R12)
		上段：目標数値 下段：現状（見込）	上段：計画策定時 下段：今回見直し
料金回収率	97.3%	100.0%以上	100.0%以上
		91.9%	変更なし
料金収納率	98.8%	維持・向上	維持・向上
		99.2%	変更なし
給水収益に対する企業債残高の割合	219.6%	350.0%以下	350.0%以下
		305.4%	500.0%以下

施策⑪ 効率的な組織運営の推進

施策を取り巻く社会状況

- ◆ 水道事業の様々な業務（経営、経理、料金、契約、広報、建設、給配水、浄水、水質、計画、水資源など）における専門性に富んだ人材を適切に配置できる組織体制でなければ持続的な運営は困難となります。
- ◆ 持続的な事業運営体制の構築のためには、水道事業を管理する人材の育成と適切な配置が必須であり、水道事業管理者として、水道事業全体をマネジメントできる人材を配置することや、水道技術管理者として、技術面でのトータルの知識と経験を有する人材配置が可能な体制を維持し続ける必要があります。
- ◆ ICT（情報通信技術）の発展に伴い、ICT への依存度が高まるにつれて、情報セキュリティへの取組の必要性が増しています。一方で、経済産業省と国土交通省では、水道事業の持続的な運営基盤の強化に向けて、CPS/IoT^{※68}を活用した水道情報活用システムの導入を推進しています。

東大阪市の現状と課題

- 職員数が年々減少する中、長期的な視点に立った人材確保や適正配置を進めています。一方で、職員一人当たりの有収水量や給水収益に対する職員給与費の割合が、他都市に比べて効率性が低い状況です。
- 市全体における情報セキュリティシステムや情報取扱い基準にもとづいて情報を管理しています。
- 庁内 LAN、管路情報システム（GIS）、上下水道料金業務システム、企業会計システムなどの各情報について、日単位や週単位のバックアップを実施していますが、災害時や緊急時に備えた情報管理として、現状のバックアップ状況を再検証する必要があります。

課題

- 水道事業の持続的な事業運営体制の構築のためには、効率的な組織体制の構築と人材の適正配置が必要となります。

今後の取組

□ 組織機構改正・職員の定数見直しの実施

組織機構改正・職員定数の見直しにより、運営体制の効率化を図ります。なお、見直しにあたっては、災害時等の即応体制の確保、技術の継承、お客さまサービスの維持・向上などを前提とし、効率化が可能な業務における民間活力の利用を検討していきます。

□ 情報資産の適正管理・電子化の推進

東大阪市情報セキュリティポリシーを遵守しつつ、水道情報活用システムの導入検討を進め、情報資産の適正管理・電子化の推進を図ります。

□ 情報資産のバックアップの確保

災害時や緊急時に備えたデータバックアップ方法を検討するとともに、適切なバックアップ管理方法で運用します。

効果

- 水道事業の組織運営の効率化により、事業収益性の向上や事業経営の持続性向上を図ります。

施策⑫ 水道に精通した人材の育成

施策を取り巻く社会状況

- ◆ 水道事業を支える職員数は、ベテラン職員の大量退職などにより、深刻な人員不足に直面しており、職員一人当たりが受け持つお客さまの数は年々増加する一方で、経験豊富な職員の空洞化が生じています。長期的視点に立った抜本的な人材の確保・育成が急務となっています。

東大阪市の現状と課題

- 人材確保に努めていますが、職員数は年々減少傾向にあり、特に中堅・ベテラン職員の退職による技術力の低下が懸念されます。
- 日本水道協会や大阪市等が主催する外部研修を活用するとともに、体系的な職員研修計画について検討し、資格取得の支援を継続しています。
- 水道事業に係る技術的業務の連携を強化し、相互補完による相乗効果を発揮させるため、「東大阪市・大阪市 技術協力に関する連携協定」を令和2年1月に締結しました。

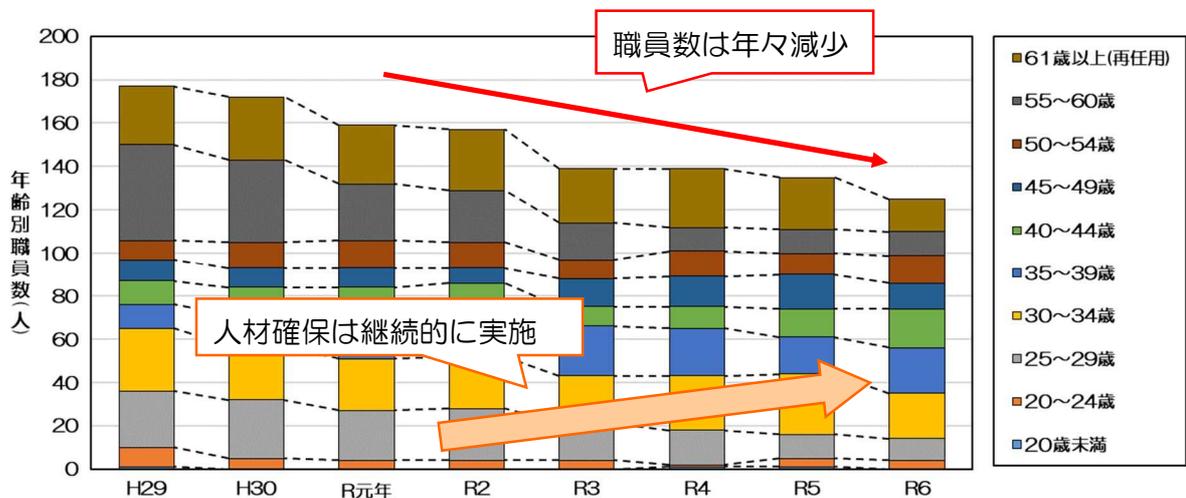


図 4.16 職員数の推移

課題

- 経験豊富な職員の空洞化による技術力の低下が懸念されるため、人材育成や技術継承等が必要です。

今後の取組

□ 水道人材育成（研修等）計画の策定

「ひがしおおさか水道人財育成方針」を基に研修等を実施します。また、先進事業者である大阪市との技術連携協定などの活用も検討します。

□ ベテラン職員による技術継承の推進（OJT等）

ベテラン職員による OJT（On-the-Job Training）の実施、各種マニュアルの見直し及び一元管理の実施により、職場内での技術継承を推進します。

□ 内部研修の実施及び外部研修への積極的参加

内部研修を実施するとともに、外部の研修も活用し、全ての職員の積極的な参加を促進します。



水道管接合実技研修の様子



内部研修の実施状況

□ 日本水道協会等の研究発表会での発表

技術力の向上のため、日本水道協会などが開催している研究発表会において、本市が実施した事務部門・技術部門における調査・研究の事例を発表します。

□ 水道事業に必要な資格取得の推進

水道職員の技術研鑽のため、水道事業に必要な資格取得の支援制度を見直し、資格取得の啓発を図ります。

効果

- 研修等による人材育成と技術継承の推進により、技術力の向上・サービス水準の向上につながります。

施策における管理指標（KPI）

指標項目	当初数値 (R1)	中間目標 (R7)	最終目標 (R12)
		上段：目標数値 下段：現状（見込）	上段：計画策定時 下段：今回見直し
内部・外部研修時間	4.1 時間/人	13.0 時間/人以上	16.0 時間/人以上
		12 時間/人	変更なし
研究発表会における 発表事例数	なし	複数回	複数回
		4 回	変更なし

施策⑬ 広域連携・官民連携の推進

重点施策

施策を取り巻く社会状況

- ◆ ヒト・モノ・カネの課題に対して、近隣の事業者間において連携して水道施設の共同管理や統廃合を行い、広域連携による最適な事業形態を実現することが重要です。また、水道法改正により、都道府県は関係市町村及び水道事業者と連携して、水道基盤強化計画の策定や協議会の設置が可能となっています。
- ◆ 水道事業を支える職員数は、ベテラン職員の大量退職などにより、深刻な人員不足に直面しており、将来的な運営体制の脆弱化が懸念されます。このため、民間活力を利用した効率的な運営体制の構築が必要です。
- ◆ 改正水道法でも官民連携^{※69}の推進が求められており、PPP/PFI^{※70}手法を活用した事業運営の効率化が推進されています。また、内閣府の「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和5年度改定版）」において、令和5年度に新たに「ウォーターPPP」の活用が位置づけられています。

東大阪市の現状と課題

- 府域水道事業体との広域連携について、大阪府が主催する「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」を通じて、府域全水道事業体との検討・協議を継続しています。
- 大阪府は、大阪広域水道企業団を核とした府域一水道を目指しており、現在19団体が経営統合しています。本市においては令和7年度からの統合に向けて協議を進めてきましたが、令和6年3月定例会での否決を受けて、当面の経営統合を見送りました。
- 全国的な課題と同様に、給水収益減少・更新費用増大・職員減少といった課題に直面しており、民間活力を利用した新たな発注方法の導入により、事業運営の効率化を図っていく必要があります。

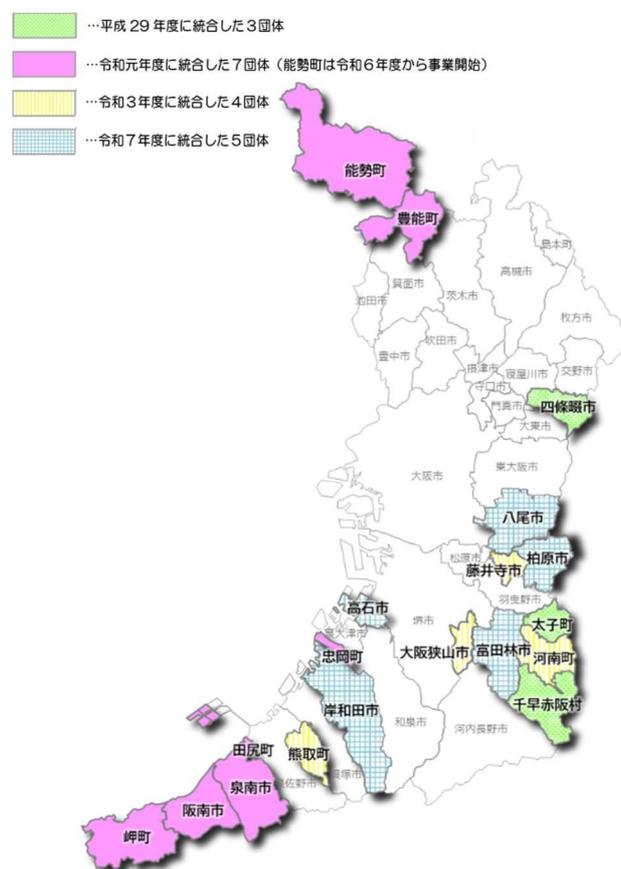


図 4.18 企業団と市町村水道事業の統合状況

- 営業業務（窓口・検針・検収・電算など）については、民間の活力を活用した効率的な運営体制の推進と、受付業務のワンストップ化によるお客さまサービスの向上を図るため、令和2年10月に「東大阪市水道サービスセンター」を開設し、段階的な業務委託を開始しました。その後、令和3年4月には完全委託化を実現しています。

課題

- 水道事業が直面するヒト・モノ・カネの課題に対して、周辺事業者との広域連携や、包括的な官民連携により、効率的な事業運営を推進していく必要があります。

□ 大阪府等の広域連携に関する協議会への参画

大阪府などの広域連携に関する協議会へ継続的に参画し、持続可能な水道事業の実現に向けた広域連携の取組を実現していきます。

□ 大阪広域水道企業団との統合を含む広域化の検討

水道の基盤強化の有効策である「広域連携の推進」に向けた取組として、大阪広域水道企業団をはじめとする府域の動向を注視しつつ、広域連携の在り方や将来的な経営統合の可能性について、引き続き検討を進めていきます。

□ 近隣事業者との業務共同化の推進

水質試験業務の共同化、各種システム（料金、マッピング^{※71}、施設台帳、給水装置工事管理等）の一元化や ICT 等の活用、サービス内容や業務等の統一などの業務共同化に向けて検討を進めていきます。

□ 民間活力を利用した効率的な運営体制の推進

給水の安定・安全及びお客さまサービスの向上を最優先とした上で、民間委託可能と考えられる業務のうちコスト削減効果の見込まれるものを検討し、積極的に民間活力の利用を推進します。

□ 民間活力を利用した新たな発注方法の調査・実施

事業運営の効率化のため、PPP/PFI 手法を活用した新たな発注方式について調査・実施していきます。

また、新水道庁舎整備事業では PFI 手法を採用し、令和 7 年 3 月に事業契約を締結して事業を推進しています。

今後は、この取組で得られた知見を他の事業の検討にも活用していきます。

効果

- 広域連携の推進や官民連携の活用により、持続的な事業運営や効率的な運営体制の推進が可能となります。

施策⑭ 広報・広聴手法の充実

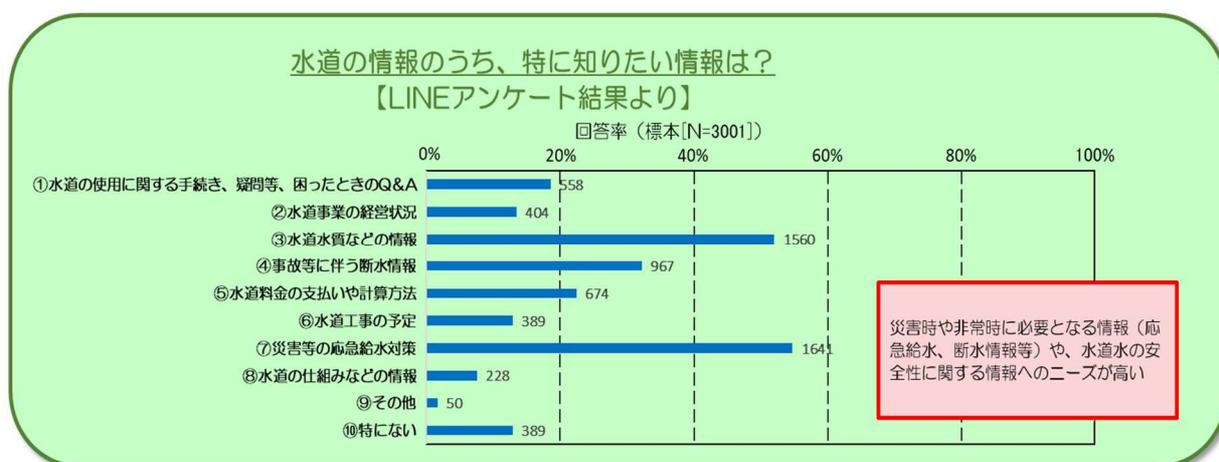
重点施策

施策を取り巻く社会状況

- ◆ 水道事業に対するお客さまの理解を深めてもらうとともに、事業の透明性確保や信頼性向上の観点からも、利用者への積極的な情報提供を推進していく必要があります。
- ◆ 水道事業者を取り巻くステークホルダー（利害関係者）には、住民、学校、議会、行政（国、都道府県、市町村）、関係団体、研究機関、民間事業者などがあり、その様々な関わりに応じて、それぞれのニーズにあった情報提供や広報活動を展開していく必要があります。
- ◆ 将来を担う子どもたちに、水道や水道を取り巻く状況を正しく理解してもらうため、水道事業者が市町村教育委員会等との連携を図り、これまで以上に環境学習や社会学習の場を提供し、各種学習を充実させることは、地域住民への理解を促す方策の一環として重要です。

東大阪市の現状と課題

- 広報誌（水さき案内）や市政だより、ウェブサイト等により、お客さまに向けた情報発信を実施しています。
- アンケート調査の結果では、災害時や非常時に必要となる情報や、水道水の安全性に関する情報へのニーズが高く、ニーズに応じた情報発信が必要です。
- 災害や事故により、断水等が発生した場合、復旧の目途や応急給水施設の配備等の情報をいち早くお客さまに伝える必要があります。災害時・緊急時には、市の広報部局と連携して、ウェブサイトやSNSを活用した情報発信を実施しています。
- 小学校などへの出前講座などを実施し、地域との交流を深めています。



課題

- 水道事業への理解を深めてもらうとともに、事業の透明性確保や信頼性向上を図るため、ステークホルダーへの情報発信や広報活動を推進していく必要があります。

今後の取組

□ 戦略的な情報提供・PRの推進・充実

令和5年に策定した「ひがしおおさか水道広報戦略」に基づき情報提供の内容充実を図るとともに、新たな情報媒体による広報も検討します。また、災害時・緊急時においても、被害状況や応急給水施設の配備状況等の情報をさらに迅速かつ正確な情報提供を推進します。

戦略的かつ積極的な情報発信やPRを推進し、お客さまへの情報発信による連携（コミュニケーション）の促進により、水道事業への信頼性向上や円滑な事業運営をめざします。



図 4.18 戦略的な情報発信の方向性

□ 定期的な外部意見広聴の実施

定期的なアンケート調査の実施、事業運営に関わる審議会等の実施により、水道事業を取り巻くステークホルダーの意見を幅広く聴取し、事業に反映します。

□ 環境・社会学習による水道への理解促進

小学校への出前教室などにより、水道事業への理解を深めてもらい、地域と一体となった水道事業の運営をめざします。



小学校での出前教室

効果

- お客さまや地域などへの広報・広聴の充実により、水道事業の透明性の向上及び信頼性の向上や、地域と一体となった水道事業の運営につながります。

施策における管理指標（KPI）

指標項目	当初数値 (R1)	中間目標 (R7)	最終目標 (R12)
		上段：目標数値 下段：現状（見込）	上段：計画策定時 下段：今回見直し
インターネットによる 情報の提供度	129回	向上	向上
		256回	修正なし
水道に関する満足度	63.5%	向上	向上
		65.9%	修正なし

施策⑮ 水道サービス・手続きの充実**施策を取り巻く社会状況**

- ◆ 水道事業者は、お客さまのニーズを捉え、サービス水準の向上を図っていく必要があります。他の水道事業者では、料金支払いサービスとして、口座割引やクレジットカード決済の導入を実施しているところもあり、利用者ニーズに対応したサービスが進められています。
- ◆ 水道事業がヒト・モノ・カネの課題に直面している一方で、近年では情報技術が年々進歩しており、持続可能な事業運営やサービス水準向上への情報技術の活用が有効とされています。東京都や大阪市等では、スマートメーターの実用化に向けたモデル事業や実証実験を進めており、事業運営や維持管理等における ICT・IoT 活用の可能性が広がっています。
- ◆ 水道事業者は、持続的な水道サービスを提供していくうえで、お客さまとの積極的なコミュニケーションが必要であるとともに、水道事業を通じた地域貢献も重要です。

東大阪市の現状と課題

- 従来の口座振替や請求書による料金支払い方法に加えて、令和 2 年 4 月からスマートフォンなどによるモバイル決済を導入しています。
- 上下水道料金業務システムの再構築を実施し、令和 2 年度から稼働しています。
- 受付業務のワンストップ化などお客さまサービス向上のため、令和 2 年 10 月に東大阪市水道サービスセンターを開設し、民間事業者による営業部門の委託化を順次開始しており、令和 3 年 4 月から完全委託化をしています。
- 地理情報による管路情報システム（GIS）を活用した窓口サービスや上下水道料金業務システムの再構築などを進めていますが、効率的な事業運営のために情報技術の更なる活用が必要です。

課題

- 社会変化や技術進歩に応じたお客さまのニーズを的確にとらえて、水道事業が提供するサービスの向上を図っていく必要があります。

□ □座割引・クレジットカード決済の検討

料金収納率の向上及びお客さまの満足度向上のため、□座割引やクレジットカード決済の導入を検討します。

□ 各種手続き・問合せ窓口の一元化・電子化の推進

受付業務のワンストップ化や電子化（開閉栓・名義変更等）を開始しましたが、さらなる窓口サービスの一元化や電子化の推進により、令和8年度からは管路情報を東大阪市「e～まちマップ」に掲載し、ウェブサイト上で閲覧可能になる予定です。また給水装置工事に関する手続きの電子化を令和8年度から段階的に実施し、より満足度の高い水道サービスの提供を推進します。

「水が漏れている・水が出ない・水が濁っている」などのご相談は、業務時間外でも対応しています。

06-6724-1221
24時間365日繋がります

インターネット受付
水道の使用開始・中止
名義変更等



インターネット受付アイコン（東大阪市上下水道局ウェブサイト）

□ スマートメーター・ICT・IoT等の活用に向けた調査

水道情報活用システムやスマートメーター等の新たな情報技術の導入に向けた調査・検討を実施します。

□ 検針業務等を通じた地域活動等との連携の推進

検針業務などを通じた地域活動との連携により、水道事業を通じた地域への貢献を検討します。

効果

- お客さまのニーズに応じた水道サービスの提供や、情報技術の活用により、サービス水準の向上・事業運営の効率化につながります。

施策⑩ 給水装置工事への対応の向上**施策を取り巻く社会状況**

- ◆ 給水装置工事事業者の指定については、平成8年の水道法改正により全国一律の指定基準が導入されるまでは各水道事業者が独自の指定基準で給水装置工事事業者を指定していました。この法改正により給水装置工事事業者数が大幅に増加しましたが、指定の有効期限が定められてなかったため、経年による事業者の実態把握が困難で、事業者の存在等が実態と乖離が生じたり無届工事や不良工事も発生していました。
- ◆ このような背景から、平成30年に水道法が改正され、給水装置工事事業者の指定の更新制（5年）が導入され、事業者の資質向上が求められています。

東大阪市の現状と課題

- 給水装置はお客さまの財産であり、漏水補修など簡易な場合を除き、指定給水装置工事事業者でなければ工事を行うことができないことから、ウェブサイトなどを通じて情報提供を呼びかけるとともに、指定給水装置工事事業者の名簿を公表しています。
- 指定給水装置工事事業者に対し、必要な情報の取得、技術力の維持・向上を図ることを目的とした、大阪府下各市町村水道事業者の共同による定期的（3年に1回）な研修を実施しています。
- 水道法改正に伴い、令和元年10月1日から指定給水装置工事事業者制度の更新制を導入しています。

課題

- 安心して水道水を利用していただくために、お客さまに給水装置の適切な維持管理を行っていただく必要あり、お客さま、指定給水装置工事事業者及び上下水道局を含め、給水装置工事への対応の向上が必要です。

今後の取組

□ 指定給水装置工事事業者への研修・指導の充実

指定給水装置工事事業者への研修会を引き続き実施し、参加を促すことで工事事業者の資質向上を図ります。

□ 円滑な指定更新手続きの実施

指定給水装置工事事業者の指定の更新手続きを遅滞なく円滑に実施します。

□ 給水装置の管理に関する広報の推進

給水装置については、お客さまが維持管理する区分を正しく理解していただくようPRの強化に努めます。また、その維持管理の必要性や給水装置の工事を行う指定給水装置工事事業者に関する情報提供を推進します。

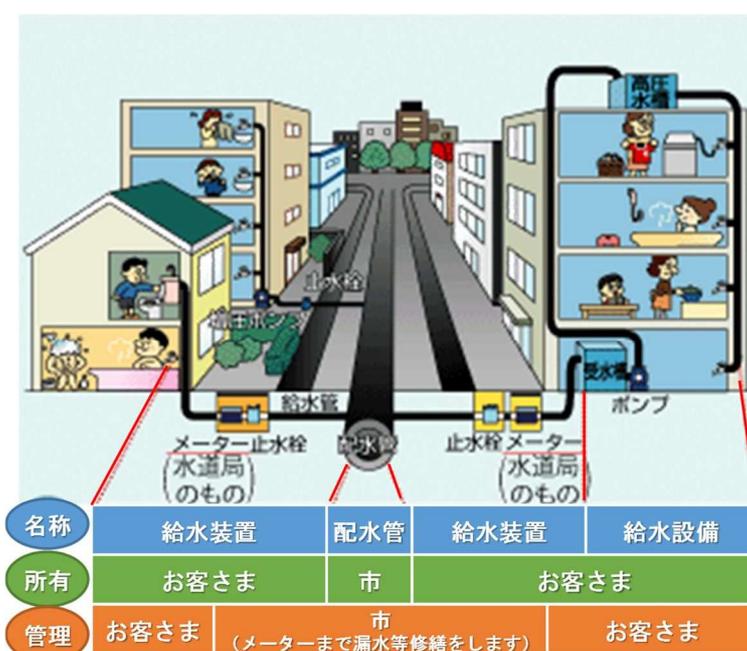


図 4.19 給水装置の所有・維持管理の範囲

効果

- 給水装置工事への対応の向上により、給水装置の安全性が確保できるとともに、お客さまの満足度も向上します。

施策⑱ 省エネルギーに努めた水運用の推進

施策を取り巻く社会状況

- ◆ 水道事業は、浄水設備の稼働や高所へのポンプ揚水のため多大な電力を要し、全国の電力消費の約1%が水道事業のエネルギー消費となっています。今後も事業者の責務として、省エネルギー化を推進していくことが求められています。

東大阪市の現状と課題

- 中石切受水中継ポンプ場を整備し、大阪広域水道企業団からの受水圧を利用した水運用を実施しています。池島配水場・水走配水場においても企業団からの受水圧を利用した配水運用を一部実施しています。
- 令和6年度の配水量1m³あたりの電力消費量(0.14kWh/m³)は、大阪府下平均(令和5年度末時点で0.32kWh/m³)や全国の水道事業者の平均値に比べて低く、今後も継続的に省エネルギー化に取り組んでいく必要があります。

課題

- 多くのエネルギーを消費する水道事業者の責務として、省エネルギー化を推進していく必要があります。

今後の取組

□ 受水・位置エネルギー活用の推進

大阪広域水道企業団から受水圧を利用した施設や高所からの位置エネルギーを利用した施設の検討をさらに進めることで、省エネルギー化に取り組みます。

□ インバータ（回転数）制御による省エネルギー化の推進

水走配水場などのポンプのインバータ制御を継続し、きめ細やかな水運用による省エネルギー化を推進します。

効果

- 省エネルギー化の推進により、水運用における環境負荷の低減やコスト削減につながります。

施策⑱ 環境へ配慮した事業の推進

施策を取り巻く社会状況

- ◆ 水道事業は、浄水設備の稼働や高所へのポンプ揚水のため多大な電力を要し、全国の電力消費の約1%が水道事業のエネルギー消費となっています。今後も事業者の責務として、再生可能エネルギーの利用向上を図ることが求められています。
- ◆ 水道工事に伴って発生した建設副産物（土砂、アスファルト、コンクリート等）はリサイクル施設への搬入等により、多くのケースで有効活用が図られており、今後の水道事業の運営においても、これらの徹底により、建設発生土^{*72}の有効利用に取り組む必要があります。
- ◆ 水道事業における脱炭素化は、単なる環境対策に留まらず、エネルギーコストの削減、災害時における電力自立性の向上など、事業経営とレジリエンス（強靱性）強化にもつながる重要な取組とされています。

東大阪市の現状と課題

- 東大阪市の脱炭素社会の実現に向け、2020年5月に「2050年ゼロカーボンシティ」を表明し、「東大阪市第3次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）【改定版】」において、あるべき将来像を「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」としており、水道事業でも環境に配慮したエネルギーの利用向上を図る必要があります。
- 太陽光発電設備やマイクロ水力発電設備を一部の水道施設に設置しています。さらなる太陽光発電の実施やマイクロ水力発電などの再生可能エネルギーの活用について、既存施設などにおける未利用エネルギー活用の可能性を検討しています。
- 建設副産物の有効利用を積極的に推進しており、令和6年度のリサイクル率は100%となっています。

課題

- 環境負荷の低減を推進するため、環境に配慮した再生可能エネルギーの導入や建設副産物の有効利用を推進していく必要があります。

今後の取組

□ 建設工事副産物リサイクルの推進

建設副産物の有効利用（建設資材などへのリサイクル）を引き続き推進し、環境負荷の低減を図ります。

□ 再生可能エネルギー発電（太陽光・マイクロ水力発電等）導入の推進

水道施設を活用した再生可能エネルギー（太陽光発電やマイクロ水力発電など）の導入を引き続き検討します。脱炭素社会の実現に向けて、新水道庁舎整備事業では、建物全体で高い省エネルギー性能を確保する「ZEB Ready」認証の取得を予定しており、省エネルギー化を進めています。



上小阪配水場の太陽光発電

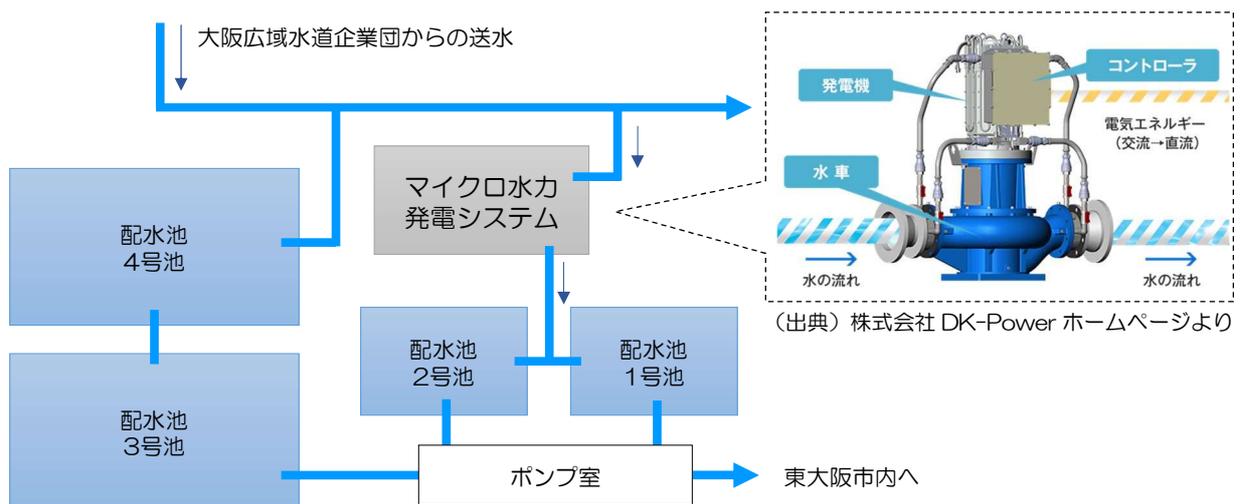


図 4.20 水走配水場マイクロ水力発電の概要

□ 再生可能エネルギーを取り入れた新電力会社への切替

庁舎などでの電力調達において、再生可能エネルギーを取り入れた新電力会社への切替を検討します。

効果

- 省エネルギー化等の環境へ配慮した事業を推進することにより、水道事業者として環境保全に努める責務を果たし、持続可能な社会の構築に貢献できます。

施策における管理指標（KPI）

指標項目	当初数値 (R1)	中間目標 (R7)	最終目標 (R12)
		上段：目標数値 下段：現状（見込）	上段：計画策定時 下段：今回見直し
建設副産物のリサイクル率	94.3%	90.0%以上	90.0%以上
		100.0%	変更なし
配水量 1m ³ あたり電力消費量	0.15kWh/m ³	維持・低減	維持・低減
		0.15kWh/m ³	変更なし
再生可能エネルギー利用率	0.08%	向上	向上
		0.40%	変更なし

第5章の内容は全体的に
見直しを行いました。

第5章

これからの水道事業経営の見通し

1. 投資の見通し XX
2. 財政収支の見通し XX

1. 投資の見通し

(1) 主な事業と整備目標

「ひがしおおさか水道ビジョン 2030」に掲げる3つの将来像である「安全・安心・安定の信頼される水道」、「災害に備えた強靱な水道」、「健全な経営を持続できる水道」を実現していくため、『水道施設等再構築事業』として、以下の事業を実施していきます。

水道施設等再構築事業（【第1期】令和3～7年度、【第2期】令和8～12年度）

水道施設再構築 約 135 億円

- ◆ 配水施設統廃合・再編整備事業
- ◆ 設備更新事業
- ◆ 応急給水設備整備事業
- ◆ 新水道庁舎整備事業
- ◆ 配水施設耐震化事業
- ◆ 配水施設・設備長寿命化事業
- ◆ 停電・浸水等対策強化事業

水道管網再構築 約 300 億円

- ◆ 基幹管路整備事業
- ◆ 老朽管対策事業
- ◆ 配水支管未整備地域解消事業
- ◆ 公共工事・民間開発関連事業
- ◆ 重要給水施設配水管整備事業
- ◆ 配水ブロック整備事業
- ◆ 配水能力増強事業
- ◆ 他地下埋設企業関連事業

当初計画との比較

	【第1期】令和3～7年度		【第2期】令和8～12年度		【合計】令和3～12年度	
	当初計画	実績(見込)	当初計画	見込	当初計画	実績+見込
水道施設再構築	57 億円	25 億円	19 億円	110 億円	75 億円	135 億円
水走配水場	4 億円	4 億円	—	8 億円	4 億円	12 億円
新水道庁舎	20 億円	5 億円	—	29 億円	20 億円	34 億円
その他	33 億円	16 億円	19 億円	73 億円	52 億円	89 億円
水道管網再構築	119 億円	126 億円	127 億円	175 億円	246 億円	300 億円
合計	176 億円	151 億円	146 億円	285 億円	322 億円	436 億円

(注) 合計と内訳の数字は、億円単位での端数処理を行っているため一致しない場合があります。

➤ 第1期（令和3年度～令和7年度）における評価

（水道施設再構築）

- ・ 当初計画 57 億円に対し実績（見込）は 25 億円
- ・ 水走配水場の更新に向けた調査に着手、新水道庁舎は主に第2期で整備
- ・ その他、旭町受水中継ポンプ場は、事業計画を精査し第1期から第2期へ変更

（水道管網再構築）

- ・ 当初計画 119 億円に対し実績（見込）は 126 億円

➤ 第2期（令和8年度～令和12年度）の計画概要
（水道施設再構築）

- ・ 当初計画 19 億円に対し見込は 110 億円
- ・ 水道施設の再編整備を引き続き推進し、水走配水場の設計業務に着手予定
- ・ 第1期から継続している新水道庁舎は、令和9年度末に完成予定
- ・ 旭町受水中継ポンプ場の新設、老朽化した機械・電気・計装設備の計画的な更新を実施
- ・ 事業費について、近年の建設工事費の上昇を考慮

（水道管網再構築）

- ・ 当初計画 127 億円に対し見込は 175 億円
- ・ 管路更新は、年間 1%（約 10km）で実施予定
- ・ 管路口径を適正規模に見直すダウンサイジングを継続
- ・ 基幹管路及び重要給水施設配水管路の更新・耐震化をより積極的に推進

（2） 投資の見通し

計画期間（令和3年度～令和12年度）における建設改良事業への投資見通しを以下に示します。

当初計画策定時以降の状況変化を反映して、令和12年度までの投資額について試算した結果、計画期間内の総事業費（事務費除く）は、当初計画策定時の約 322 億円（税込）から 114 億円の増加によって、約 436 億円（税込）となる見込みです。

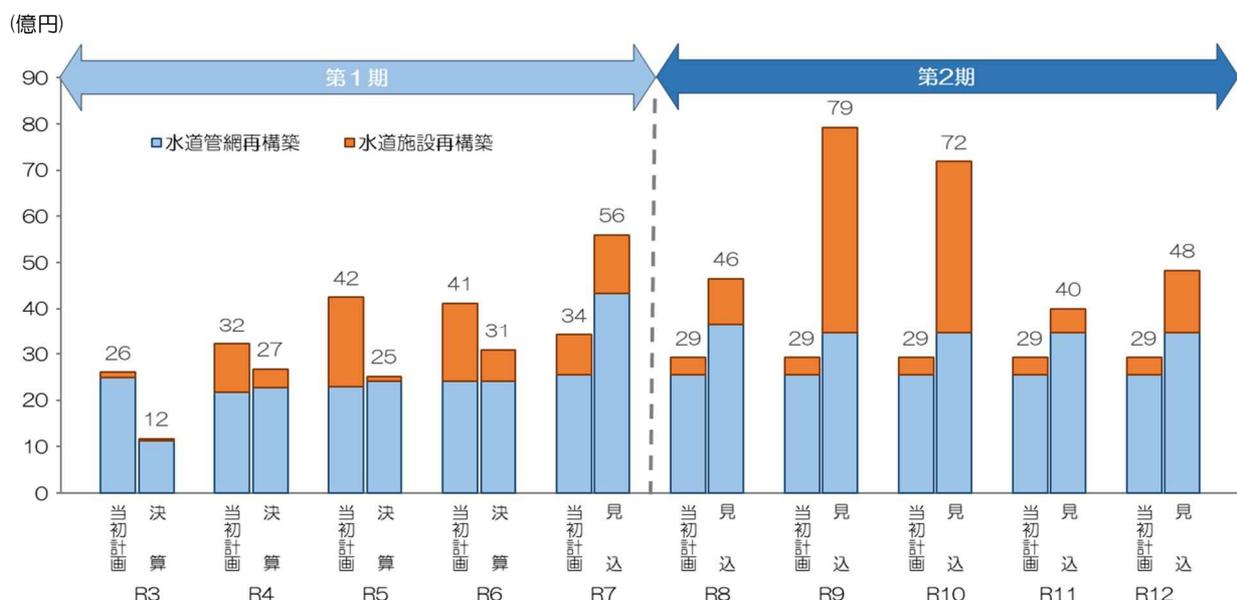


図 5.1 ひがしおおさか水道ビジョン 2030 計画期間における投資の見通し

2. 財政収支の見通し

(1) 財政健全化のための取組方針

水需要の減少に伴う給水収益の減少や、老朽化の進行に伴う更新需要の増大により、今後の水道事業を取り巻く経営環境は、引き続き厳しい状況が見込まれます。

令和7年10月から料金改定を実施したものの、今後も水需要の減少や物価高騰などの影響により、中長期的には財政収支の悪化が懸念されます。

こうした状況の中、健全な水道事業経営を持続していくためには、徹底した経費削減や経営効率化に取り組むとともに、将来世代への過度の負担を残さないよう、企業借入額の適正化を図り、安定的な事業運営に必要な財源を確保する必要があります。

【方針1】 料金水準の見直しにより必要な財源確保を図ります

水需要の減少が見込まれる中、現行の料金水準を維持した場合、給水収益の減少に伴い資金残高が減少し、安定的な事業運営の継続が困難になる恐れがあります。

このため、事業運営に最低限必要な資金に加え、災害時等に収入が途絶える期間への対応も考慮し、概ね給水収益の6ヵ月分相当の資金残高を確保することを目標として、今後も料金水準のあり方について継続的に検討し、必要な財源確保を図ります。

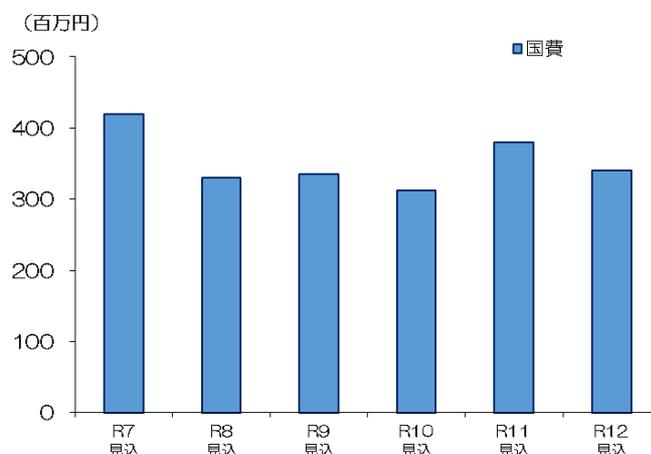
【方針2】 将来世代へ過度な負担を残さないよう企業債残高を適正に管理します

施設更新を着実に進めるためには、資金確保のため一定の企業債の発行が必要となりますが、将来世代への過度の負担を残さないよう、企業債残高を適正に管理します。企業債残高対給水収益比率の目標は、上下水道事業経営審議会における令和6年11月の審議を踏まえ、水走配水場更新への投資期間については一時的に500%以下まで許容することとし、最終目標（令和12年度）を当初の350%以下（地方公共団体の早期健全化団体に相当する将来負担比率^{*73}を参考）から500%以下へ見直します。

ただし、水走配水場更新への投資期間が終了した後においては、企業債残高の抑制に努め、将来的には当初目標の350%以下とすることで、持続可能な事業運営を目指します。

【方針3】 国費を積極的に活用し施設整備を推進します

水走配水場や管路の更新事業においては、国費（国庫補助金・交付金等）を積極的に活用することで財政負担の軽減を図りながら、効率的かつ計画的な施設整備を推進します。



(2) 財政収支の見通し

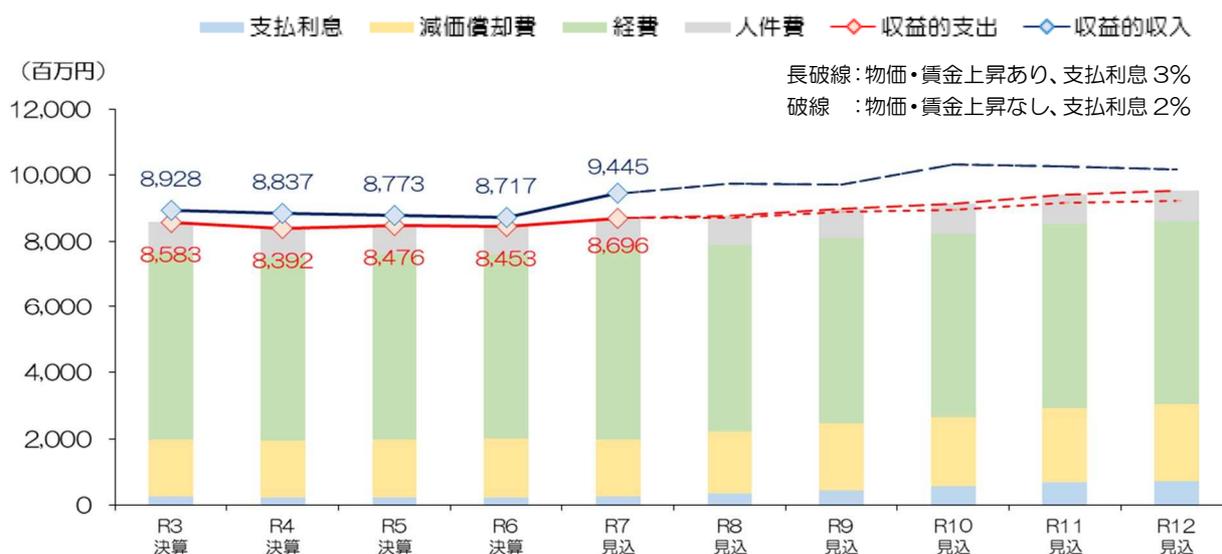
水道事業の透明性を確保し、健全な経営を持続していくために、水需要の予測やこれまでの実績、計画期間において予定される事業や施策に基づいて、財政収支の見通しを算出しました。（「財政収支の試算における考え方」を参照）

今後の料金収入については、令和6年11月の上下水道事業経営審議会からの答申を踏まえ、令和10年4月に約8%の料金改定を行うことを仮定して見込んでいます。

◆ 収益的収支

収益的収支^{*74}における料金収入（給水収益）は、令和7年10月から約19%の料金改定を実施しました。しかしながら、今後も水需要の減少等による料金収入の減少が見込まれるため、物価や賃金、金利の上昇など経費の上昇が見込まれる中でも経費削減などの経営努力を継続し、より効率的な事業経営を目指します。

また、令和10年4月に約8%の料金改定を見込むと仮定した場合、収益的収支の黒字は確保できる見込みですが、昨今の厳しい経済環境やコスト増大を背景に、経営は厳しい状況が見込まれます。



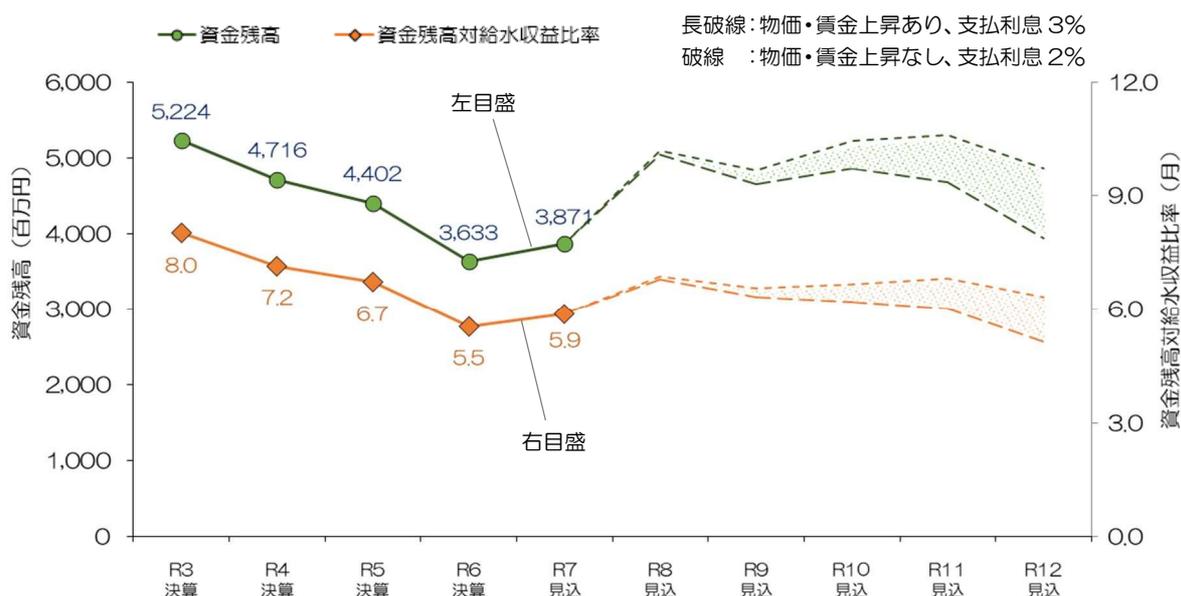
◆ 資本的収支

資本的収支^{*75}においては、資本的支出に対して資本的収入が恒常的に不足するため、新規企業債（借金）の借入や補填財源の充当により資金を確保していきます。



◆ 資金残高

経営効率化・経費削減などによる支出抑制に加えて、料金水準の見直しなどによる財源確保を推進し、安定的な事業運営のために、資金残高として、概ね給水収益の6ヵ月分相当を維持することを目標とします。建設物価の上昇に加え、昨今の物価、賃金、金利の上昇を見込んだ場合、令和12年度の資金残高は6ヵ月分を下回る可能性があるため、今後の社会情勢や事業環境の変化について、引き続き注視する必要があります。

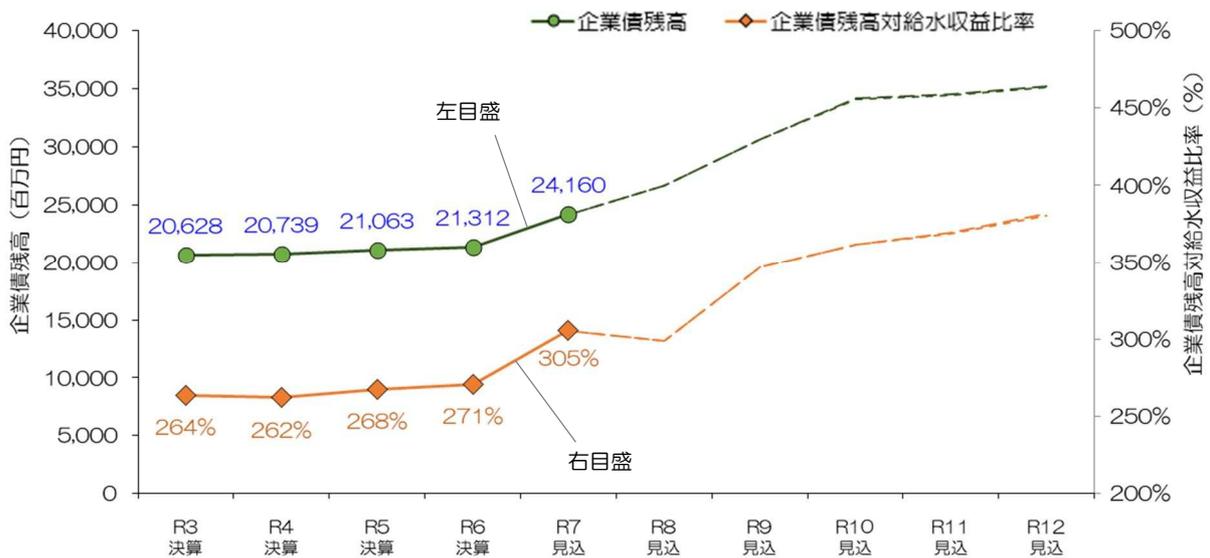


◆ 企業債残高

企業債借入額については、施設更新を計画的に進めるための重要な財源である一方、将来世代へ過度の負担とならないよう、その水準を適切に管理していく必要があります。このため、企業債残高対給水収益比率の目標については、上下水道事業経営審議会における令和6年11月での審議を踏まえ、水走配水場の更新をはじめとする大規模な施設更新への投資が集中する期間においては、一時的に500%以下まで許容することとします。

ただし、水走配水場更新への投資期間が終了した後においては、企業債残高の抑制に努め、将来的には当初目標の350%以下とすることで、持続可能な事業運営を目指します。

このように、企業債の活用にあたっては、必要な投資を着実に行いつつも、中長期的な視点に立った健全経営の維持に努めます。



◆ 料金回収率

料金回収率は、給水に係る費用をどの程度給水収益のみで賄えているかを表した指標です。給水に係る費用を給水収益のみで賄えている100%以上となるように努めます。建設物価の上昇に加え、昨今の物価、賃金、金利の上昇を見込んだ場合、令和12年度の料金回収率が100%を下回る可能性があるため、今後の社会情勢や事業環境の変化について、引き続き注視する必要があります。



【財政収支の試算における考え方】

■収益的収入

- 料金収入 : 水需要予測（低位）にもとづく有収水量に料金単価を乗じて算出
（※R10年度に約8%の料金改定を見込むと仮定）
- 長期前受金戻入 : 現行の保有資産及び将来の取得資産に係る見込額を算出
- その他 : 実績や計画をもとに加入金や受託工事収益、他会計負担金等を計上

■収益的支出

- 人件費 : 職員数計画をもとに、賃金上昇率を考慮して算出
- 経費 : 実績（R7見込値）や計画をもとに動力費・修繕費・委託料等を
物価上昇率を考慮して計上
- うち、受水費 : 将来の有収水量に受水単価（実績値で一定）を乗じて算出
- 減価償却費 : 現行の保有資産及び将来の取得資産に係る見込額を算出
- 支払利息 : 現行企業債利息と新規企業債利息（R7年度以降3%）の合計額を計上

■資本的収入

- 企業債 : 建設改良費の85%以内で、企業債残高対給水収益比率が500%以下
となる範囲で計上
- 国費 : 管路更新事業費の1/10、水走配水場更新事業費の1/4を計上
- その他 : 実績や計画をもとに負担金等を計上、不足分は補填財源を充当

■資本的支出

- 建設改良費 : 水道施設等再構築事業に必要な事業費を近年の建設工事費の上昇を
考慮して計上
- 企業債償還金 : 現行企業債借入分と新規企業債借入分に係る償還見込額を計上

（※）資金残高の算出式

$$\text{資金残高} = \text{流動資産} - (\text{流動負債} - \text{流動負債企業債}) - \text{退職給付引当金}$$

◆ 財政収支見通し（詳細）

（単位：千円，％）

区 分		年 度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
		決 算	決 算	決 算	決 算	決 算	決 算	決 算	決 算	決 算	決 算	決 算	決 算
収 入	益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	8,264,477	8,360,925	8,307,816	8,250,127	8,307,870	9,307,697	9,258,225	9,859,951	9,763,575	9,660,532	
		(1) 料 金 収 入	7,821,879	7,913,754	7,864,943	7,868,803	7,909,896	8,908,781	8,842,431	9,427,277	9,330,901	9,227,858	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	47,137	16,727	61,167	6,165	5,170	5,170	5,170	5,170	5,170	5,170	
		(3) そ の 他	395,461	430,444	381,706	375,159	392,804	393,746	410,624	427,504	427,504	427,504	
		2. 営 業 外 収 益	663,166	476,320	465,193	467,255	815,127	440,665	454,573	469,081	493,068	507,815	
		(1) 補 助 金	222,050	5,855	5,816	6,773	404,082	5,777	5,777	5,777	5,777	5,777	
		他 会 計 補 助 金	222,050	5,855	5,816	6,773	404,082	5,777	5,777	5,777	5,777	5,777	
		そ の 他 補 助 金											
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	185,352	209,409	183,777	183,737	182,383	199,471	213,379	227,887	251,874	266,621	
		(3) そ の 他	255,764	261,056	275,600	276,745	228,662	235,417	235,417	235,417	235,417	235,417	
		入 収 入 計 (C)	8,927,643	8,837,245	8,773,009	8,717,382	9,122,997	9,748,362	9,712,798	10,329,032	10,256,643	10,168,347	
		1. 営 業 費 用	8,314,863	8,142,059	8,203,994	8,167,057	8,370,483	8,404,198	8,538,084	8,543,335	8,714,224	8,796,560	
		(1) 職 員 給 与 費	906,408	874,845	861,072	774,586	801,993	804,554	817,504	829,858	841,266	852,117	
		基 本 給 与 費	405,865	384,028	425,835	377,508	392,113	392,113	398,425	404,446	410,006	415,294	
		退 職 給 付 費	90,570	111,100	103,695	70,800	84,360	86,722	87,936	89,079	90,148	91,139	
そ の 他	409,973	379,717	331,542	326,278	325,520	325,719	331,143	336,333	341,112	345,684			
(2) 経 費	5,721,017	5,610,751	5,645,599	5,653,525	5,869,744	5,811,245	5,852,735	5,802,052	5,720,929	5,733,884			
動 力 費	150,171	186,647	158,481	166,945	165,811	161,293	161,971	161,239	160,942	160,482			
修 繕 費	650,874	525,016	81,295	79,036	102,419	104,364	105,408	106,462	107,527	108,602			
材 料 費	2,068	1,765	2,378	1,351	2,387	2,432	2,456	2,481	2,506	2,531			
そ の 他	4,917,904	4,897,323	5,403,445	5,406,193	5,599,127	5,543,156	5,582,900	5,531,870	5,449,954	5,462,269			
(3) 減 価 償 却 費	1,687,438	1,656,463	1,697,323	1,738,946	1,698,746	1,788,399	1,867,845	1,911,425	2,152,029	2,210,559			
2. 営 業 外 費 用	268,541	250,114	271,730	248,660	325,771	359,641	451,673	591,368	714,084	743,600			
(1) 支 払 利 息	259,754	243,286	236,945	236,474	244,984	347,228	439,136	578,706	701,295	730,683			
(2) そ の 他	8,787	6,828	34,785	12,186	80,787	12,413	12,537	12,662	12,789	12,917			
出 支 出 計 (D)	8,583,404	8,392,173	8,475,724	8,415,717	8,696,254	8,763,839	8,989,757	9,134,703	9,428,308	9,540,160			
支 経 常 損 益 (C)-(D) (E)	344,239	445,072	297,285	301,665	426,743	984,523	723,041	1,194,329	828,335	628,187			
特 別 利 益 (F)	727			6	321,979								
特 別 損 失 (G)				36,965									
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	727			△ 36,959	321,979								
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	344,966	445,072	297,285	264,706	748,722	984,523	723,041	1,194,329	828,335	628,187			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)													
流 動 資 産 (J)	7,645,277	7,545,649	7,227,948	6,314,253	6,849,609	7,964,360	7,943,391	8,062,831	7,769,806	7,184,242			
うち 未 収 金	969,173	1,008,797	912,153	886,870	846,359	953,240	946,140	1,108,719	998,406	987,381			
流 動 負 債 (K)	2,908,330	3,242,706	3,221,052	3,033,539	3,305,219	3,272,513	3,641,435	3,645,885	3,549,395	3,695,101			
うち 建 設 改 良 費 分	1,088,918	1,076,022	1,103,347	1,122,856	1,181,584	1,260,656	1,308,398	1,436,125	1,500,016	1,535,295			
うち 一 時 借 入 金													
うち 未 払 金	970,371	1,352,409	1,305,063	1,048,887	1,301,057	1,209,624	1,499,474	1,456,182	1,231,965	1,313,780			
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	8,217,340	8,344,198	8,246,649	8,243,962	8,302,700	9,302,527	9,253,055	9,854,781	9,758,405	9,655,362			

(単位:千円)

区 分		年 度									
		3年度 決 算	4年度 決 算	5年度 決 算	6年度 決 算	7年度 決 算 見 込	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	1,030,000	1,200,600	1,399,400	1,352,900	3,970,400	3,645,272	5,286,700	4,789,700	1,790,100	2,224,492
	うち 資本費平準化債										
	2. 他 会 計 出 資 金										
	3. 他 会 計 補 助 金										
	4. 他 会 計 負 担 金	25,958	34,745	38,226	43,910	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金					420,000	330,000	335,000	312,000	380,000	341,000
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	568			379	129,361					
	8. 工 事 負 担 金	33,653	54,825	25,392	215,729	360,288	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
	9. そ の 他	9,800									
	計 (A)	1,099,979	1,290,170	1,463,018	1,612,918	4,908,049	4,303,272	5,949,700	5,429,700	2,498,100	2,893,492
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
	純 計 (A)-(B) (C)	1,099,979	1,290,170	1,463,018	1,612,918	4,908,049	4,303,272	5,949,700	5,429,700	2,498,100	2,893,492
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	1,394,432	2,897,108	2,765,347	3,392,323	6,243,322	4,988,210	8,261,616	7,534,453	4,345,015	5,179,326
	うち 職員給与費	184,959	194,083	198,681	209,960	264,224	298,349	303,251	307,910	312,238	316,275
	2. 企 業 債 償 還 金	1,023,698	1,088,918	1,076,023	1,103,347	1,122,857	1,181,584	1,260,656	1,308,398	1,436,125	1,500,016
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金										
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
5. そ の 他											
計 (D)	2,418,130	3,986,026	3,841,370	4,495,670	7,366,179	6,169,794	9,522,272	8,842,851	5,781,140	6,679,342	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	1,318,151	2,695,856	2,378,352	2,882,752	2,458,130	1,866,522	3,572,572	3,413,151	3,283,040	3,785,850	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,208,079	1,822,813	1,535,481	1,608,391	2,041,001	1,503,920	2,915,163	2,818,384	2,984,837	3,408,663
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額		629,314	609,347	1,030,259						
	3. 繰 越 工 事 資 金										
	4. そ の 他	110,072	243,729	233,524	244,102	417,129	362,602	657,409	594,767	298,203	377,187
計 (F)	1,318,151	2,695,856	2,378,352	2,882,752	2,458,130	1,866,522	3,572,572	3,413,151	3,283,040	3,785,850	
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)											
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)											
企 業 債 残 高 (H)	20,627,747	20,739,429	21,062,806	21,312,359	24,159,902	26,623,590	30,649,634	34,130,936	34,484,911	35,209,387	

○他会計繰入金

区 分		年 度									
		3年度 決 算	4年度 決 算	5年度 決 算	6年度 決 算	7年度 決 算 見 込	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収 益 的 収 支 分		253,486	33,109	29,233	24,240	438,082	39,777	39,777	39,777	39,777	39,777
	うち 基準内繰入金	253,486	33,109	29,233	24,240	438,082	39,777	39,777	39,777	39,777	39,777
	うち 基準外繰入金										
資 本 的 収 支 分		25,958	34,745	38,226	43,910	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000
	うち 基準内繰入金	25,958	34,745	38,226	43,910	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000
	うち 基準外繰入金										
合 計		279,444	67,854	67,459	68,150	466,082	67,777	67,777	67,777	67,777	67,777

第 6 章

ひがしおおさか水道ビジョン2030

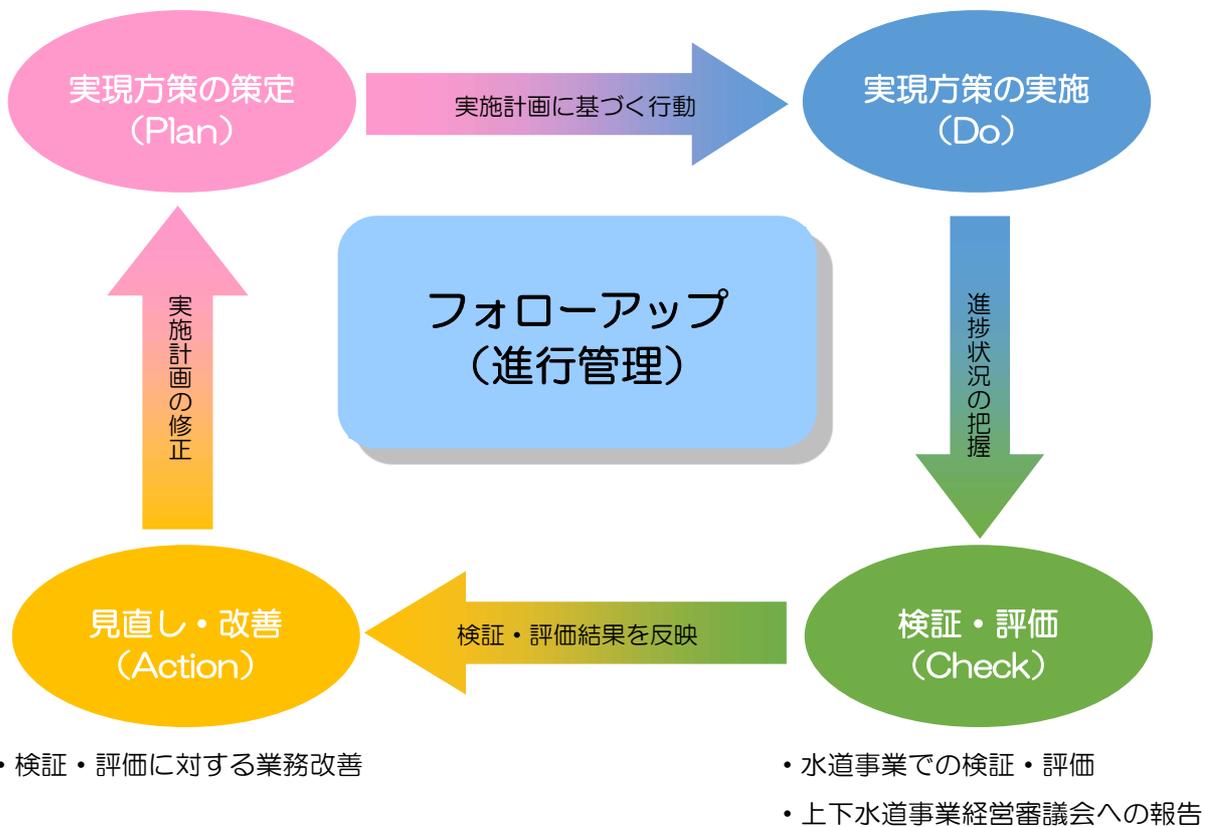
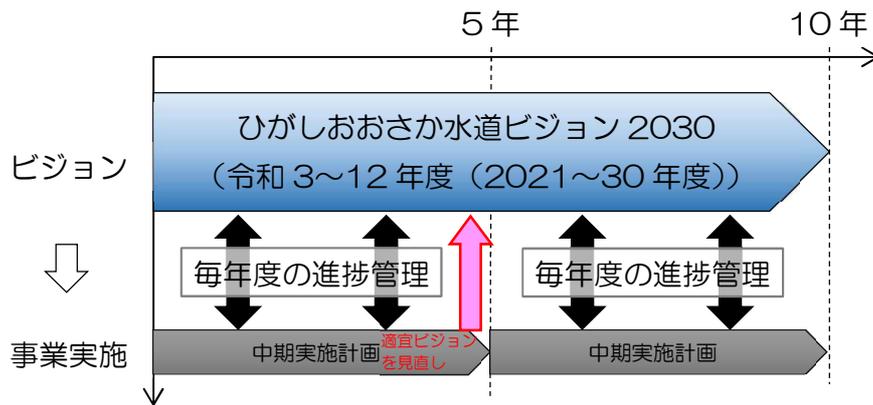
の実現に向けて

ビジョンのフォローアップ（進行管理）

「ひがしおおさか水道ビジョン 2030」では、50年後、100年後の長期的な将来を見据えて、今後10年間の東大阪市の水道事業の方向性を示しています。

多くの課題に直面し、事業環境が厳しくなるなか、ビジョンで示した施策や事業を推進するためには、計画的な取り組みが必要です。また、それぞれの取り組みの進捗状況や達成状況について、可能な限り定量的に評価することで、ビジョンの目標達成に向けた施策の推進や見直しを図っていく必要があります。

このため、ビジョンの実施計画として、5年毎に中期実施計画を策定し、PDCAサイクルにより各施策のフォローアップ（進行管理）を行います。



ビジョンの管理指標（KPI）

「ひがしおおさか水道ビジョン 2030」の実現に向けて、施策の進捗管理を的確に実施するために管理指標（KPI）を設定します。指標毎の目標値に対して、毎年度の目標達成度を評価し、目標達成に活用します。

（１）安全・安心・安定の信頼される水道（1/2）

指標項目	単位	業務指標PI※1	算定式	指標の説明	指標の優位性※2	計画策定時(R1)	中間目標(R7)	最終目標(R12)
水質基準不適合率	%	旧 1104	水質基準不適合回数/ 全検査回数×100	給水栓での水質基準値に対する不適合割合。	↓	0.0	目標数値 0.0 現状(見込)※3 0.0	0.0
水安全計画の運用・改善	—	—	—	水質管理の運用状況に基づく対応措置・方法の改善度合い及び水質基準の改定等の状況変化への対応状況を表す指標。	—	運用中	目標 適宜改善 現状(見込)※3 適宜改善	適宜改善
鉛製給水管率	%	A401	(鉛製給水管使用件数/ 給水件数)×100	給水件数に対する鉛製給水管使用件数の割合を示すものであり、鉛製給水管の解消に向けた取組の進捗度合いを表す指標。	↓	8.4	目標数値 5.5 現状(見込)※3 4.7	当初目標 3.1 今回見直し 1.8
小規模貯水槽水道点検率	%	A205 準拠	(5年以内に点検を実施した小規模貯水槽水道件数/ 小規模貯水槽水道数)×100	5年以内に点検を実施した小規模貯水槽水道の件数の割合を示すもので、水道事業としての貯水槽水道への関与度を表す指標。	↑	—	目標数値 80.0※4 現状(見込)※3 4.6	当初目標 100.0※4 今回見直し 84.0

※1：業務指標（PI）とは、水道事業者が水道サービスを客観的な数値で示し、施設の整備状況や事業の経営状況などを総合的に評価するための指標として用いているものであり、ここでは指標番号を参考に示しています。

※2：各指標の理想値の方向性であり、「↑：高い方が望ましい」「↓：低い方が望ましい」を示します。

※3：令和7年12月に算出した令和7年度見込み数値を示しています。

※4：点検には設置者・管理者の同意・協力が必要であり、すべて同意・協力を頂けた場合と仮定します

(1) 安全・安心・安定の信頼される水道 (2/2)

指標項目	単位	業務指標 PI※1	算定式	指標の説明	指標の 優位性※2	計画策定時 (R1)	中間目標 (R7)	最終目標 (R12)
管路更新率	%	B504	(更新された管路延長/ 管路延長)×100	管路の延長に対する更新された管路延長の割合を示すもので、管路更新の執行度合いを表す指標。	↑	0.68	目標数値 1.00※3	1.00※3
							現状(見込)※4 1.06	
配水池調査率	%	—	調査済施設数/コンクリート 製配水池施設数×100	躯体コンクリートの劣化状況を調査した配水池の割合を示すものであり、健全性確保に向けた配水池調査の執行度合いを表す指標。	↑	27.3	目標数値 81.8	計画策定時 81.8
							現状(見込)※4 63.6	今回見直し 100.0
有収率	%	B112	(年間有収水量/ 年間配水量)×100	年間配水量に対する有収水量の割合を示すもので、水道施設を通して供給される水量がどの程度収益に繋がっているかを表す指標。	↑	94.6	目標数値 95.0	95.0
							現状(見込)※4 93.4	

※1：業務指標（PI）とは、水道事業者が水道サービスを客観的な数値で示し、施設の整備状況や事業の経営状況などを総合的に評価するための指標として用いているものであり、ここでは指標番号を参考に示しています。

※2：各指標の理想値の方向性であり、「↑：高い方が望ましい」「↓：低い方が望ましい」を示します。

※3：長期的な視点から管路の更新需要を見通し、投資の平準化も行うため、大口径管路を施工する年度は目標を達成できないこととなりますが、100年間で全ての管路が更新されるサイクルを構築・推進していきます。

※4：令和7年12月に算出した令和7年度見込み数値を示しています。

(2) 災害に備えた強靱な水道

指標項目	単位	業務指標 PI※1	算定式	指標の説明	指標の 優位性※2	計画策定時 (R1)	中間目標 (R7)	最終目標 (R12)
配水池の耐震化率	%	B604	(耐震化済配水池有効容量 /配水池有効容量)×100	全配水池容量に対する耐震対策の施された配水池の容量の割合を示すもので、地震災害に対する配水池の信頼性・安全性を表す指標。	↑	48.7	目標数値 52.4	52.4
							現状(見込)※3 52.4	
管路の耐震管率	%	B605	(耐震管延長/ 管路延長)×100	全ての管路の延長に対する耐震管延長の割合を示すもので、災害に対する水道管路網の安全性、信頼性を表す指標。	↑	15.8	目標数値 19.9	計画策定時 24.3
							現状(見込)※3 20.6	今回見直し 25.0
基幹管路の耐震適合率	%	B606-2	(耐震適合性のある基幹管 路延長/基幹管路延 長)×100	基幹管路の延長に対する耐震適合性のある管路延長の割合を示すもので、災害に対する基幹管路の安全性、信頼性を表す指標。	↑	33.5	目標数値 53.2	計画策定時 65.3
							現状(見込)※3 60.3	今回見直し 67.8
重要給水施設配水管路 の耐震適合率	%	B607-2	(耐震化済重要給水施設配 水管路延長/重要給水施設 配水管路延長)×100	重要給水施設への配水管の延長に対する耐震適合性のある管路延長の割合を示すもので、大規模な地震災害に対する重要給水施設配水管路の安全性、信頼性を表す指標。	↑	-	目標数値 39.6	計画策定時 54.4
							現状(見込)※3 44.6	今回見直し 56.0

※1：業務指標（PI）とは、水道事業者が水道サービスを客観的な数値で示し、施設の整備状況や事業の経営状況などを総合的に評価するための指標として用いているものであり、ここでは指標番号を参考に示しています。

※2：各指標の理想値の方向性であり、「↑：高い方が望ましい」「↓：低い方が望ましい」を示します。

※3：令和7年12月に算出した令和7年度見込み数値を示しています。

(3) 健全な経営を持続できる水道 (1/2)

指標項目	単位	業務指標 PI ^{※1}	算定式	指標の説明	指標の 優位性 ^{※2}	計画策定時 (R1)	中間目標 (R7)	最終目標 (R12)
料金回収率	%	C113	(供給単価/給水原価)×100	給水原価に対する供給単価の割合を示すもので、水道事業の経営状況の健全性を表す指標。	↑	97.3	目標数値 100.0 以上 現状(見込) ^{※3} 91.9	100.0 以上
料金収納率	%	C126	(料金納入額/調停額)×100	1年間の水道料金総調定額に対して、決算確定時点において納入されている収入額の割合を示すもので、水道事業の経営状況の健全性を表す指標。	↑	98.8	目標数値 維持・向上 現状(見込) ^{※3} 99.2	維持・向上
給水収益に対する企業債残高の割合	%	C112	(企業債残高/給水収益)×100	給水収益に対する企業債残高の割合を示すもので、企業債残高が規模及び経営に及ぼす影響を表す指標。	↓	219.6	目標数値 350.0 以下 ^{※4} 現状(見込) ^{※3} 305.4	計画策定時 350.0 以下 ^{※4} 今回見直し 500.0 以下
内部・外部研修時間	時間/人	C203 準拠	(職員が内部・外部研修を受けた時間×受講人数)/全職員数	職員一人当たりの内部・外部研修の受講時間を表すもので、技術継承及び技術向上への取組状況を表す指標。	↑	4.1	目標数値 13.0以上 現状(見込) ^{※3} 12	16.0以上
研究発表会における発表事例数	回/年	—	日本水道協会等の研究発表会における発表事例数	日本水道協会等の研究発表会における発表事例数を示すもので、技術継承及び技術向上への取組状況を表す指標。	↑	なし	目標数値 複数回 現状(見込) ^{※3} 4	複数回

※1：業務指標(PI)とは、水道事業者が水道サービスを客観的な数値で示し、施設の整備状況や事業の経営状況などを総合的に評価するための指標として用いているものであり、ここでは指標番号を参考に示しています。

※2：各指標の理想値の方向性であり、「↑：高い方が望ましい」「↓：低い方が望ましい」を示します。

※3：令和7年12月に算出した令和7年度見込み数値を示しています。

※4：将来の水道施設の更新需要増大により多額の建設改良費が必要となることから、企業債残高は上昇することが避けられない状況である一方、将来世代への過度の負担を残さないよう努めるための目標値としています。

(3) 健全な経営を持続できる水道 (2/2)

指標項目	単位	業務指標 PI※1	算定式	指標の説明	指標の 優位性※2	計画策定時 (R1)	中間目標 (R7)	最終目標 (R12)
インターネットによる情報の提供度	回	C402	HP等への掲載回数	水道事業の情報発信回数を表すもので、お客様への事業内容の公開度合いを表す指標。	↑	129	目標数値 向上 現状(見込)※3 256	向上
水道に対する満足度	%	—	「満足」等回答数/ アンケート回答数× 100	アンケートで水道に「満足」等と回答した人数割合を示すもので、お客さまの満足度を表す指標。	↑	63.5	目標数値 向上 現状(見込)※3 65.9	向上
建設副産物のリサイクル率	%	B306	(リサイクルされた建設副産物量 / 建設副産物発生量) × 100	水道事業における工事などで発生する建設副産物のうち、再資源化(再使用・再生利用)された建設副産物の割合を示すもので、環境保全への取り組み度合いを表す指標。	↑	94.3	目標数値 90.0 以上※4 現状(見込)※3 100.0	90.0 以上※4
配水量 1 m ³ 当たり電力消費量	kWh/m ³	B301	電力使用量の合計 / 年間配水量	配水量 1 m ³ 当たりの電力消費量を示すもので、省エネルギー対策への取り組み度合いを表す指標。	↓	0.15	目標数値 維持・低減 現状(見込)※3 0.15	維持・低減
再生可能エネルギー利用率	%	B304	(再エネ設備電力使用量 / 全施設電力使用量) × 100	全施設の電力消費量に対する再生可能エネルギーの利用の割合を示すもので、環境負荷低減に対する取り組み度合いを表す指標。	↑	0.08	目標数値 向上 現状(見込)※3 0.40	向上

※1：業務指標(PI)とは、水道事業者が水道サービスを客観的な数値で示し、施設の整備状況や事業の経営状況などを総合的に評価するための指標として用いているものであり、ここでは指標番号を参考に示しています。

※2：各指標の理想値の方向性であり、「↑：高い方が望ましい」「↓：低い方が望ましい」を示します。

※3：令和7年12月に算出した令和7年度見込み数値を示しています。

※4：リサイクルの可否は現場で発生した副産物の状態や性状に影響され、指標の増減を把握することが困難であるため、過去3年間の実績値の最小値をもとに目標値を設定しています。

資料編

ア行

アセットマネジメント※59

中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動のこと。

インバータ制御※44

直流電圧を交流電圧に変換する装置を用いた制御方式で、ポンプ等電動機の回転速度制御に用いられる。無段階でスムーズな制御が可能、回転数に関らず 95%以上の高効率運転、始動電流が比較的少ない等の長所がある。

応急給水※29

地震、濁水、事故などにより、水道による給水ができなくなった場合に、被害状況に応じて、拠点給水、運搬給水及び仮設給水などにより、飲料水を給水すること。

応急給水施設※62

地震等災害時などで水道施設が被害を受け、断水した場合に飲料水を給水するために必要となる施設で、浄配水場等の拠点給水施設や耐震性貯水槽のこと。

大阪広域水道企業団※9

大阪広域水道企業団は、大阪府営水道を引き継ぐ団体として、平成 22 年度に大阪府内の 42 市町村が共同で設立した一部事務組合（特別地方公共団体）である。

OJT※38

「On-The-Job Training」の略で、実務を通じて経験豊富なベテラン職員が業務に必要な知識・技術・技能・態度などを指導し、全体的な能力を育成させる手法である。

カ行

外部精度管理※8

複数の検査機関が統一された未知濃度試料を測定し、この結果を元に各検査機関における測定結果の解析などを実施し、必要に応じて検査技術の改善を行うこと。

官民連携※69

行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サー

ビスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るものである。

基幹管路※23

重要度が高く、漏水等事故が発生した場合に重大な影響を及ぼす重要な管路であり、導水管、送水管、配水本管（配水管のうち口径 400mm 以上の水道管）のこと。

企業債※36

地方公営企業が行う建設、改良等に要する資金に充てるために起こす地方債のこと。

給水区域※54

水道事業者が許可を受け、一般の需要に応じて給水を行うとした区域のこと。

給水収益※35

水道事業会計における営業収益の一つで、水道料金として収入となる収益のこと。

給水人口※67

給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口のこと。

給水栓※10

給水装置の末端部に取り付けられる開閉吐水器具のことで、一般に蛇口、水栓、カランなどとも呼ばれている。

給水装置※32

需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具のこと。

業務継続計画（BCP）※28

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画のこと。

緊急遮断弁※26

地震や管路の破裂などの異状を検知するとロックやクラッチが解除され、自動的に緊急閉止できる機能を持ったバルブのこと。

経営戦略

各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である。

その中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画と、財源の見通しを試算した計画を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した収支計画である。

けんせつはっせいど 建設発生土※72

建設工事に伴い副次的に発生する土砂のこと。

こういきれんけい 広域連携※39

市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等間の連携等にあたるものである。具体的な方策としては、事業統合や経営の一体化のほか、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的处理等、多様な方策が考えられる。

こうしんきじゅんねんすう 更新基準年数※58

施設・管路の材質や設置環境、劣化状況、重要度、維持管理状況などにもとづいて、実際に使用できる期間を予測し設定した年数のこと。

サ行

さいがいきぎょうてい 災害協定※65

地震などの災害発生時に、人的・物的支援が受けられるように、自治体や関係機関、民間企業等の各種団体と締結する協定のこと。

ざんりゅうえんそ 残留塩素※51

水に注入した塩素が、消毒効果をもつ有効塩素として消失せずに残留している塩素のこと。

じーあいえす GIS※31

GISは、「Geographic Information System」の略で、地理的な位置情報を手がかりに、文字や数字、画像などをコンピュータ上で関連付けして、視覚的に情報を総合管理する技術の総称のこと。水道では、地図と管路情報を一元的に管理する際に用いられる。

じかほつでんせつび 自家発電設備※61

電力会社から供給を受ける電力とは別に、事業所内で必要な電力を自前で賄うための発電設備のこと。非常時と常用があり、使用機関には主にディーゼルとガスタービンが用いられる。

していきゅうすいそうちこうじじぎょうしゃ 指定給水装置工事事業者※42

指定給水装置工事事業者制度は、給水装置工事により設置された給水装置が、構造材質基準に適合することを確保するため、水道事業者が、その給水区域において給水装置工事を適正に施行することができるものと認められる者の指定をすることができる制度（水道法第16条の2）であり、指定を受けた工事事業者を指定給水装置工事事業者という。

しーびーえす あいおーてい CPS/IoT※68

CPSは、「CyberPhysical Systems」の略で、実世界（フィジカル空間）にある多様なデータをセンサーネットワーク等で収集し、サイバー空間で大規模データ処理技術等を駆使して分析／知識化を行い、そこで創出した情報／価値によって、産業の活性化や社会問題の解決を図っていくものである。

IoTは、「Internet of Things」の略で、ITU（国際電気通信連合）の勧告では、「情報社会のために、既存もしくは開発中の相互運用可能な情報通信技術により、物理的もしくは仮想的なモノを接続し、高度なサービスを実現するグローバルインフラ」とされている。

しほんてきしゅうし 資本的収支※75

収益的収入及び支出に属さない収入・支出のうち、現金の収支を伴うもので、主として建設改良及び企業債に関する収入及び支出のこと。資本的収入には企業債、出資金、国費などを計上し、資本的支出には建設改良費、企業債償還金などを計上する。

しゅうえきてきしゅうし 収益的収支※74

企業の経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出のこと。収益的収入には給水サービスの提供の対価である料金などの給水収益のほか、土地物件収益、受取利息などを計上し、収益的支出には給水サービスに必要な人件費、物件費、支払利息などを計上する。

じゅうようきゅうすいしせつ 重要給水施設※24

震災時の給水が特に必要な医療機関、避難所等の施設のことである。重要給水施設の種別は、医療機関、避難所および防災拠点等に大別される。

じゅうすい 受水※16

水道事業者が水道用水供給事業から浄水（水道用水）の供給を受けること。

じゅうすいじょう 取水場※55

河川水や地下水などの原水を取り入れるための施設のこと。

じゅうでん 受電※60

電力会社などから特別高圧または高圧で電気を受けること。

しょうかせん 消火栓※21

消火用の水栓のこと。消火栓の設置位置は、建物の状況などに配慮して 100～200m 間隔とされている。

じょうすいじょう 浄水場※15

浄水処理に必要な設備がある施設のこと。浄水方法により異なるが、一般に浄水場内の施設として、着水井、凝集池、沈殿池、汙過池、薬品注入設備、消毒設備、浄水池、排水処理施設、管理室などがある。

しょうらいたんひりつ 将来負担比率※73

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表した指標である。

しんすいどうびしょん 新水道ビジョン※2

平成 25 年（2013 年）3 月に厚生労働省が策定し、50 年後、100 年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、取り組みの目指すべき方向性やその実現方策、関係者の役割分担を提示したものである。

すいしつけんさけいかく 水質検査計画※47

水道の水質検査についてお客さまにわかりやすく説明するために、水道法第 20 条及び水道法施行規則第 15 条に基づき、水質検査項目・検査地点・検査頻度等を定めたものである。

すいしつじこ 水質事故※45

何らかの原因により、油、化学物質、微生物などが川や湖沼に流れ込む突発的な事故のこと。

すいしつもにたー じどうすいしつかんしろうち 水質モニター（自動水質監視装置）※6

配水管の水圧や水質の状態を 24 時間、自動で観測する装置のこと。

すいどうじょうほうかつようしすてむ 水道情報活用システム※37

水道事業者等が有する水道に関する設備・機器に係る情報や、事務系システムが取り扱うデータを横断的かつ柔軟に利活用できる仕組みのこと。

すいどうすいしつきじゆん 水道水質基準※48

水質基準のうち水道法により規定されるもので、水道水が備えなければならない水質上の要件のこと。

水道用ポリエチレン管※49

耐候性の高い外層と耐塩素水性の高い内層の二層構造のポリエチレン製の管のこと。給水管や配水管に用いられる。

スマートメーター※41

自動通信によりお客さまの使用水量データを取得（自動検針）できる水道メーターのこと。

夕行

台帳※12

施設・管路の状況を的確に把握するために、諸元、構造、機能などの情報を整理したものの。

耐震性貯水槽※30

地震対策として応急給水を確実に実施するために、地震時の外圧などに対し、十分な耐震、耐圧設計によって築造された飲料水を貯留する施設のこと。

滞留時間※50

タンクまたは池の容量を流入量で除したもので、完全押し流れを仮定したときの理論的滞留時間のこと。

濁水※53

水道管内の水が流れる速さや方向が変わることで、水道管に蓄積された鉄錆がはがれて水道水に濁りが発生する現象のこと。

断水※52

水道管の工事や洗管作業、突発的な事故などにより、水道施設の機能が停止し、一時的に水道水の供給が滞ること。

地方公営企業※3

地方公営団体が経営する企業のうち、水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業の7事業のこと。

貯水槽水道※13

水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水を水源とするもの。

ちよっけつきゅうすい 直結給水※14

需要者の必要とする水量、水圧が確保できる場合に、配水管の圧力を利用して給水する方式。

どしゃさいがいとくへつけいかいいき 土砂災害特別警戒区域※64

避難に配慮を要する方々が利用する要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制していく必要性が特に高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域のこと。

八行

はいすいしかん 配水支管※63

配水本管から受けた浄水を給水管に分岐する役目をもつ配水管のこと。

はいすいじょう 配水場※7

需要者の必要とする水を適正な水圧で配水するための施設のこと。配水池、配水塔、高架タンク、配水管、ポンプなどで構成される。

はいすいちようりょう 配水池容量※27

配水池の高水位から低水位までの有効貯水量のこと。

はいすいぶろっくか 配水ブロック化※18

給水区域を配水池及び配水ポンプを核にいくつかの配水区域に分割し、さらにその中を配水ブロックに分割して、ブロックごとに水量及び水圧を管理すること。

ばっくあっぷ バックアップ※25

災害や事故等により水道施設に被害が生じて、他の供給経路（ルート）から水を融通すること。

ひがしおおさかしだいさじさうごうけいかく 東大阪市第3次総合計画※1

東大阪市の最上位計画として、令和2年7月に策定され、今後のまちづくりの方向性や指針を明らかにする計画である。

PFAS※46

PFASは「per- and polyfluoroalkyl substances」の略で、ペルフルオロアルキル化

合物とポリフルオロアルキル化合物の総称であり、主に炭素とフッ素から成る有機化合物などをいう。

PFAS には数多くの種類が存在し、中でも PFOS と PFOA が代表的であり、水や油をはじく性質があり、フライパンの表面加工や撥水剤、消火剤など幅広い分野で用いられている。これらの物質は熱、薬品、自然環境の中でも分解されにくく、体内に蓄積されやすいため、現在、国内外で使用や製造は禁止されている。

なお、水質基準に関する省令が改正され、令和8年度から PFOS 及び PFOA が水質基準項目に追加される。

PPP/PFI^{※70}

PPP は、「Public Private Partnership」の略で、官民協力、官民協働をさす。

PFI (Private Finance Initiative) は、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方である。「小さな政府」を目指す行政改革の一環として、1992 年にイギリスで導入された。

布設替え^{※11}

古い管を撤去し、新しい管を布設すること。

法定耐用年数^{※56}

地方公営企業法により定められた耐用年数であり、税制上の減価償却の対象となる期間のこと。

ポンプ場^{※17}

地形、構造物の立地または管路の状況など、諸条件に応じたポンプ圧送方式により水を送る設備を設置した施設のこと。

マ行

マイクロ水力発電^{※43}

河川、上下水道などで利用される水のエネルギーを利用し、水車を回すことで発電する方法のこと。出力 100kW 以下の小規模な発電設備を「マイクロ水力発電」と呼ぶ。

マッピング^{※71}

地図情報に地下埋設管や関連施設の図形に加え、管路の口径、管種、埋設年度などの属性情報や、管理図面などをデータベース化したもの。

みずあんぜんけいかく 水安全計画※5

水源から給水栓に至る水道システムに存在する危害を抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御することにより、安全な水の供給を確実にするシステムづくりを目指すための計画のこと。

ヤ行

ゆうこうりつ 有効率※57

有効水量を給水量で除したもの。ここで、有効水量は使用上有効とみられる水量のことで、メータで計量された水量、もしくは需要者に到達したものと認められる水量並びに事業用水量などをいう。

ゆうしゅうすいりょう 有収水量※22

料金徴収の対象となった水量及び他会計等から収入のあった水量。

ゆうしゅうりつ 有収率※20

有収水量を給水量で除したもの。

ウ行

りょうきんしゅうのうりつ 料金収納率※34

水道料金を賦課した額（調定額）に対し、徴収できた額の割合のこと。

りょうきんすいじゆん 料金水準※66

一定期間の能率的経営の下における適正な原価を基準として、これをまかなうために必要な料金の総収入額のこと。

りょうきんたいけい 料金体系※33

個々の需要者から徴収する水道料金の算定の基礎となる単価の体系のこと。

ろうすいちようき 漏水調査※19

漏水の位置、量、原因などを調査すること。自然漏水発生頻度を基に、配管図において調査巡回周期の設定を行い調査する計画的作業と、出水不良など緊急を要する機動的作業に分けられる。

ひがしおおさか水道ビジョン2030中間見直しの経過

「ひがしおおさか水道ビジョン2030」の中間見直しにあたり、意見を聴取するため、東大阪市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を開催しました。

【審議会開催概要】

日程	検討案件等
令和7年11月18日（火）	ひがしおおさか水道ビジョン2030 中間見直しのたたき案について
令和8年2月6日（金）	ひがしおおさか水道ビジョン2030 中間見直し素案について

【審議会委員】

氏名	所属 役職	備考
かさはら しんすけ 笠原 伸介	大阪工業大学 工学部 教授	学識経験者
なかじま たかこ 中嶋 貴子	大阪商業大学 公共学部 准教授	//
こいで みちこ 小出 道子	株式会社 松よし人形 代表取締役	関係団体が 推薦するもの
いしだ てつあき 石田 哲章	東大阪市自治協議会 副会長	//
まつうら ようこ 松浦 陽子	東大阪市消費者団体協議会 会長	//
とくもと みちのり 徳本 道則	大阪広域水道企業団 東部水道事業所長	//
なかにし よしのり 中西 嘉則	大阪府 東部流域下水道事務所長	//
もりおか たいせい 森岡 大成		市民公募

